

# 三重県緑の広域計画 (中間案)

令和8(2026)年5月

三 重 県



<b>第1章. 計画の基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1. 計画改定の背景と目的 .....	2
2. 計画の位置づけ .....	3
2. 1. 国・市町の計画や都市計画との関係 .....	3
2. 2. 花とみどりの三重づくり基本計画との関係.....	4
3. 計画期間・対象区域.....	5
3. 1. 計画期間.....	5
3. 2. 対象区域.....	5
4. 計画の対象とする緑地 .....	6
4. 1. 対象とする緑地.....	6
4. 2. 緑地の構造 .....	6
4. 3. 緑地の分類 .....	8
4. 4. 緑地の機能.....	9
5. 計画の構成 .....	10
<b>第2章. 緑地を取り巻く現状と課題</b> .....	<b>11</b>
1. 法改正の状況 .....	12
2. 上位・関連計画.....	13
3. 近年の社会情勢.....	15
4. 緑地の現況.....	21
4. 1. 緑地の特性.....	21
4. 2. 緑地・緑被の変遷 .....	25
4. 3. 緑地の保全等に係る制度等の活用状況.....	39
5. 緑地に関する県民の意識 .....	42
6. 前計画の指標の検証.....	45
6. 1. 指標の状況.....	45
6. 2. 指標の検証結果.....	45
7. 都市の緑地の課題 .....	47
<b>第3章. 都市の緑地の将来像</b> .....	<b>49</b>
1. 緑地の保全及び緑化の推進の方針 .....	51
1. 1. 基本理念.....	51
1. 2. 基本方針.....	51
1. 3. 圏域ごとの基本方針.....	52
2. 緑地の保全及び緑化の目標と指標 .....	62
2. 1. 緑地の保全及び緑化の目標.....	62
2. 2. 緑地の保全及び緑化の目標に係る指標.....	64
3. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策 .....	65
3. 1. 「緑地を守る」ための主な施策.....	65
3. 2. 「緑地をつくる」ための主な施策 .....	67
3. 3. 「緑地を育む」ための主な施策.....	69
4. 県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項.....	70

---

<b>第4章. 計画の推進</b> .....	<b>71</b>
1. 各主体の役割 .....	72
2. 進行管理.....	73
2. 1. 進行管理の対象.....	73
2. 2. 進行管理の方法.....	73
<b>第5章. 市町の取組促進に向けて</b> .....	<b>75</b>
1. 緑の基本計画の概要.....	76
1. 1. 緑の基本計画について .....	76
1. 2. 緑の基本計画の位置づけ .....	76
2. 緑の基本計画策定における参考資料 .....	77
2. 1. 参考法令・資料等 .....	77
2. 2. 緑の基本計画の構成.....	78
2. 3. 緑地の保全・活用に関する各種制度 .....	80
2. 4. 取組事例.....	82
2. 5. 指標設定の参考データ .....	90

# 第1章. 計画の基本的事項

# 第1章. 計画の基本的事項

## 1. 計画改定の背景と目的

都市における緑地は、都市のオープンスペースとして、良好な都市環境の保全、防災、レクリエーション、良好な都市景観の形成など様々な機能を有しており、都市の住民が健康で文化的な生活を送る上で不可欠なものです。

本県においては、都市の景観形成や環境保全に対する関心の高まりの中で、本県の緑地等の将来像やその実現に向けた方針を明らかにし、今後、市町村が「緑の基本計画」を策定するにあたって、指針として活用されることを目的に、平成10（1998）年3月に「三重県広域緑地計画」を策定しました。

その後、緑地に関連する法制度の変更や社会情勢の変化等に鑑み、平成23（2011）年8月に計画の改定（以下、「前計画」）を行いました。前計画では、本県の緑地の特性や都市の特性などから課題を導き出し、「みどりを守り・みどりをつくり・みどりを育み、みんなで支える美しい県土」を基本理念として、緑地の保全や創出を進めてきました。

前計画が策定されてから約14年が経過し、人口減少・少子高齢化や気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化、地球温暖化等、生活を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、それらの課題解決に向け、自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラを積極的に活用することが期待されています。

また、本県では、花とみどりのさまざまな効果を有効活用し、多様な主体との連携のもと「花とみどりでやさしさあふれる健やかなふるさと三重」の実現を目指すため、令和5（2023）4月に「花とみどりの三重づくり条例」が施行され、本条例に基づき、花とみどりに関する取組を総合的かつ計画的に進めるため、令和6（2024）年3月に「花とみどりの三重づくり基本計画」を策定しました。

さらに、令和6（2024）年11月都市緑地法等の一部を改正する法律が施行され、都道府県が策定する「緑の広域計画」の法定化や、同年12月に国の「緑の基本方針」が策定・公表されるなど、都市の緑地を取り巻く状況が変化してきました。

このような背景のもと、本県では、一つの市町を超えた広域的な見地から、主として都市計画区域内で講じられる都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施するため、「緑の基本方針」に基づき、現行の「三重県広域緑地計画」を「三重県緑の広域計画」と改題し、本県の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画として改定するものです。

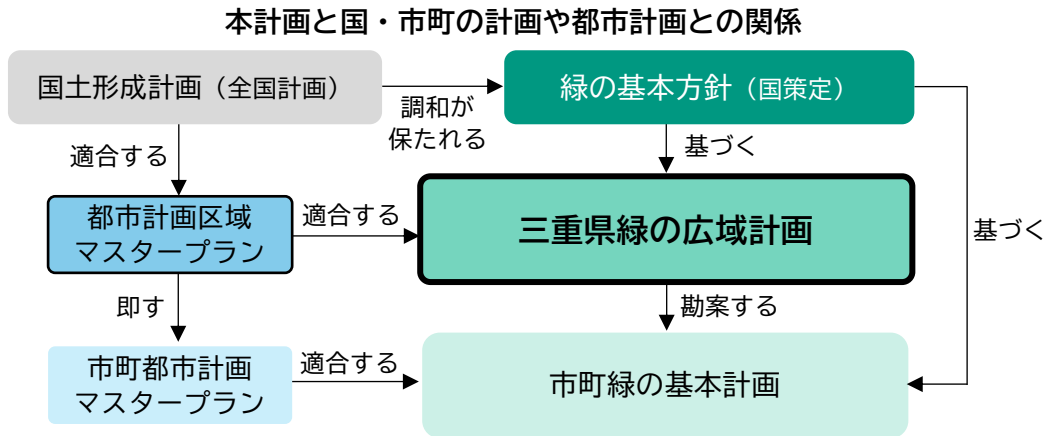
本計画の策定・改定の経緯と関連法等の施行状況

年 月	事 項
平成10（1998）年3月	三重県広域緑地計画 策定
平成23（2011）年7月	三重県広域緑地計画 改定
令和5（2023）年4月	花とみどりの三重づくり条例 施行
令和6（2024）年3月	花とみどりの三重づくり基本計画 策定
令和6（2024）年11月	都市緑地法等の一部を改正する法律 施行
令和6（2024）年12月	国の「緑の基本方針」策定

## 2. 計画の位置づけ

### 2. 1. 国・市町の計画や都市計画との関係

本計画は、都市緑地法第3条の3第1項の規定により定める計画として、国の「緑の基本方針」に基づくもので「都市計画区域マスタープラン」に適合することとされています。また、市町が「緑の基本計画」を策定する場合には本計画を勘案することが必要です。



#### 「緑の基本方針」「緑の広域計画」「緑の基本計画」の意義・目的

「緑の基本方針」は、都市緑地法第3条の2に基づき、都市における緑地の保全等の取組を国家的な観点からより一層推進するため、国土交通大臣が緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針等を定めるものです。

「緑の広域計画」は、都市緑地法第3条の3に基づき、都道府県が、一つの市町村の区域を超える広域的な見地から、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき、当該都道府県の緑地の保全及び緑化の推進に関して定めるものです。

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条において、「市町村が都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置として、主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するための計画であり、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」と規定されています。

#### 都市緑地法 第3条の2（基本方針）

国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針を定めなければならない。

#### 都市緑地法 第3条の3（広域計画）

都道府県は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき、当該都道府県の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画を定めることができる。

#### 都市緑地法 第4条第1項（基本計画）

市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき（広域計画が定められている場合にあつては、基本方針に基づくとともに、当該広域計画を勘案して）、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。

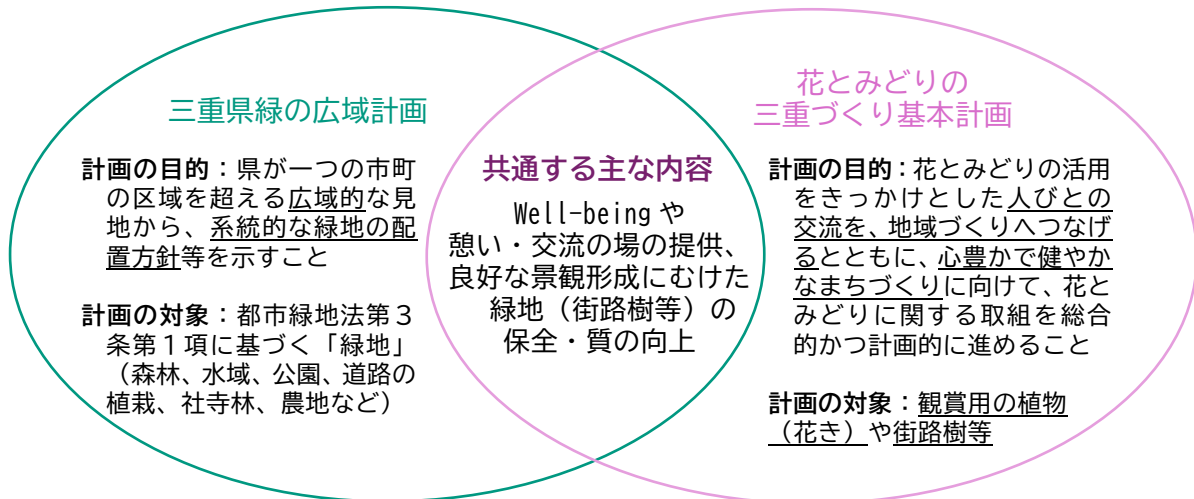
## 2. 2. 花とみどりの三重づくり基本計画との関係

「花とみどりの三重づくり基本計画」は、花とみどりの三重づくり条例に基づき策定された計画で、観賞用の植物（花き）や街路樹等（街路樹その他の良好な景観の形成に資する植物）を「花とみどり」として定義し、県有施設や社会福祉施設等における花とみどりの活用やその促進、花とみどりの文化の振興や教育等の推進等に関する基本的施策を定めています。

本計画と「花とみどりの三重づくり基本計画」を比較すると、本計画は広域的な観点から緑地を対象とした方針を示すものであるのに対し、「花とみどりの三重づくり基本計画」はより身近な花きや街路樹を対象とし、人による活用に着目している計画といえます。

本計画においては、特に Well-being や憩い・交流の場の提供、良好な景観形成に向けた緑地の保全等に関する方針では、「花とみどりの三重づくり基本計画」と整合を図ることとします。

### 本計画と花とみどりの三重づくり基本計画の関係



### 3. 計画期間・対象区域

#### 3. 1. 計画期間

計画期間は、都市計画区域マスタープランへの適合を考慮し、都市の緑地の将来を想定するため、おおむね20年間とし、令和18(2036)年度を中間目標年次、令和28(2046)年度を目標年次とします。

#### 3. 2. 対象区域

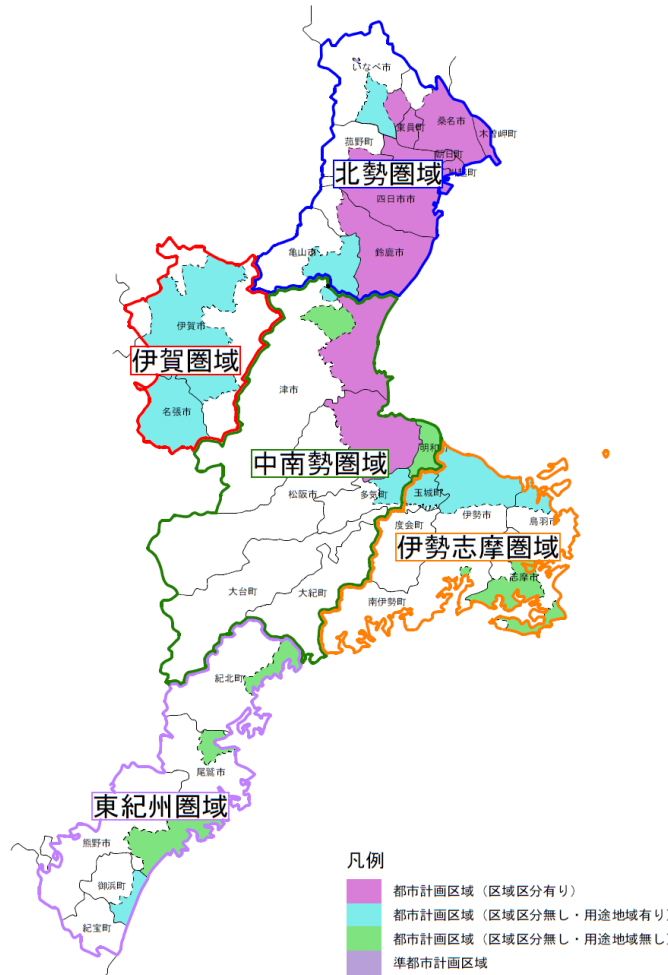
対象区域は、主に都市計画区域とします。なお、都市計画区域外も含めた緑地と都市計画区域の緑地との連続性や緑地のネットワークの保全を考慮し、「第2章 緑地を取り巻く現状」や「第3章 都市の緑地の将来像」の方針の検討においては県全域を考慮することとします。

本県は29市町からなり、そのうち、25市町に都市計画区域があります。

「三重県都市計画区域マスタープラン」では、結びつきが強い広域圏として県内を「北勢圏域」「中南勢圏域」「伊勢志摩圏域」「伊賀圏域」「東紀州圏域」の5つの広域都市圏に区分し、都市計画の目標、方針を定めています。

そのため、本計画においても、一体的な都市活動があるエリアにおいて、広域的な視点で、地域の実状に応じて必要な緑地の保全や緑化推進を検討する必要があるため、「北勢圏域」「中南勢圏域」「伊勢志摩圏域」「伊賀圏域」「東紀州圏域」の5圏域に区分し、方向性等の検討を行います。

都市計画区域と圏域の位置



## 4. 計画の対象とする緑地

### 4. 1. 対象とする緑地

対象とする緑地は、都市緑地法第3条第1項に基づき、樹林地、草地、水辺地、岩石地もしくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が単独、もしくは一体となって、またはこれらに隣接している土地がこれらと一体となって、良好な自然的環境を形成している緑地とします。

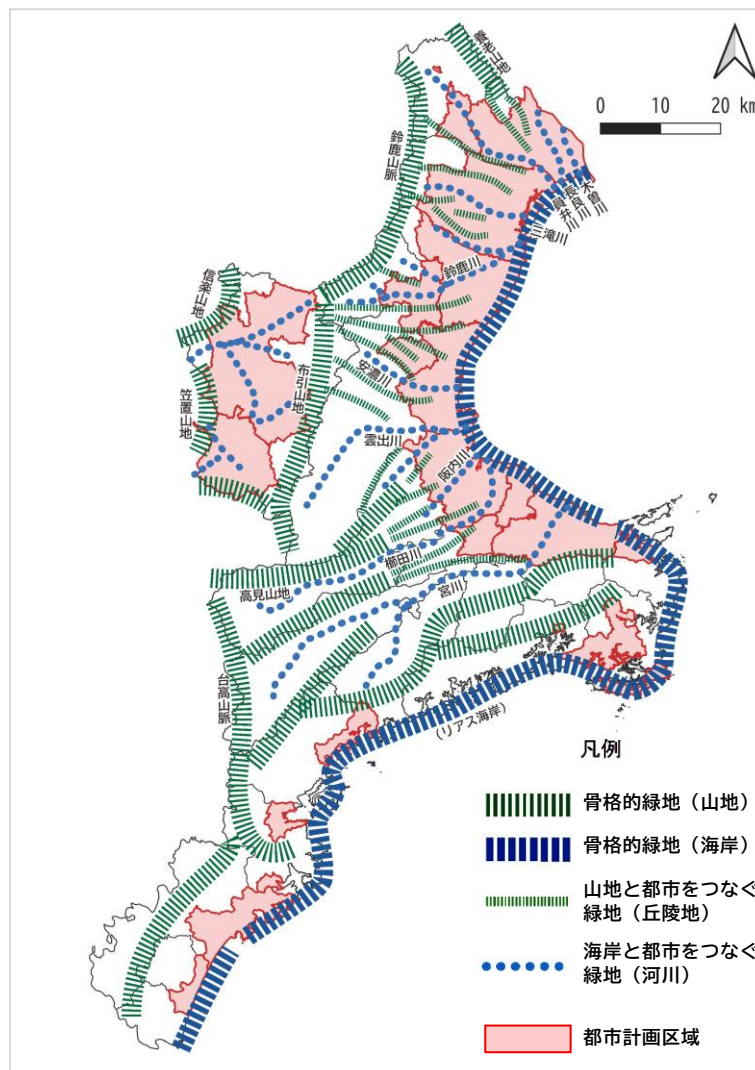
### 4. 2. 緑地の構造

#### (1) 県土の骨格を形成する緑地

県土の骨格を形成する緑地としては、鈴鹿山脈や台高山脈等の山々がなす大きな緑地と、そこにつながる丘陵地や里山、これらを源とする河川および白砂青松の海岸を有する伊勢湾や、リアス海岸が特徴的な熊野灘等の海岸などがあげられます。

これら県土の大きな緑地とそのつながりを構成する緑地は「三重県らしさ」を創り出しながら、生物の生息・生育環境を支えるために重要です。これらの山地、丘陵地、河川、海岸等の県土の骨格を形成する緑地を「骨格的緑地」とします。

緑地の骨格模式図（三重県らしさを創り出す緑地）



## (2) 骨格的緑地の構造

本県の骨格的緑地の構造は大きく3つに分類でき、それぞれの特徴の中で都市は緑地の恩恵を受けています。こうした骨格的緑地の保全や、骨格的緑地から都市の身近な緑地へとつながるネットワーク形成等の取組が、都市環境の維持・向上や良好な景観形成等の基礎となります。

また、山地・丘陵地同士や山地・丘陵地と海岸や丘陵地、河川等がつながり、都市がそのつながりを阻害せず、ひいては都市の緑地がつながりに寄与することで、エコロジカル・ネットワークが維持・形成され、生物多様性の保全・向上に寄与します。

### 地形別の緑地の骨格構造

#### ① 平野部の構造：北勢圏域、中南勢圏域の伊勢湾側

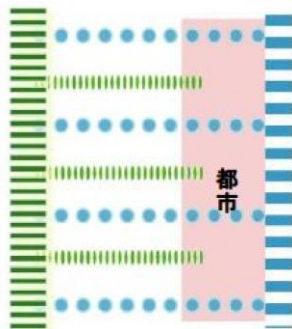
都市は平野に位置し、直接または河川や丘陵地等の緑地により山地や海岸とつながる。

#### ② 盆地・山間部の構造：伊賀圏域等

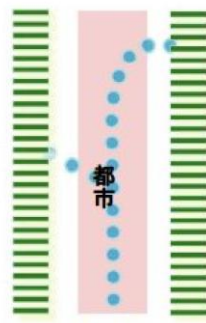
山地に囲まれた盆地等に都市が位置し、直接または河川等の緑地により山地とつながる。

#### ③ 海岸部の構造：伊勢志摩圏域、東紀州圏域

海岸と山地が近接しており、都市はこれら緑地に挟まれて位置する。



① 平野部の構造



② 盆地・山間部の構造



③ 海岸部の構造

凡例

骨格的緑地

||||||| : 骨格的緑地 (山地)

||||||| : 骨格的緑地 (海岸)

||||||| : 山地と都市をつなぐ緑地 (丘陵地)

●●●●● : 海岸と都市をつなぐ緑地 (河川)

### 4. 3. 緑地の分類

山地、丘陵地、河川、海岸等の県土の骨格を形成する「骨格的緑地」に対し、都市公園や市街地の身近な緑地、農地などの比較的規模が小さな緑地を「拠点的緑地」とし、対象とする緑地は下表のとおり分類します。

本計画で対象とする緑地は、下の緑地のイメージ図のうち、主に都市計画区域内にある「骨格的緑地」と「拠点的緑地」とします。

対象とする緑地の分類

区分		県主体で守る緑地	市町主体で協力しながら守る緑地
自然	森林 (山地・丘陵地)	骨格的 緑地	保安林、まとまりある森林等
	水域 (河川、海岸、湖、池沼、湿地)		大規模な河川、湿地、海岸等
公的空間 の緑地	都市公園	拠点的 緑地	レクリエーション都市、広域公園、総合公園、運動公園等
	法的に守られた緑地		自然公園等
	その他の公共空間の緑地		幹線道路、県管理施設の植栽等
民有緑地	市街地の身近な緑地	-	市民緑地、工場緑地、屋敷林、生け垣等
	歴史・文化的な緑地	神宮の森、熊野古道などの歴史や規模的に優れるもの	社寺林、天然記念物等
	農地	大規模農地	市街地に介在する農地、生産緑地、市民農園等

対象とする緑地の分類イメージ







## 4. 4. 緑地の機能

緑地には、私たちの生活に欠かせない多様な機能があり、緑地の適正な保全・創出・管理を行うことにより、その機能を十分に享受することが可能となります。したがって、緑地の機能を適正に評価したうえで、総合的かつ計画的に保全・創出・管理していくことが必要です。

ここでは、「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観形成」の4つに大別される緑地の代表的な機能の概要を整理します。

### 緑地の機能

緑地の機能	機能の概要
 <p>環境保全</p>	<p>◎生態系や都市環境を維持・向上する緑地</p> <p>森林や河川などの緑地は、二酸化炭素の吸収や大気の浄化、熱環境の改善、騒音防止等、私たちの生活環境を整え向上させるとともに、健康面にも直接的に効果をもたらすなど、私たちが生活していくうえでの重要な構成要素となっています。</p> <p>また、野生生物の生育・生息・繁殖地として生態系の基盤を構成しており、人と多様な生物が共生する環境形成の役割を担っています。</p>
 <p>レクリエーション</p>	<p>◎親しみ、ふれあう緑地</p> <p>公園、里山、水域、歴史街道や自然歩道等は、スポーツや散策、身近な健康づくりの場、遊び場、憩いの場等としての機能を有しているとともに、緑地の自然から心身をリラックスさせる効果等を得ることができます。また、住民が身近に自然とふれあえる場所であるとともに、地域活動を通じた住民の交流の場、地域の観光拠点としての役割を担っています。</p>
 <p>防災</p>	<p>◎災害を防止、緩和する緑地</p> <p>大規模災害時の救援・復旧・復興拠点や広域避難地としての機能をもつ大規模公園や、火災時の延焼防止帯、雨水流出量の低減となる樹林等、こうした緑地は重要なグリーンインフラとして災害から住民を守る機能を有しており、その適切な確保は、都市の安全性、防災性を高めます。</p>
 <p>景観形成</p>	<p>◎景観をつくる緑地</p> <p>公共施設や住宅地における修景緑地等は、良好な景観（ランドスケープ）を形成する機能を有しています。また、史跡周辺の緑地や街道沿いの古くからの並木等は、地域の歴史等と相まって、特色ある歴史景観や文化景観を生み出す役割を担っています。</p>

## 5. 計画の構成

本計画は、以下に示す章と項目で構成します。

### 本計画の構成

章	項目	概要	(参考) 都市緑地法第3条の3第2項 広域計画で掲げる事項
第1章 計画の基本的事項	1. 目的 2. 計画の位置づけ 3. 改定の趣旨 4. 計画の構成 5. 計画期間・対象区域 6. 計画の対象とする緑地	本計画の目的や改定の趣旨、対象とする緑地など、基本的事項について整理しています。	—
第2章 緑地を取り巻く現状	1. 法改正の状況 2. 上位・関連計画 3. 近年の社会情勢 4. 緑地の現況 5. 緑地に関する県民の意識 6. 前計画の指標の検証 7. 都市の緑地の課題	法改正の状況や近年の社会情勢等を踏まえながら緑地の現況や県民意識等により、都市の緑地の課題を整理しています。	—
第3章 都市の緑地の将来像	1. 緑地の保全及び緑化の推進の方針  2. 緑地の保全及び緑化の目標  3. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策 3. 1. 「緑地を守る」ための主な施策 3. 2. 「緑地をつくる」ための主な施策 3. 3. 「緑地を育む」ための主な施策 4. 県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項	第2章を踏まえながら、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本理念や基本方針、指標と目標、主な施策を整理しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2号 緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項</li> <li>・第1号 緑地の保全及び緑化の目標</li> <li>・第3号 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項</li> <li>・第4号 都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項</li> </ul>
第4章 計画の推進	1. 各主体の役割 2. 進行管理	計画を着実に進めるための各主体の役割や進行管理の手法を整理しています。	—
第5章 市町の取組促進に向けて	1. 緑の基本計画の概要 2. 緑の基本計画策定における参考資料 2. 1. 参考法令・資料等 2. 2. 緑の基本計画の構成 2. 3. 緑地の保全・活用に関する各種制度 2. 4. 取組事例  2. 5. 指標設定の参考データ	都市計画区域を有する市町が緑の基本計画を策定する際に参考となる資料等を紹介しています。 また、緑地保全地域や特別緑地保全地区に関する事項を取組事例として記載しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5号 町村の区域内の緑地保全地域内における第8条の規定による行為の規制又は措置の基準</li> <li>・第6号 特別緑地保全地区内における第17条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項</li> </ul>

## 第2章. 緑地を取り巻く 現状と課題

## 第2章. 緑地を取り巻く現状と課題

### 1. 法改正の状況

前計画策定後の緑地に係る法整備としては、都市緑地法や都市公園法の一部改正など、以下のものがあげられます。

#### (1) 都市緑地法の一部改正

平成29(2017)年の改正により、民間活力を最大限生かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現することを目標に、市区町村が策定する「緑の基本計画(緑のマスタープラン)」の記載事項拡充(都市公園の管理の方針、都市農地の明確化)や、民間による市民緑地の整備を促す制度(市民緑地認定制度)の創設、緑の担い手として民間主体を指定する制度(緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度)の拡充が盛り込まれました。

また、令和6(2024)年の改正により、国の緑の基本方針や都道府県の緑の広域計画が法定化され、緑地の機能の維持増進を図る為に行う再生・整備が機能維持増進事業として位置づけられ、特別緑地保全地区での当該事業の実施に係る手続きを簡素化できる特例が創設されました。また、緑地の買入れを代行する国指定法人制度や民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度が創設されました。

#### (2) 都市公園法の一部改正

平成29(2017)年の改正により、都市公園の再生・活性化を目的として、公募設置管理制度(Park-PFI)の創設などが新たに盛り込まれました。この法改正により、都市公園をより柔軟に活用することができるようになり、民間との連携が加速されるなど、より魅力的な都市公園の創出が可能となりました。

#### (3) 都市再生特別措置法等の一部改正

令和2(2020)年の改正により、市町村がまちなかにおける交流・滞在空間の創出に向けた官民の取組をまちづくり計画に位置づけることができるようになり、「まちなかウォーカブル推進事業」など、まちなかの歩ける範囲の区域において、街路の広場化や公共空間の芝生化などの取組に関する支援制度が創設されました。また、災害リスクの高い区域を居住誘導区域に含めないなど、防災面での対応も図られました。

さらに、令和6(2024)年の改正により、都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度が創設されました。

#### (4) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部改正

令和3(2021)年の改正により、気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体で取組を進める「流域治水」の実現(流域治水プロジェクト)を図ることを目的とし、災害時の避難先となる拠点の整備促進など被害対象を減少させるための対策などが示されました。

## 2. 上位・関連計画

### (1) 緑の基本方針

国では令和6（2024）年に「緑の基本方針」が策定され、将来的な都市のあるべき姿を「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-being が実感できる緑豊かな都市」とし、目標や実現のための施策が示されています。

全体目標では、市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、「緑の広域計画」や「緑の基本計画」において、カーボンニュートラルな都市やネイチャーポジティブを実現した都市、Well-being が実感できる水と緑豊かな都市の実現に向けた取組および関連する指標等の位置づけを促進するとされています。

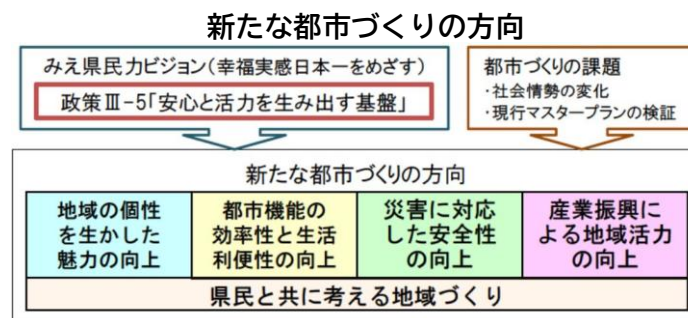
### (2) 強じんな美し国ビジョンみえ・みえ元気プラン

本県の総合計画である「強じんな美し国ビジョンみえ」では、基本理念を「強じんで多様な魅力あふれる「美し国」の実現」として、魅力ある観光資源や美しく豊かな自然を有することなどの本県の強みや良さを生かし「選ばれる地域」にしていくことで、県民がいきいきと暮らすことができるよう取り組むこととしています。

総合計画の取組内容をまとめた「みえ元気プラン」では、緑地に関する施策として、「施策 4-3：自然環境の保全と活用」「施策 4-1：脱炭素社会の実現」「施策 11-3：安全で快適な住まいまちづくり」を位置づけており、緑地の保全・緑化の推進に向けた取組を進めることとしています。

### (3) 三重県都市計画基本方針、圏域マスタープラン

「三重県都市計画基本方針」は県全体における総合的、一体的観点からおおむね共通する都市づくりの方向を示しており、新たな都市づくりの方向のうち、「地域の個性を生かした魅力の向上」では、都市公園の適切な維持管理、地域資源の発掘およびその魅力を活用したまち並み整備、景観向上のための計画や規制の適切な運用などが示されているほか、「災害に対応した安全性の向上」では、河川・海岸堤防や治山・土砂災害防止施設等の整備推進などが示されています。



また、「圏域マスタープラン」は県内の5つの圏域ごとに20年後の将来都市像を展望し、都市計画の課題や理念、目標などを示しており、理念および目標の具体像として、拠点・連携軸・土地利用の用途別のゾーンからなる将来の都市構造図を示し、緑地に関する方針についても示しています。（次ページ一覧表参照）

各圏域の圏域マスタープランの概要

圏域	各圏域のめざすべき将来像
北勢圏域	<p><b>【めざすべき将来像】</b> 『未来に向けて新しい価値を創造する都市（まち）』</p> <p>本県の中核的圏域として、わが国屈指の産業集積と地域の自然環境や歴史・文化を基盤に、県内の経済をけん引し続けるとともに、住みたくなる都市環境を創出し、持続的に発展する都市をめざします。</p>
中南勢圏域	<p><b>【めざすべき将来像】</b> 『三重の中核を担い、世代を超えて育む文化・教育・スポーツの都市(まち)』</p> <p>国・県の行政機関が集中する本県の中核的な圏域として、集積した文化・教育・スポーツ機能を生かしながら、多様なライフスタイルに応じた暮らしを提供することにより、世代を超えて住み続けたいと感じる都市環境を創出する都市をめざします。</p>
伊勢志摩圏域	<p><b>【めざすべき将来像】</b> 『豊かな自然や悠久の歴史・文化とともに常若に生きるまち』</p> <p>県内随一の観光資源をもつ圏域として、豊かな自然と悠久の歴史・文化に包まれたこれらの財産を受け継ぎ、常若の精神のもと、地域の魅力を昇華しながら、交流による活力ある都市をめざします。</p>
伊賀圏域	<p><b>【めざすべき将来像】</b> 『恵まれた資源が紡ぐ、人々が行き交う、こころ豊かなまち』</p> <p>恵まれた歴史・文化・自然を有する圏域として、これらを大切に守り、育みながら地域の魅力を高めるとともに、大都市圏や周辺地域とのつながりを生かした産業の振興や交流の促進により、住む人々や訪れる人々のこころが豊かになる都市をめざします。</p>
東紀州圏域	<p><b>【めざすべき将来像】</b> 『自然・文化と命の道により交流を育み、美しい風景の中に暮らすまち』</p> <p>自然・文化面で重要な資源を有している圏域であり、地域の悲願であった災害時の救援や地域の命を支える「命の道」としての高速道路の整備が進み、その整備効果を活用した広域交流の拡大を進めるため、地域振興の展開として、農林水産業の高付加価値化や「吉野熊野国立公園」、「世界遺産・熊野古道」等の地域資源の保全・利活用を進めることにより、持続的で安全・快適な暮らしの場を提供する都市をめざします。</p>

圏域・都市計画区域の将来都市構造（緑地に関するもの）

- (拠点) 交流拠点：広域的な交流活動を行う地区・施設等（自然交流拠点など）  
⇒国営公園や県営都市公園などの広域的な公園、自然公園等
- (連携軸) 緑のネットワーク軸：自然環境と市街地を連携する河川や海岸線  
⇒道路や鉄道などの他の連携軸とのネットワークの構築
- (ゾーン) 農用地区域、森林地域、自然公園地域等  
⇒圏域内の多様で豊かな自然環境を生かした交流を推進するための自然交流地区  
⇒都市環境にゆとりやうるおいをもたらす都市農地の保全と活用  
⇒市街地外に位置する森林や優良農地の保全

### 3. 近年の社会情勢

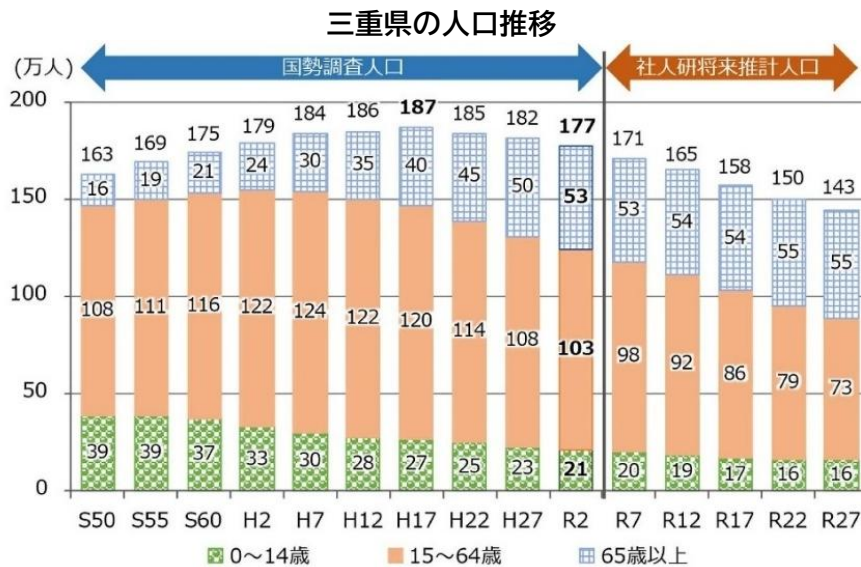
#### (1) 人口・産業等の推移

##### ① 年齢階層別の人口推移

令和2（2020）年の県の人口は、約177万人で、平成20（2008）年をピークに減少傾向が続いています。

年齢3区分別人口では、0～14歳の人口は約21万人で、昭和55（1980）年以降、減少傾向にあります。一方で、65歳以上の人口は約53万人に達し、少子高齢化の傾向が続いています。

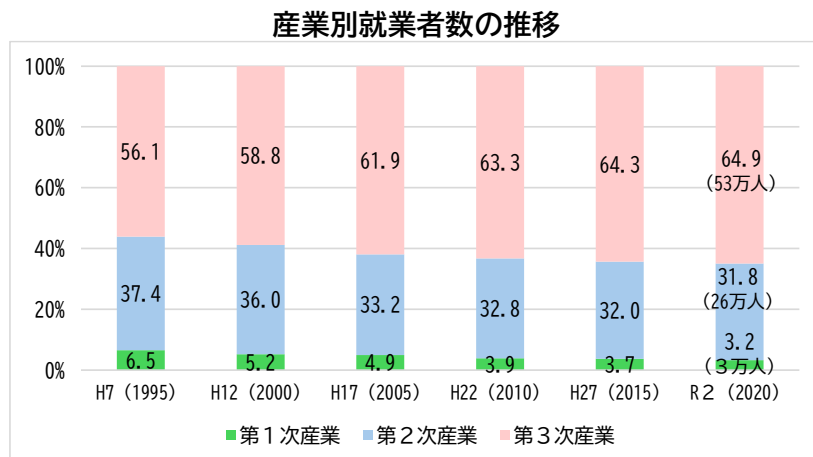
こうした人口減少等に伴い、都市部や郊外で空き家や空き地などの低未利用土地が増加し、雑木や雑草が繁茂するなど景観や防犯面などの問題もみられます。また、少子高齢化や厳しい財政事情により公園等の身近な緑地の適切な維持管理が困難になるなど、今ある緑地の質の低下が懸念されます。



出典：国勢調査（総務省）、日本の地域別将来推計人口 令和5（2023）年推計（国立社会保障・人口問題研究所）を基に作成

##### ② 産業別就業者数

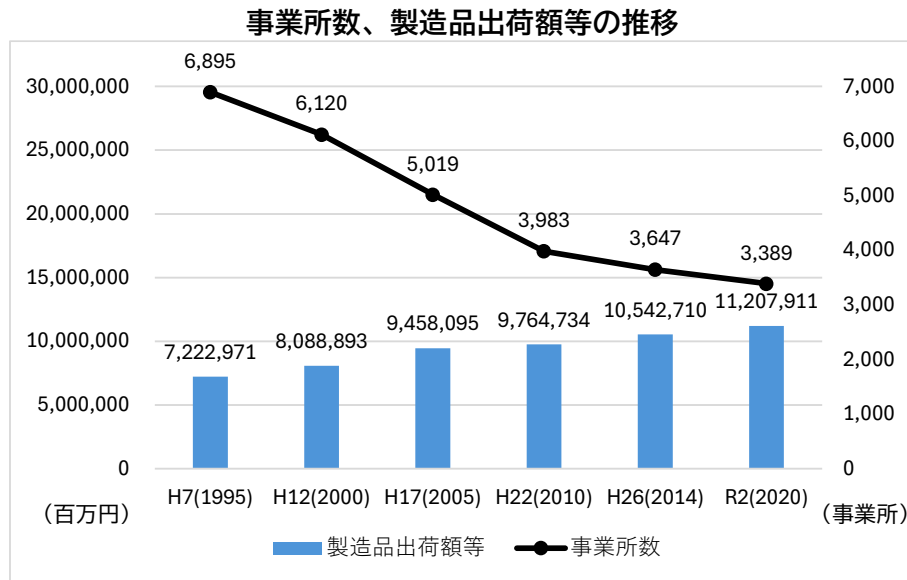
令和2（2020）年10月1日現在の本県の就業者数（国勢調査）は、約82万人で、農業や林業に従事する第1次産業の従事者の割合は全体の3.2%（約3万人）であり、今後も担い手不足による農地面積の減少や植林地の荒廃等が懸念されます。



出典：三重県統計書（三重県）

③ 事業所数、製造品出荷額等

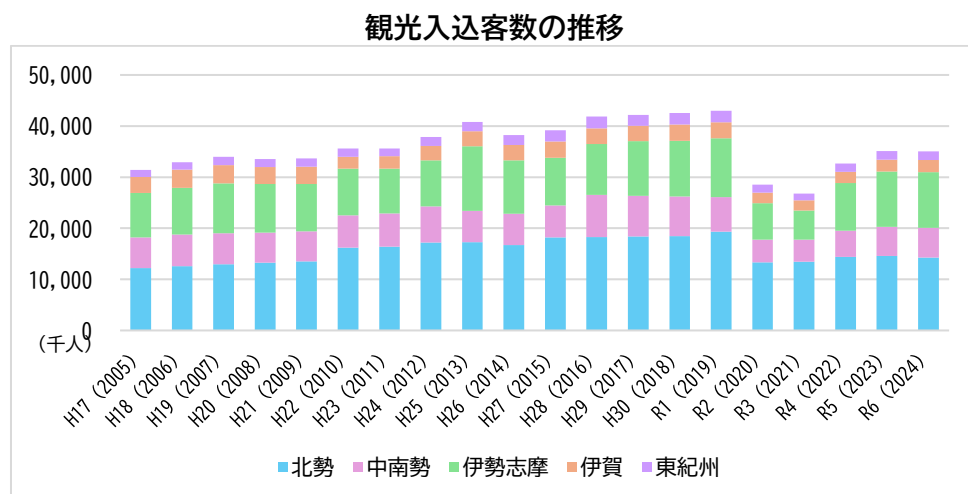
令和2（2020）年6月1日現在の本県の事業所数（工業統計調査）は、3,389 事業所で、減少傾向となっています。一方で、製造品出荷額等は 11,207,911 百万円（令和元（2019）年1月～同年12月実績）で年々増加しており、企業進出等の傾向が推察されます。



※平成 27（2015）年はデータがないため、平成 26（2014）年を掲載  
 ※令和 2（2020）年の製造品出荷額等は令和元（2019）年 1～同年 12 月までの実績  
 出典：三重の工業（工業統計調査結果）（三重県）

④ 観光入込客数

過去 20 年の観光入込客数をみると、平成 17（2005）年以降は緩やかな増加傾向がみられましたが、令和 2（2020）年の初頭からはじまった新型コロナウイルス感染症の影響により観光業が大打撃を受け、観光入込客数は減少しています。その後、令和 4（2022）年以降は増加傾向がみられますが、令和元年（2019）年以前の水準には回復していません。



出典：令和 6 年観光レクリエーション入込客数推計書・観光客実態調査報告書（三重県）

## (2) SDGs（持続可能な開発目標）の取組

貧困、紛争、感染症、気候変動、資源の枯渇等、世界が数多くの課題に直面する中、平成27(2015)年の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざした「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」が採択され、その中で、17のゴールと169のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられました。SDGsの実現に向け、気候変動対策や循環型社会の構築、生物多様性の保全等国内外でさまざまな取組が進められています。数多くの企業、団体がSDGsに取り組んでおり、本県においても、協力企業等を「三重県SDGs推進パートナー」として登録し、支援しています。



出典：国際連合広報センター SDGsのポスター・ロゴ・アイコンおよびガイドライン

## (3) 脱炭素、カーボンニュートラルの推進

令和2(2020)年10月に、政府により令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルをめざすことが宣言され、温室効果ガスの排出削減対策や、森林の保全等吸収源対策の取組が強化されています。本県においても、「三重県地球温暖化対策総合計画」（令和3(2021)年3月策定、令和5(2023)年3月改定)に基づき、吸収源対策として森林の保全（適切な森林整備と多様な森林づくり、県産材の利用促進）や緑地保全・緑化推進（開発行為による負荷の低減、緑化活動）等に取り組んでいます。

## (4) グリーンインフラに関する取組の推進

グリーンインフラとは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組」のことで、「第三次国土形成計画」（令和5(2023)年7月閣議決定)においても、これらの取組を推進するとしています。地球温暖化・ヒートアイランド現象の緩和や、自然災害への対応、良好な生活空間の形成など、地域課題の解決を図る観点からグリーンインフラの活用が期待されており、都市における緑を活用した空間づくりなどの取組が行われています。

### (5) 頻発化・激甚化する災害への備えの強化

「国土強靱化基本計画」（令和5（2023）年7月閣議決定）では、防災・減災機能を維持するための適切な公園施設（広域避難場所、防災公園など）の整備推進が位置づけられ、地震・津波などからの避難場所としての機能、近年多発する豪雨災害の減災機能など、防災面での緑地の寄与が求められています。

### (6) 生物多様性の保全の推進

令和3（2021）年、第47回先進国首脳会議（G7サミット）において、参加国では2030年までに陸域・海域の30%以上を健全な生態系として効果的に保全すること（30by30目標）を約束しました。

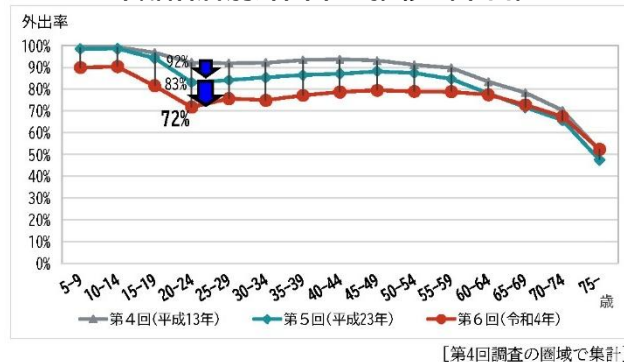
本県では、令和6（2024）年3月に「みえ生物多様性推進プラン（第4期）」を策定し、30by30目標の達成に向けて、保護地域だけでなく、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域による保全に取り組んでいます。

### (7) アフターコロナへの取組

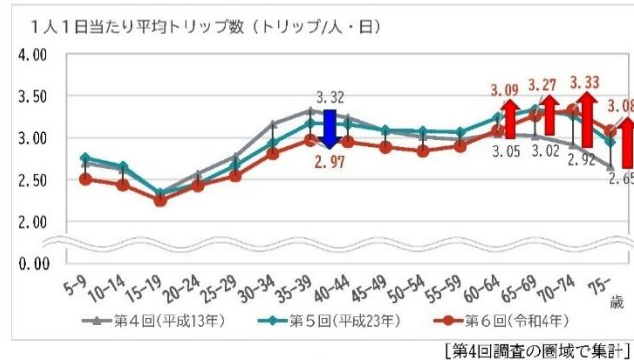
令和2（2020）年の初頭からはじまった新型コロナウイルス感染症による影響（コロナ禍）により、人々の生活様式は大きく変わりました。ソーシャルディスタンスの確保、イベントの自粛など、人々の交流が制限されたこともあり、身近な緑地やオープンスペースが再認識されました。

また、第6回（令和4（2022）年）中京都市圏パーソントリップ調査では、第5回（平成23（2011）年）に比べ、中京都市圏全体で20～59歳を中心に外出率や1人1日当たりの平均トリップ数が減少しており、在宅で仕事や買い物等を行う人がみられるなど、外出や移動をせずに様々な活動を行っている実態が把握されており、新しい生活スタイルへの対応が求められています。

年齢階層別外出率の推移（平日）



年齢階層別外人口当たりトリップ数の推移（平日）



出典：第6回中京都市圏パーソントリップ調査結果～パーソントリップ調査からみる中京都市圏の人の動き～（中京都市圏総合都市交通計画協議会）

(8) まちづくり DX の推進

人口減少と少子高齢化による労働力不足や災害の激甚化、インフラの老朽化などの変化の中で、データ・デジタル技術の活用を通じて社会経済状況の激しい変化に柔軟かつ素早く対応するため、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進を図ることが求められています。本県においても、「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」を令和4（2022）年に策定し、デジタル社会の推進により、誰もが住みたい場所に住み続けられる三重県を目指し、DXの取組を推進しています。

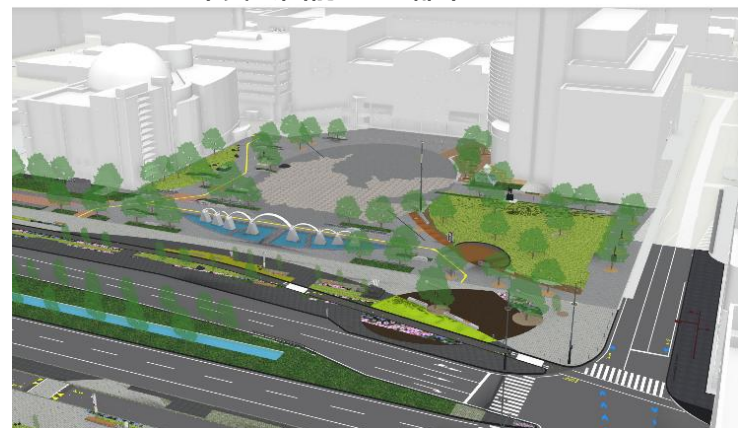
また、四日市市で整備が進められているバスタ四日市においては、AI や環境センサー等を活用したスマートインフラ整備が進められているほか、バスタ四日市などが立地する中央通りの将来像を 3D 都市モデルとして公開することで、機運醸成が進められています。

バスタ四日市のイメージ



出典：近鉄四日市駅周辺整備（交通ターミナル）事業計画（概要）（国土交通省） ※平面図については、現段階での案であり、今後の調整等により変更の可能性あり

市民公園前の 3D 都市モデル



出典：四日市市 Web ページ 令和 06 年 04 月 23 日 記者会見資料 3D 都市モデルで将来の中央通りを一足先に公開

## (9) 緑地の保全等に関する本県の取組

### ① 花とみどりの三重づくり条例

アフターコロナを見通し、花や木で美しい三重のまちづくりを進めていくこと等により、心身ともに健やかな県民の暮らしを実現するための条例を令和5（2023）年に施行しています。

この条例でめざす姿の実現に向け、花とみどりの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和6（2024）年3月に「花とみどりの三重づくり基本計画」を策定し、花とみどりにあふれる未来に向けた土台づくりに取り組んでいます。また、計画の基本的施策9において、「条例の周知と活用するための仕組みづくりに向けた取組」として、「三重県広域緑地計画（前計画）」による緑地保全の取組を位置づけており、緑地の保全等について方針を定めることで、県民および事業者等のみどりに関する理解の増進を図っています。

### ② みえ花と<sup>きずな</sup>絆のプロジェクト

県民との協働による花植え活動（道路空間）を通じ、様々な方が知り合い、いざというときに助け合える地域づくり、地域の<sup>きずな</sup>絆を強めるプロジェクトに取り組んでいます。

### ③ みえグリーンボンドの発行

グリーンボンドとは、企業や地方公共団体等が、環境改善効果のある事業や環境保全のための事業等（いわゆるグリーンプロジェクト）に要する資金を調達するために発行する債券です。みえグリーンボンドはESG投資に関心の高い新規投資家を開拓しながら、温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」と、気候変動影響を軽減する「適応策」を着実に実施することを目的として発行しています。

### ④ みえ森と緑の県民税（市町交付金）

市町が地域の実情に応じて創意工夫した、森林や緑、水辺環境を守る活動支援や、森林や緑と親しむための環境整備などの施策の展開などに、県が支援する制度です。具体的な事業の内容としては、身近な公園等の整備、保育園や公園等の緑化、地域の身近な水や緑の環境づくりなどで、市町が実施主体として行います。

## 4. 緑地の現況

### 4. 1. 緑地の特性

#### (1) 地形・植生

地形について、中央構造線から北側は、南北方向の広がりの中、鈴鹿山脈、布引山地からなる山地と平野で構成され、西部には上野盆地が広がっています。南側はほぼ全域が紀伊山地に属する山地に覆われています。

海岸線は、伊勢湾に面するなだらかな海岸線、志摩半島から南の熊野灘に面するリアス海岸、七里御浜海岸のなだらかな海岸線に大別され、鈴鹿川や雲出川、宮川などの河川が流れ込んでいます。

植生について、県北部および志摩半島はアカマツ林、スギ・ヒノキ林や耕地等が中心で、県南部はスギ・ヒノキ林やカシ類林等が大部分を占めます。自然林の比較的残る台高山脈等では、一年を通じて温暖であることから、ブナやミズナラ等の温帯林と、シイやカシ等の暖帯林が混じる温暖性の広葉樹林が広がり、大台ヶ原ではトウヒ・ウラジロモミ等亜高山性針葉樹林もみられます。

#### 各圏域を代表する緑地（自然）



鈴鹿山脈（北勢圏域）



台高山脈（中南勢圏域）



紀伊山地（東紀州圏域）



上野盆地（伊賀圏域）



赤目四十八滝（伊賀圏域）



雲出川（中南勢圏域）



香良洲海岸（中南勢圏域）



リアス海岸（伊勢志摩圏域）



七里御浜（東紀州圏域）

出典：三重県景観計画（三重県）



(2) 歴史・文化的な緑地

各圏域では、東海道や伊勢街道、熊野古道といった歴史的な経緯のある街道や、伊賀上野城、松坂城跡などの歴史的な緑地のほか、多度大社周辺や伊勢神宮宮域林などの文化的な緑地がみられます。

各圏域を代表する緑地（歴史・文化的景観資源）



多度大社周辺（北勢圏域）



伊勢神宮宮域林（伊勢志摩圏域）



熊野古道（東紀州圏域）



伊賀上野城（伊賀圏域）



松坂城跡周辺（中南勢圏域）



熊野街道のまち並み（東紀州圏域）

出典：三重県景観計画（三重県）

(3) 機能別の保全すべき緑地

前計画において、緑地の機能（環境保全、レクリエーション、防災、景観形成）ごとに抽出された保全すべき緑地を、本計画でも施策の対象となる緑地として位置づけます。

保全すべき緑地

機能	対象となる緑地	本県での主な緑地
環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然豊かな緑地や水源地</li> <li>・多様な自然環境が混在する緑地</li> <li>・干潟や湿地等の水辺</li> <li>・砂浜域や岩礁域の自然海岸</li> <li>・貴重な野生生物の生息・生育・繁殖地</li> <li>・野生動物が移動するときの回廊（里山、河川および海岸）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鈴鹿山脈、布引山地、台高山脈などの山地</li> <li>・三滝川、安濃川、雲出川、宮川などの河川</li> <li>・河口の干潟や砂浜域、リアス海岸などの海岸部</li> </ul>
レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ・屋外レクリエーションの需要に供される緑地</li> <li>・総合的なレクリエーション需要に供される緑地</li> <li>・広域的レクリエーション需要に対応した大規模な緑地</li> <li>・広域的レクリエーション機能を有した山地や里山、海岸</li> <li>・歴史街道、自然歩道</li> <li>・身近な自然とふれあえる里山、水辺</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営都市公園（北勢中央公園、亀山サンシャインパーク、ダイセーフオレストパーク（鈴鹿青少年の森）、県庁前公園、大仏山公園、五十鈴公園、熊野灘臨海公園）</li> <li>・伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園などの自然公園</li> <li>・東海道、伊勢街道などの旧街道</li> <li>・東海自然歩道、近畿自然歩道</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水の流出や土砂災害を抑制する里山</li> <li>・水害を防止・軽減する遊水機能をもつ農地</li> <li>・市街地の延焼遮断帯となる河川</li> <li>・災害時の緩衝帯となる緑地</li> <li>・防災基地</li> <li>・広域的な災害救援活動の拠点となる緑地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地（30°以上）にある里山・山地</li> <li>・浸水想定区域内の水田および畑</li> <li>・総合公園、運動公園、国営公園などの大規模公園</li> <li>・市街地とその周辺の河川</li> </ul>
景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里山、田園、水辺の景観</li> <li>・市街地からの景観のシンボルや視線を集める場所</li> <li>・景観要素周辺の緑地</li> <li>・副次的な景観要素</li> <li>・風致地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地周辺の里山や畑地、水田</li> <li>・市街地または周辺の景勝地・景観資産（自然的なもの、歴史・文化的なもの、社会・経済的なもの）および歴史的まち並みの集積地</li> <li>・風致地区および周辺の緑地</li> </ul>

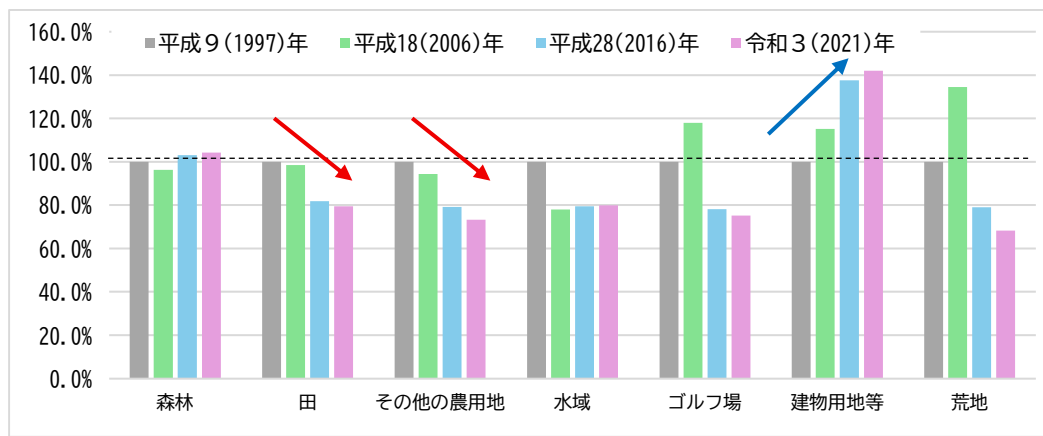
## 4. 2. 緑地・緑被の変遷

### (1) 緑地の変遷

#### ① 都市計画区域内の緑地

都市計画区域の土地利用の変遷について、国土数値情報（国土交通省）にて公表されている直近4か年（平成9（1997）年、平成18（2006）年、平成28（2016）年、令和3（2021）年）の土地利用の状況をみると、建物用地等の面積が増大する中で、森林面積はほぼ横ばいとなっています。一方で、田やその他の農用地が減少しており、農地が宅地等の市街地に変化したことがうかがえます。

都市計画区域内の土地利用面積の変遷  
（平成9（1997）年を100%とした場合の推移）



都市計画区域内の土地利用面積と緑地率の推移と増減率  
（平成9（1997）年を100%とした場合の増減率）

項目	年	森林	田	その他の農用地	水域	ゴルフ場	建物用地等	荒地	合計	緑地	緑地率
面積 (ha)	平成9(1997)年	69,898.3	55,286.7	16,997.1	14,586.1	2,670.6	41,180.2	2,417.9	203,036.9	159,438.8	78.5%
	平成18(2006)年	67,338.5	54,437.7	16,047.8	11,378.5	3,149.3	47,433.7	3,251.3	203,036.9	152,351.9	75.0%
	平成28(2016)年	72,084.1	45,251.6	13,467.4	11,583.8	2,085.3	56,653.4	1,911.3	203,036.9	144,472.2	71.2%
	令和3(2021)年	72,886.8	43,898.9	12,465.4	11,654.3	2,006.4	58,473.7	1,651.5	203,036.9	142,911.7	70.4%
増減率 (%)	平成9(1997)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0	100.0
	平成18(2006)年	96.3	98.5	94.4	78.0	117.9	115.2	134.5	—	95.6	95.6
	平成28(2016)年	103.1	81.8	79.2	79.4	78.1	137.6	79.0	—	90.6	90.6
	令和3(2021)年	104.3	79.4	73.3	79.9	75.1	142.0	68.3	—	89.6	89.6

※各項目の土地利用面積は、国土数値情報土地利用細分メッシュデータ（100mメッシュ）により算出しています。

※調査年により土地利用区分の変更があり、不整合箇所があります。また、GISによる求積のため実際の面積とは異なる箇所があります。

※「建物用地等」は「建物用地」「幹線交通用地」「その他の用地」（平成9（1997）年）、「建物用地」「道路」「鉄道」「その他の用地」（令和3（2021）年）を含みます。「水域」は「河川地及び湖沼」「海浜」「海水域」を含みます。

※「緑地」は「森林」「田」「その他の農用地」「水域」「ゴルフ場」の合計です。

出典：国土数値情報土地利用細分メッシュデータ（国土交通省）

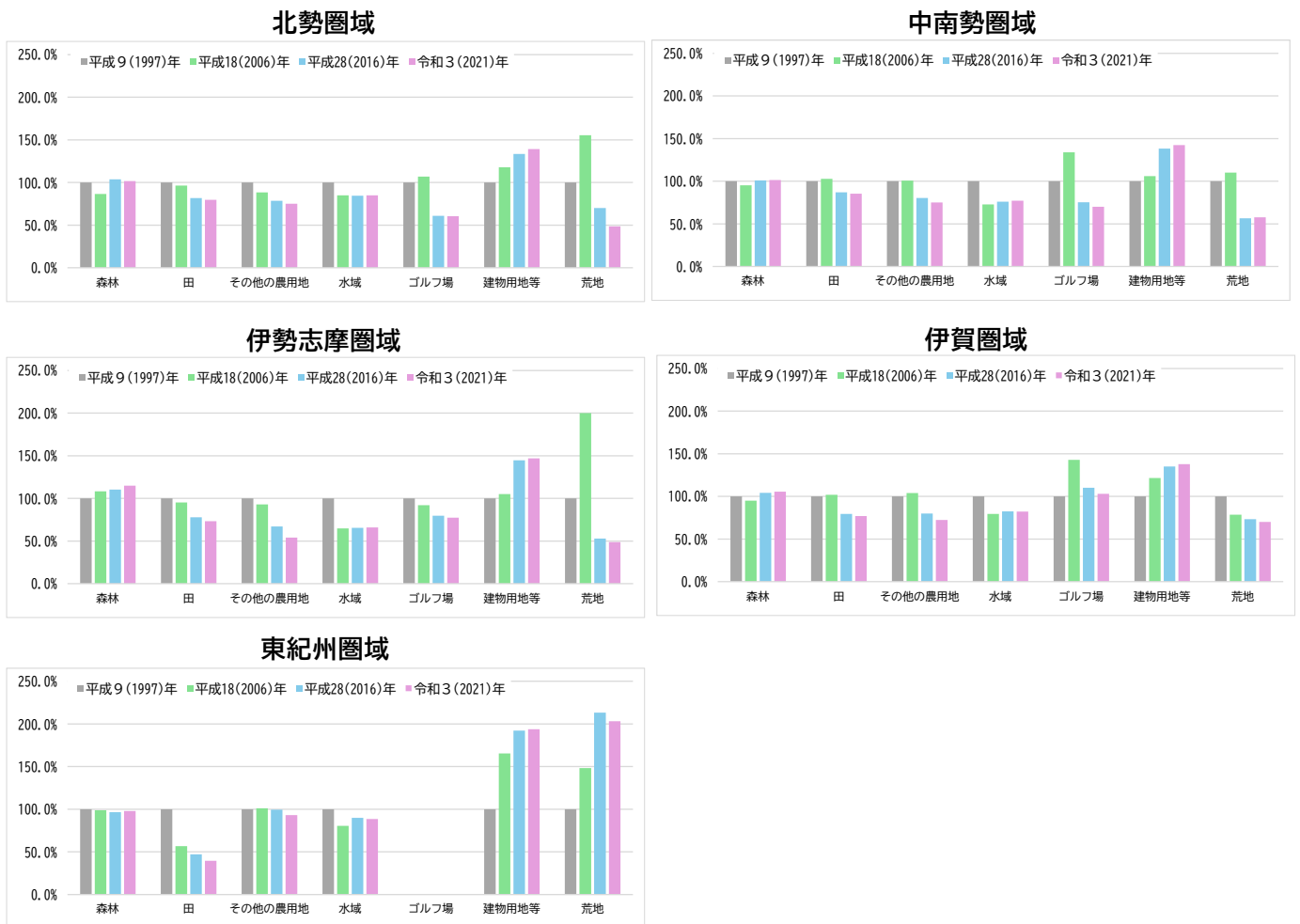
② 圏域別の緑地

圏域別の動向についても、各圏域とも県全体と同じような傾向を示しています。

特に、東紀州圏域で建物用地等の面積の割合の増加が著しいですが、土地利用全体からみた建物用地等の割合が少ないことから、緑地に対する影響は少ないと思われます。

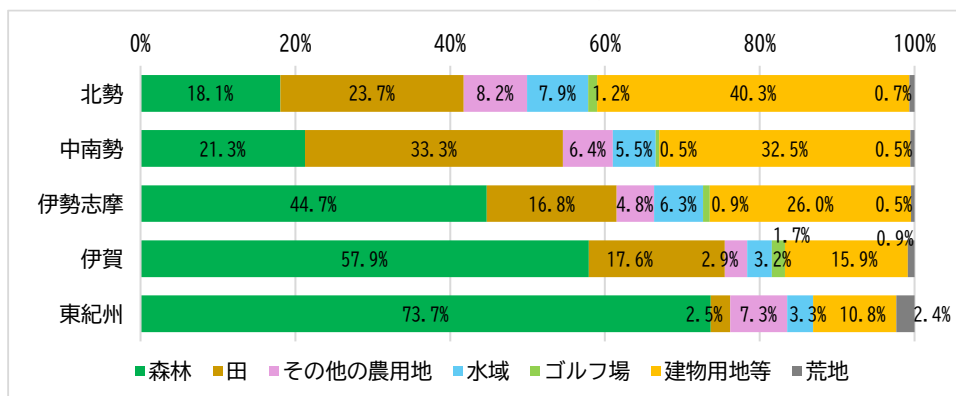
一方で建物用地等面積の割合の大きい北勢圏域でも市街地面積の増大は続いており、開発圧力は高いと考えられます。

都市計画区域内の土地利用面積の変遷（圏域別）  
（平成9（1997）年を100%とした場合の推移）



出典：国土数値情報土地利用細分メッシュデータ（国土交通省）

都市計画区域内の圏域別・用途別の土地利用面積の割合（令和3（2021）年）



出典：国土数値情報土地利用細分メッシュデータ（国土交通省）

③ 市街地の緑地

全市町の市街地（市街化区域、用途地域、用途地域の指定のない市町では市役所および町役場から半径 500m の範囲）の緑地をみると、令和 3（2021）年は 13.0%であり、平成 9（1997）年から減少しています。内訳をみると、田やその他の農用地等が減少し、建物用地等が大きく増加していることから、緑地が宅地等の市街地に変化したことがうかがえます。

市街地の土地利用面積と緑地率の推移と増減率  
（平成 9（1997）年を 100%とした場合の増減率）

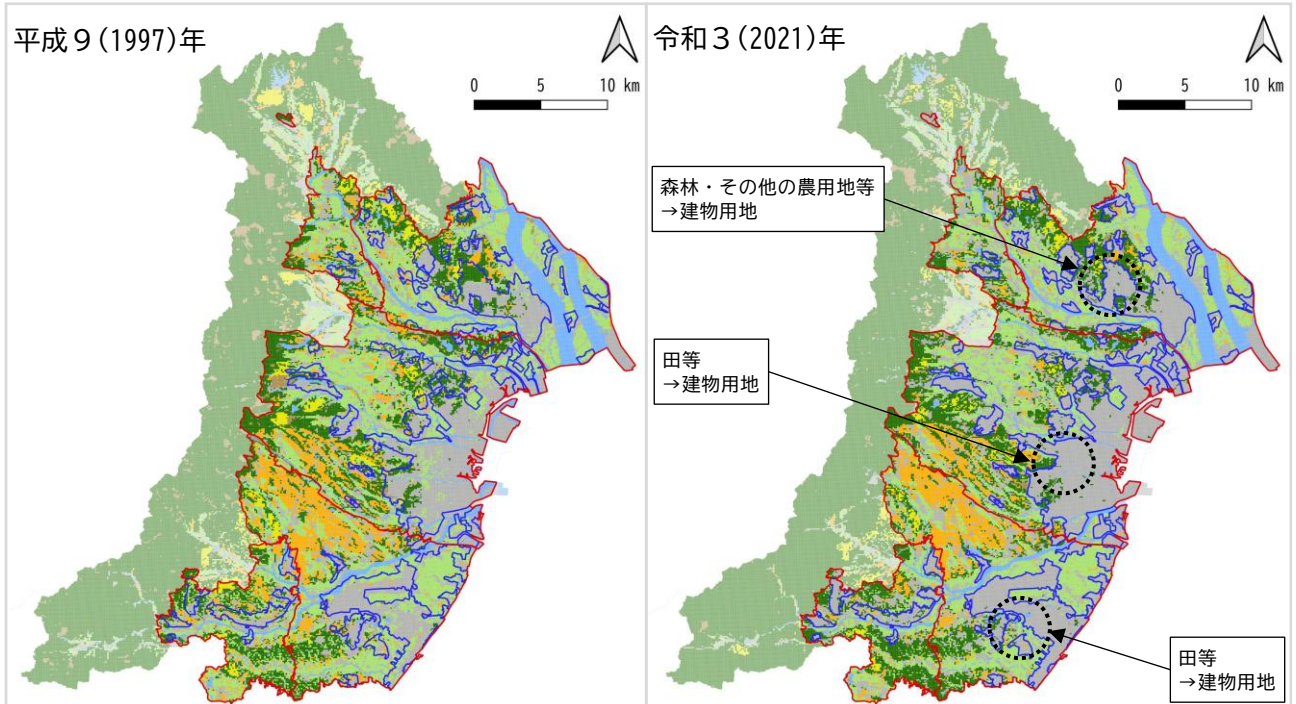
項目	年	森林	田	その他の農用地	水域	ゴルフ場	建物用地等	荒地	合計	緑地	緑地率
面積 (ha)	平成 9 (1997) 年	3,770.0	7,203.0	1,501.5	2,186.4	90.9	17,531.7	235.9	32,519.5	14,751.9	45.4%
	令和 3 (2021) 年	2,113.2	1,185.4	311.6	613.2	10.8	28,200.2	85.2	32,519.5	4,234.1	13.0%
増減率 (%)	平成 9 (1997) 年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0	100.0
	令和 3 (2021) 年	56.1	16.5	20.7	28.0	11.8	160.9	36.1	—	28.7	28.7

※平成 9（1997）年の土地利用面積は、令和 6（2024）年の市街化区域、用途地域データによる参考値です。  
出典：国土数値情報土地利用細分メッシュデータ（国土交通省）

④ 圏域別の土地利用変遷

下図のとおり、圏域別に土地利用変遷を比較すると、宅地開発等により緑地が失われている箇所がみられます。

土地利用変遷図（北勢圏域）

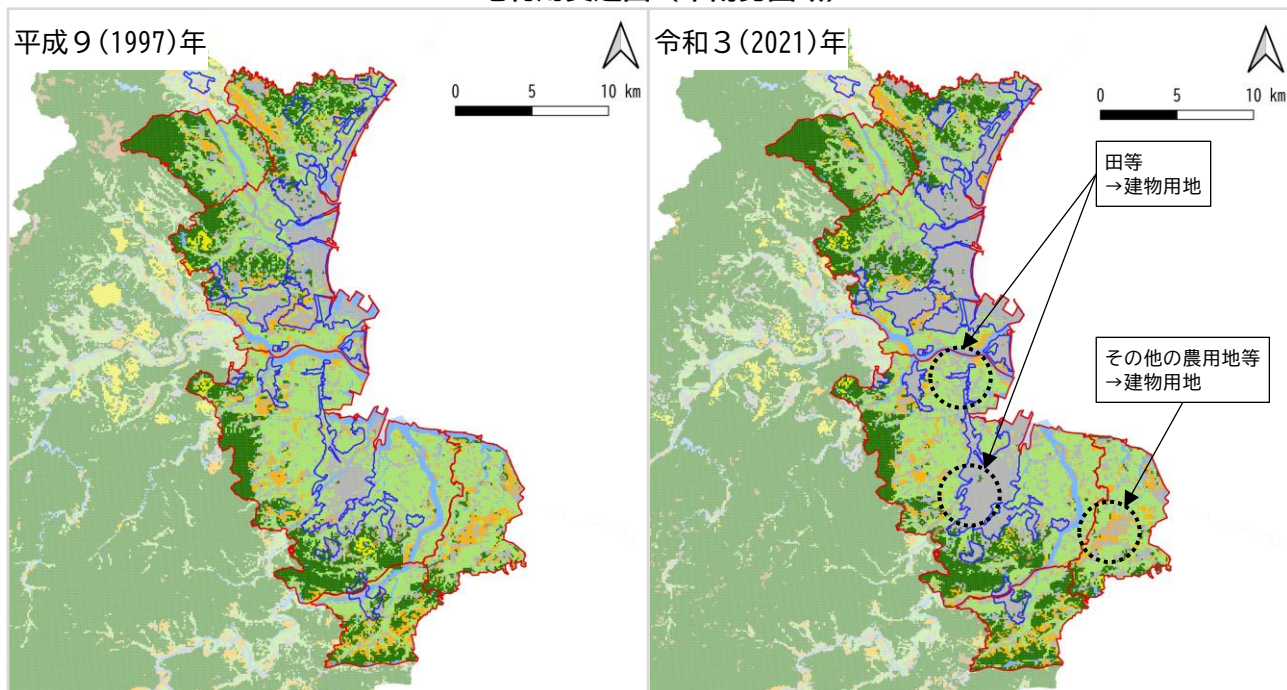


出典：国土数値情報土地利用細分メッシュデータ（国土交通省）

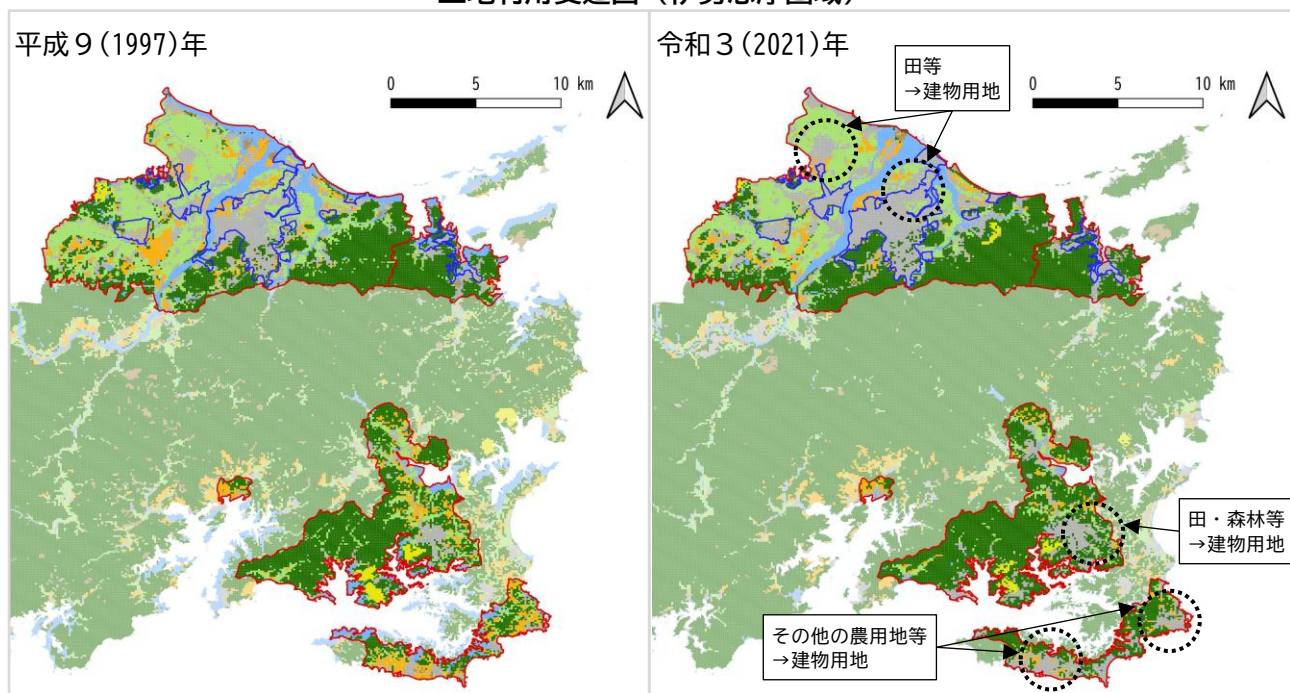
○ 土地利用が大きく変化した箇所

- 都市計画区域
  - 市街化区域(用途地域)
  - 森林
  - 田
  - その他の農用地
  - 水域
  - ゴルフ場
  - 建物用地等
  - 荒地
- 緑地

土地利用変遷図（中南勢圏域）



土地利用変遷図（伊勢志摩圏域）

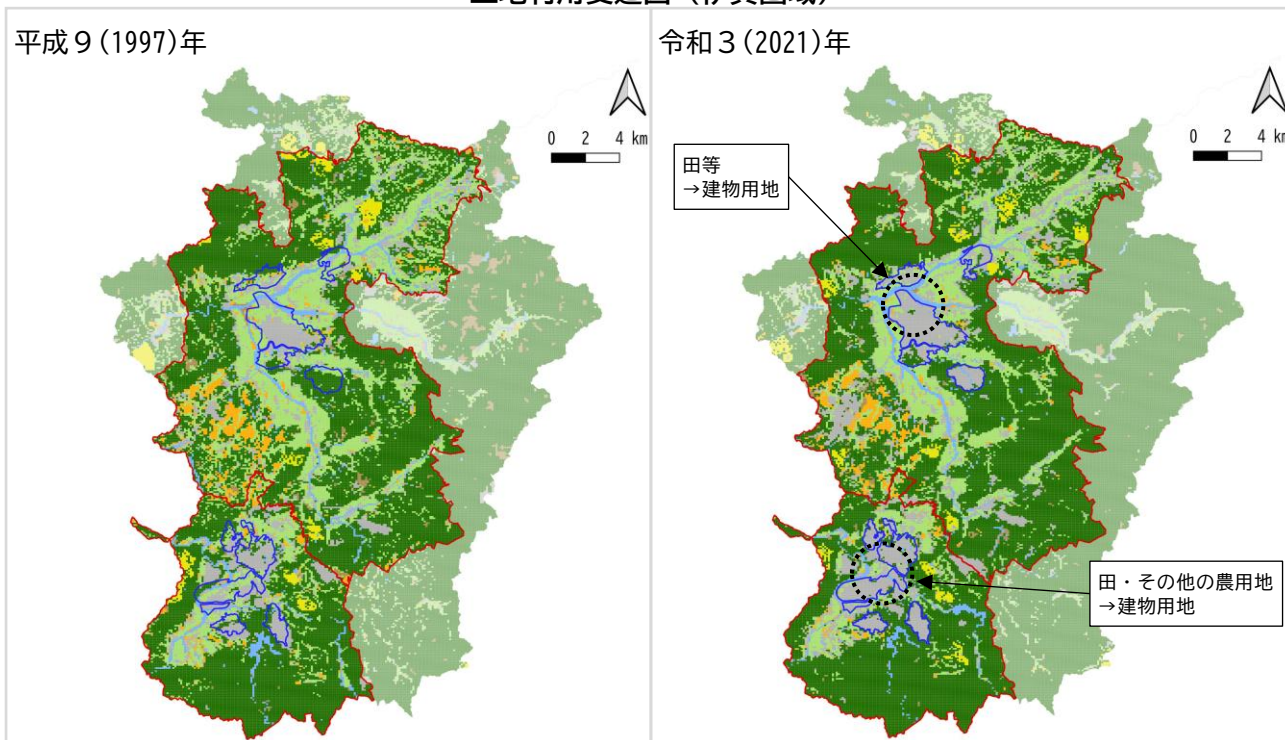


出典：国土数値情報土地利用細分メッシュデータ（国土交通省）

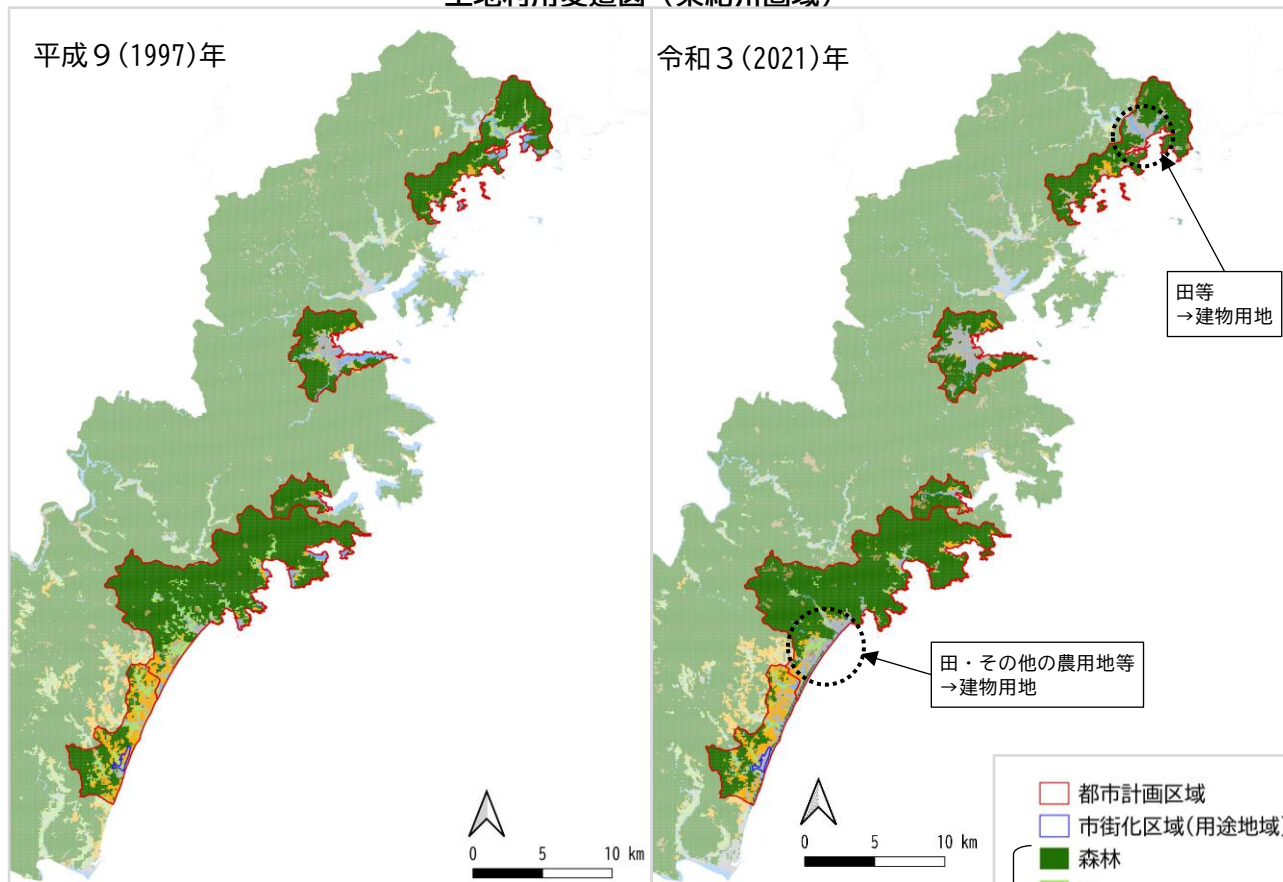
○ 土地利用が大きく変化した箇所

- 都市計画区域
- 市街化区域(用途地域)
- 緑地
- 森林
  - 田
  - その他の農用地
  - 水域
  - ゴルフ場
  - 建物用地等
  - 荒地

土地利用変遷図（伊賀圏域）



土地利用変遷図（東紀州圏域）



出典：国土数値情報土地利用細分メッシュデータ（国土交通省）

○ 土地利用が大きく変化した箇所

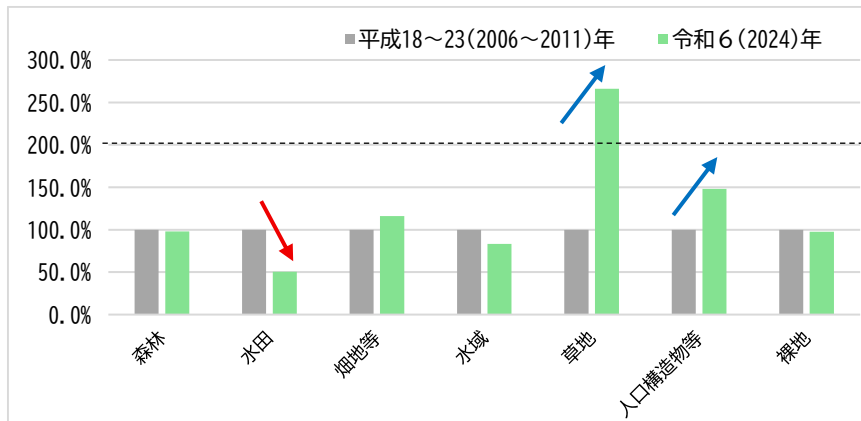
緑地

(2) 緑地の変遷

① 都市計画区域内の緑被

都市計画区域の土地被覆状況の変遷について、平成 18～23（2006～2011）年の平均的な状況と、令和 6（2024）年（最新データ）を比較すると、草地や人口構造物等の面積が増加する中で、水田が減少しています。特に、水田と人口構造物等の増減面積が大きいことから、土地利用状況と同様に農地が宅地等の市街地に変化したことがうかがえます。

都市計画区域内の土地被覆状況の変遷  
(平成 18～23（2006～2011）年を 100%とした場合の推移)



都市計画区域内の土地被覆面積と緑被率の推移と増減率  
(平成 18～23（2006～2011）年を 100%とした場合の増減率)

項目	年	森林	水田	畑地等	水域	草地	人口構造物等	裸地	合計	緑被地	緑被率
面積 (ha)	平成 18～23 (2006～2011)年	75,502.9	56,840.8	19,546.3	5,191.6	5,999.6	36,461.9	3,493.8	203,036.9	163,081.2	80.3%
	令和 6 (2024)年	73,839.6	28,765.6	22,675.3	4,328.9	15,957.8	54,066.1	3,403.5	203,036.9	145,567.2	71.7%
増減率 (%)	平成 18～23 (2006～2011)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0	100.0
	令和 6 (2024)年	97.8	50.6	116.0	83.4	266.0	148.3	97.4	—	89.3	89.3

※土地被覆面積は、日本域高解像度土地利用土地被覆図（10mメッシュ）により算出しています。

※調査年により土地被覆区分の変更があり、不整合箇所があります。また、GISによる求積のため実際の面積とは異なる箇所があります。

※「緑被地」は「森林」「水田」「畑地等」「水域」「草地」の合計です。

※「森林」は「落葉広葉樹」「落葉針葉樹」「常緑広葉樹」「常緑針葉樹」と、令和 6（2024）年は先述の項目に加え「竹林」を含みます。「畑地等」は「畑地」と、令和 6（2024）年は先述の項目に加え「湿地」「農業用温室」を含みます。「人口構造物等」は「人口構造物」と、令和 6（2024）年は先述の項目に加え「ソーラーパネル」「岩礁・干潟」を含みます（平成 18～23（2006～2011）年時点の土地被覆状況等より独自に判断）。

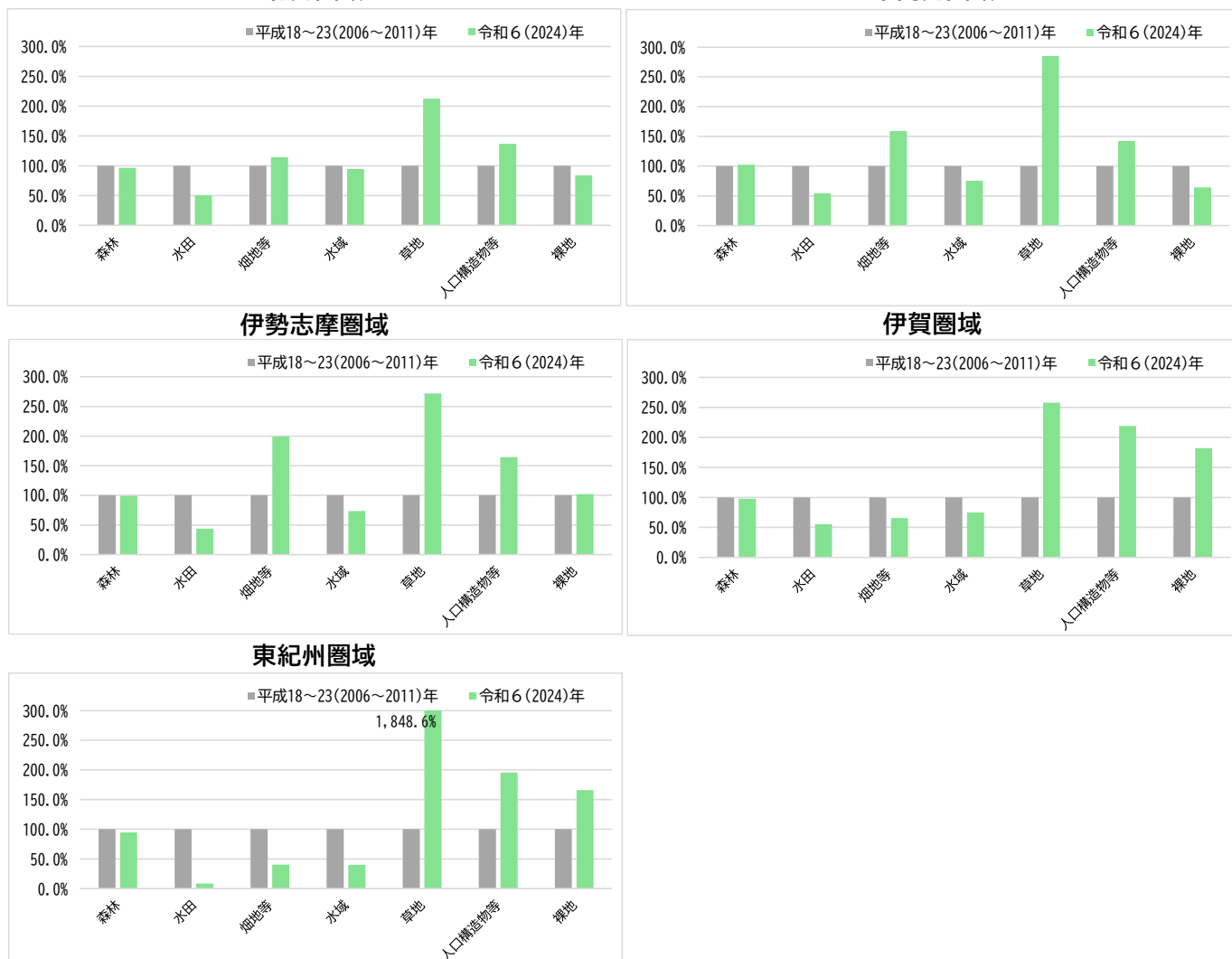
出典：日本域高解像度土地利用土地被覆図（2006年～2011年、2024年）（ALOS利用推進研究プロジェクト（JAXA））

② 圏域別の緑被

圏域別の動向についても、各圏域とも県全体と同じような傾向であり、令和6（2024）年には、人口構造物等の面積が増え、水田等の面積が減少しています。

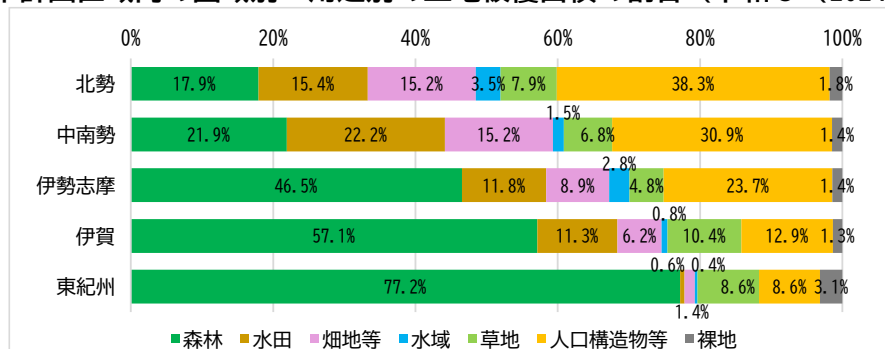
圏域別の緑被率は、東紀州圏域が 88.3%と最大で、次いで伊賀圏域が 85.8%、伊勢志摩圏域が 74.9%、中南勢圏域が 67.6%であり、北勢圏域が 59.9%と最小です。

都市計画区域内の土地被覆面積の変遷（圏域別）  
（平成18～23（2006～2011）年を100%とした場合の推移）



出典：日本域高解像度土地利用土地被覆図（2006年～2011年、2024年）（ALOS 利用推進研究プロジェクト（JAXA））

都市計画区域内の圏域別・用途別の土地被覆面積の割合（令和6（2024）年）



出典：日本域高解像度土地利用土地被覆図（2006年～2011年、2024年）（ALOS 利用推進研究プロジェクト（JAXA））

③ 市街地の緑被

全市町の市街地（市街化区域、用途地域、用途地域の指定のない市町では市役所および町役場から半径 500m の範囲）の緑被率をみると、令和 6（2024）年は 16.1%であり、平成 18～23（2006～2011）年から減少しています。内訳をみると、水田や畑地等が減少し、人口構造物等が大きく増加していることから、緑被地が宅地等の市街地に変化したことがうかがえます。

市街地の土地被覆面積と緑被率の推移と増減率  
（平成 18～23（2006～2011）年を 100%とした場合の増減率）

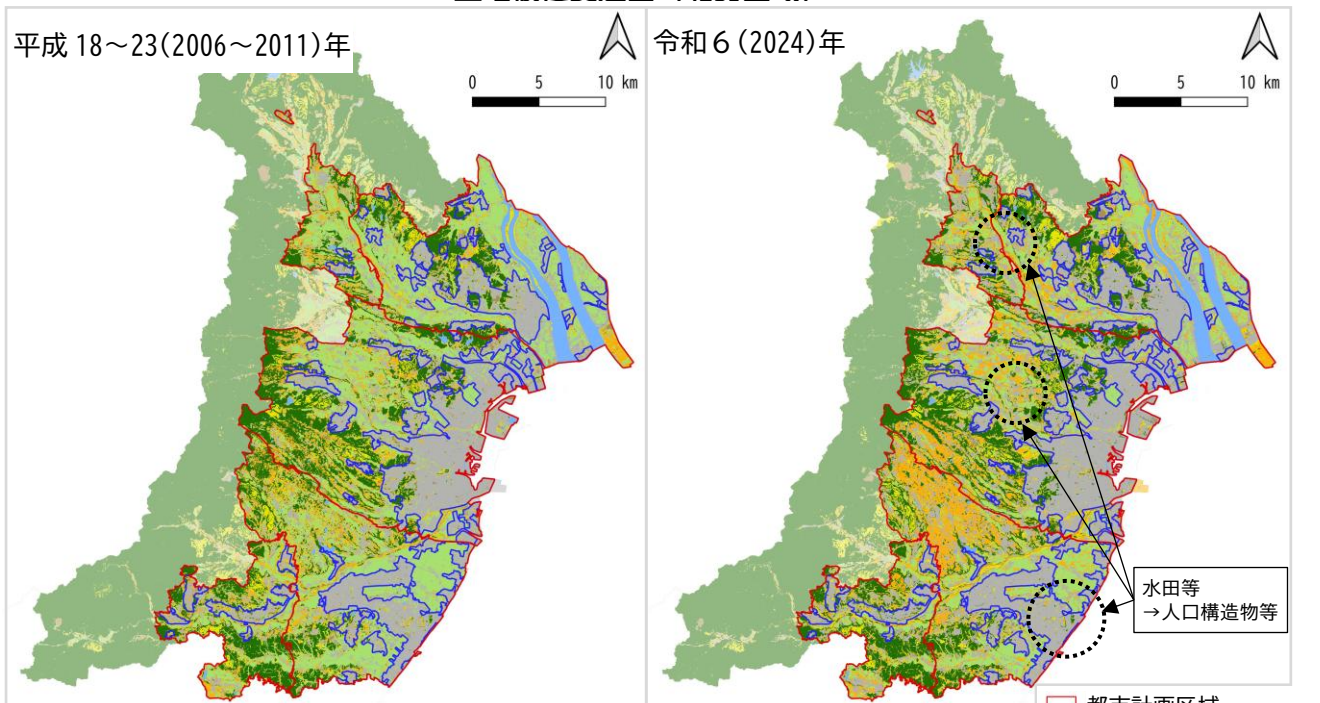
項目	年	森林	水田	畑地等	水域	草地	人口 構造物等	裸地	合計	緑被地	緑被率
面積 (ha)	平成 18～23 (2006～2011)年	1,521.6	4,158.9	1,663.9	204.1	545.5	23,531.1	894.8	32,519.5	8,093.6	24.9%
	令和 6 (2024)年	1,936.9	621.2	1,060.4	97.3	1,506.5	26,613.5	683.7	32,519.5	5,222.4	16.1%
増減率 (%)	平成 18～23 (2006～2011)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0	100.0
	令和 6 (2024)年	127.3	14.9	63.7	47.7	276.4	113.1	76.4	—	64.5	65.5

※平成 18～23（2006～2011）年の土地利用面積は、令和 6（2024）年の市街化区域、用途地域データによる参考値です。  
出典：日本域高解像度土地利用土地被覆図（2006 年～2011 年、2024 年）（ALOS 利用推進研究プロジェクト（JAXA））

④ 圏域別の土地被覆の変遷

下図のとおり、圏域別に土地被覆の変遷を比較すると、土地利用（緑地）と同様に、人口構造物等が増加し水田などの緑被が失われている箇所がみられます。

土地被覆変遷図（北勢圏域）



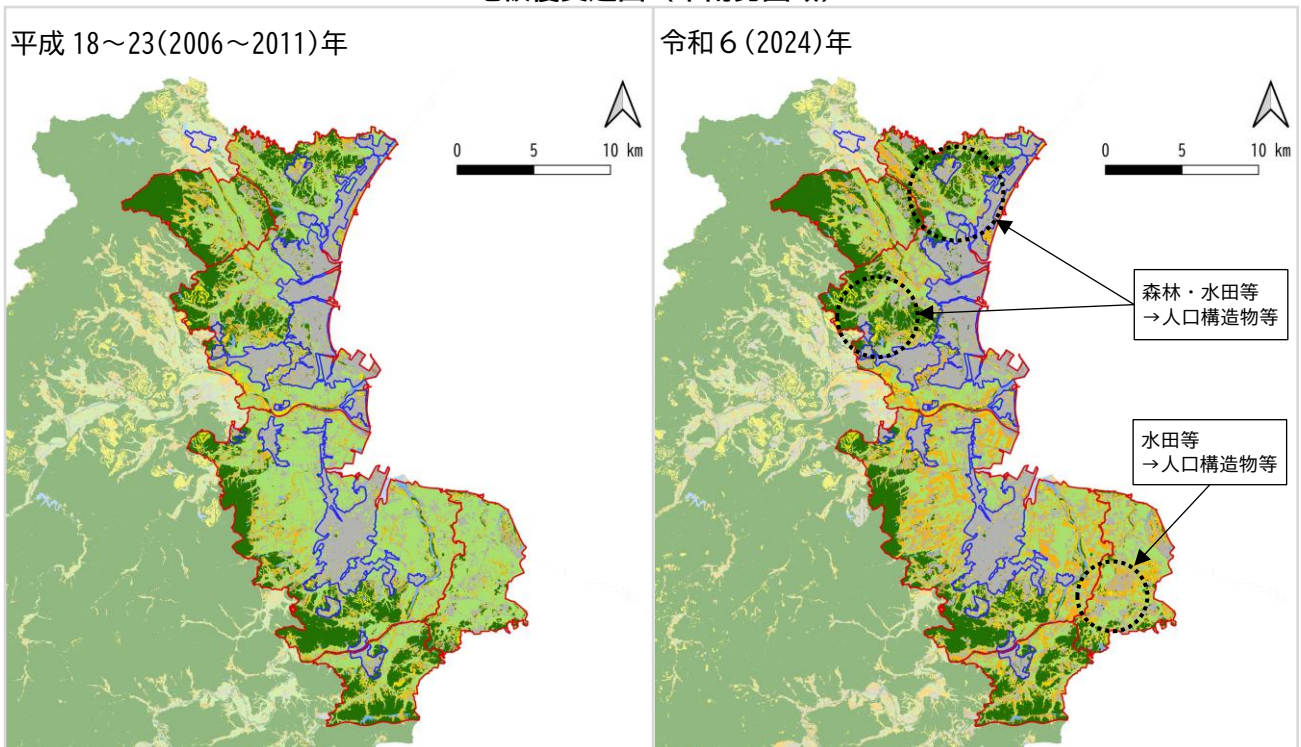
出典：日本域高解像度土地利用土地被覆図（2006 年～2011 年、2024 年）（ALOS 利用推進研究プロジェクト（JAXA））

○ 土地被覆が大きく変化した箇所

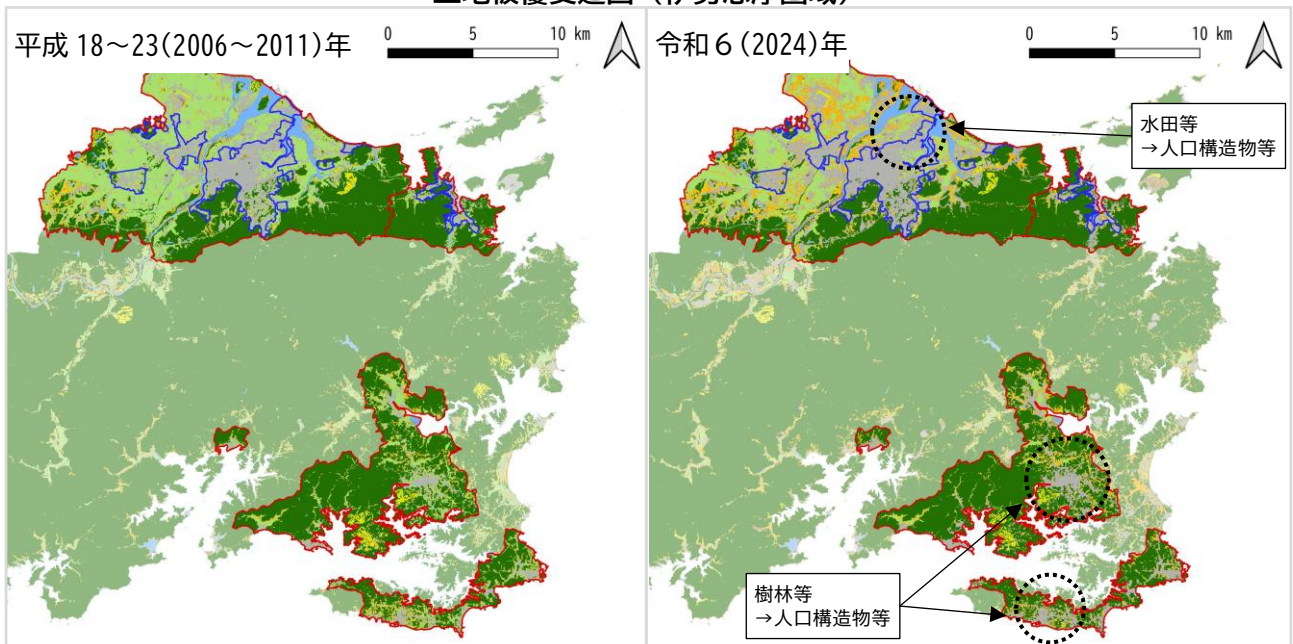
緑被

- 都市計画区域
- 市街化区域(用途地域)
- 森林
- 水田
- 畑地等
- 水域
- 草地
- 人口構造物等
- 裸地

土地被覆変遷図（中南勢圏域）



土地被覆変遷図（伊勢志摩圏域）

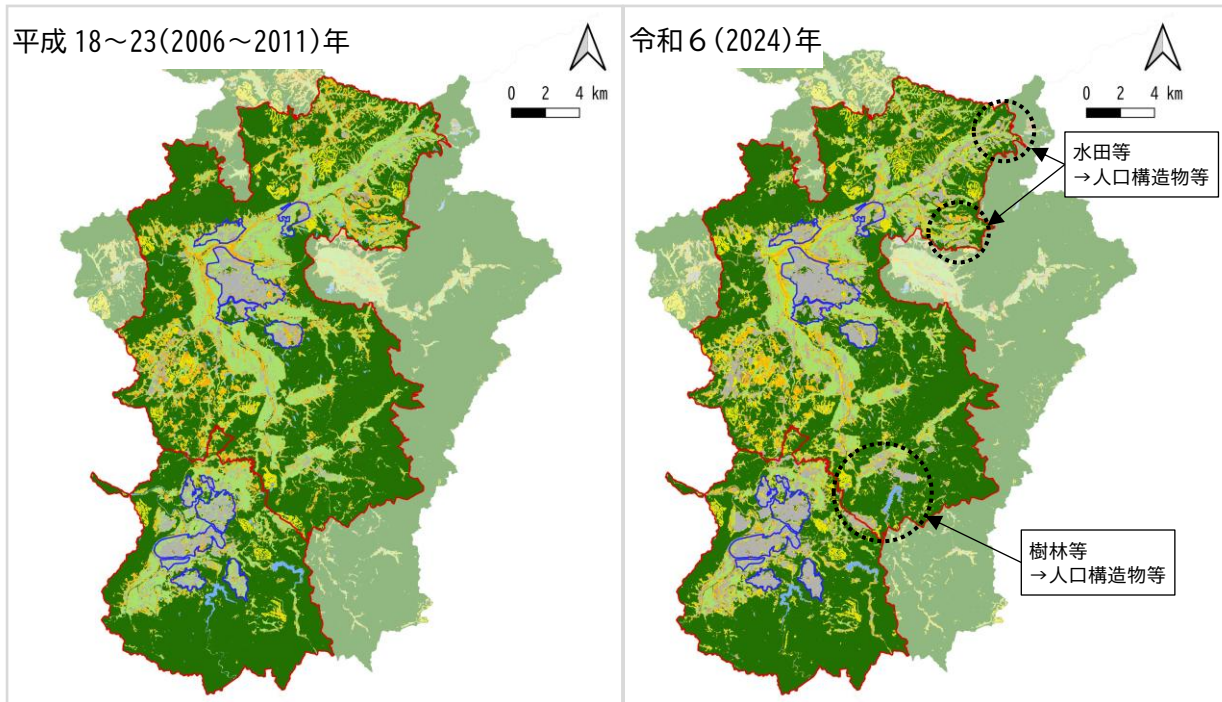


出典：日本域高解像度土地利用土地被覆図（2006年～2011年、2024年）（ALOS 利用推進研究プロジェクト（JAXA））

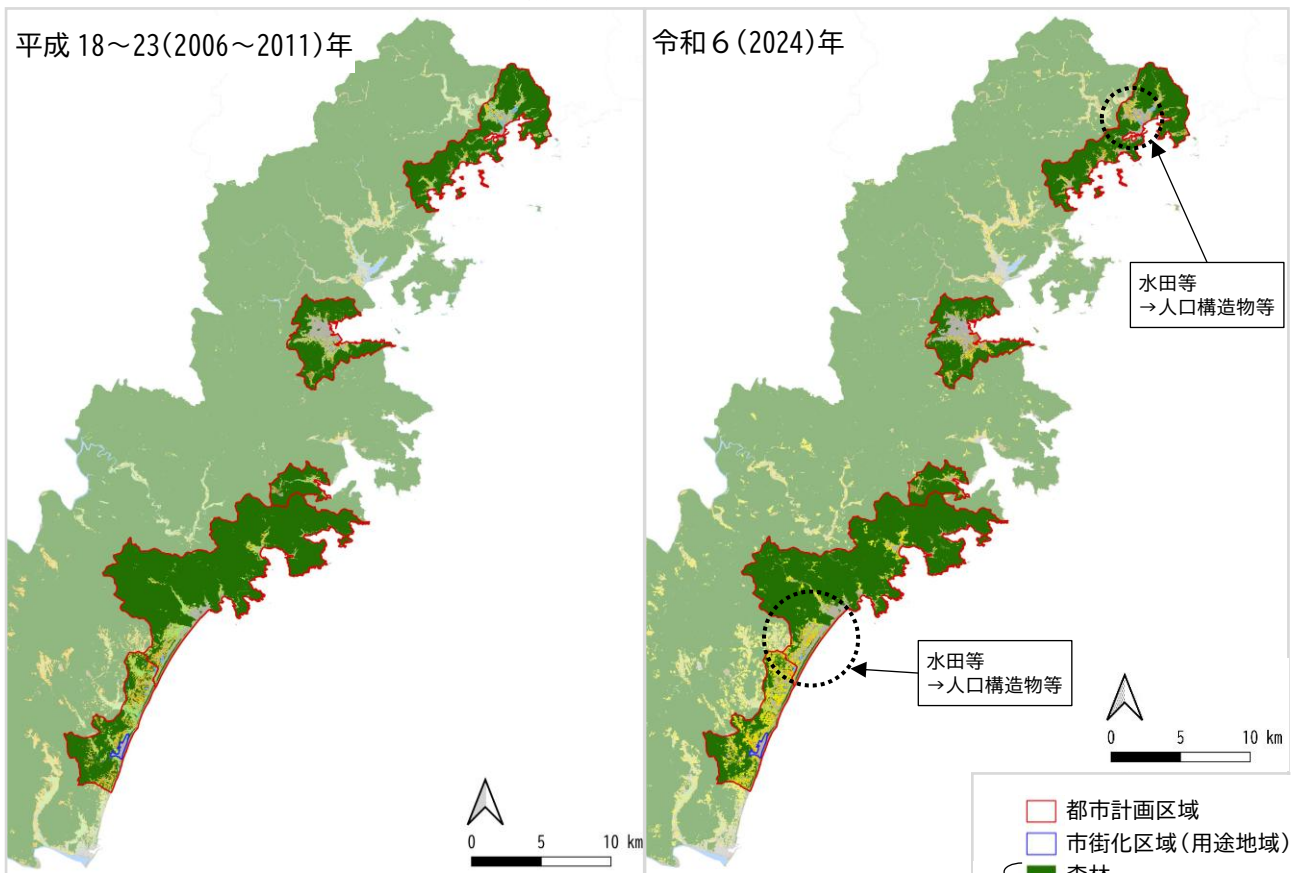
○ 土地被覆が大きく変化した箇所

- 都市計画区域
- 市街化区域(用途地域)
- 緑被
  - 森林
  - 水田
  - 畑地等
  - 水域
  - 草地
- 人口構造物等
- 裸地

土地被覆変遷図（伊賀圏域）



土地被覆変遷図（東紀州圏域）



出典：日本域高解像度土地利用土地被覆図（2006年～2011年、2024年）（ALOS 利用推進研究プロジェクト（JAXA））

○ 土地被覆が大きく変化した箇所

- 都市計画区域
  - 市街化区域(用途地域)
  - 森林
  - 水田
  - 畑地等
  - 水域
  - 草地
  - 人口構造物等
  - 裸地
- 緑被

## (3) 都市公園の整備状況

## ① 都市公園の整備量

都市計画区域人口一人当たりの都市公園面積は、令和5（2023）年度末時点で11.0 m<sup>2</sup>/人であり、都市公園法施行令第1条で示されている住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準値10 m<sup>2</sup>/人以上を満足しています。

都市公園の整備状況

圏域	人口 (千人)	開設面積 (ha)	一人当たりの公園面積 (m <sup>2</sup> /人)
北勢	805	808.13	10.0
中南勢	409	380.83	9.3
伊勢志摩	181	237.38	13.1
伊賀	150	194.59	13.0
東紀州	39	125.94	32.3
都市計画 区域全体	1,584	1,746.87	11.0

出典：都市公園データベース（令和5（2023）年3月現在）（国土交通省）

※津市の都市公園の開設面積は中南勢圏域として計上しています。カントリーパークを除く。

② 県営都市公園等の現状

県内には県営都市公園が7公園、県営森林公園が2公園あります。

県営都市公園の供用面積の合計は231.31haであり(令和7(2025)年8月1日現在)、北勢中央公園と熊野灘臨海公園では計画区域に対し、未整備の区域が残っています。

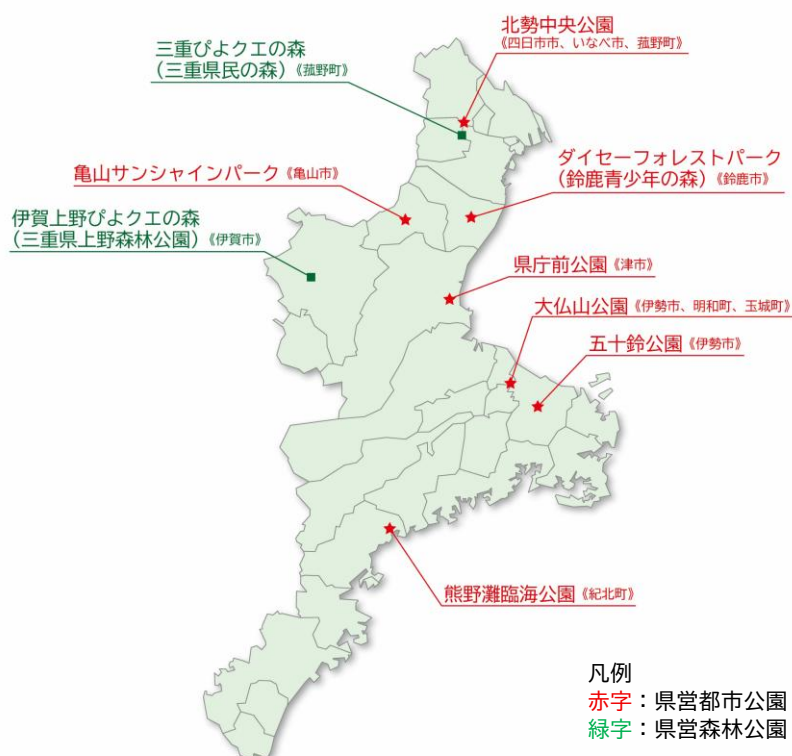
県営都市公園の現状

公園名	所在地	計画面積(ha)	供用面積(ha)	供用開始年	指定管理者
北勢中央公園	四日市市 いなべ市 菟野町	98.10	40.94	平成5年 (1993年)	あり
ダイセーフォレストパーク (鈴鹿青少年の森)	鈴鹿市	51.30	51.30	昭和47年 (1972年)	あり
亀山サンシャインパーク	亀山市	14.20	14.20	平成15年 (2003年)	あり
県庁前公園	津市	0.63	0.63	昭和47年 (1972年)	なし
大仏山公園	伊勢市 明和町 玉城町	37.79	37.79	昭和63年 (1988年)	あり
五十鈴公園	伊勢市	18.54	18.54	平成27年 (2015年)	あり
熊野灘臨海公園	紀北町	555.60	67.91	昭和53年 (1978年)	あり
合計		776.16	231.31	-	-

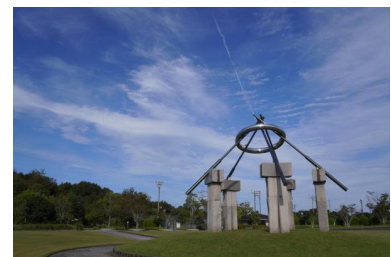
県営森林公園の現状

公園名	所在地	敷地面積(ha)	供用開始年	指定管理者
三重びよクエの森 (三重県民の森)	菟野町	44.58	昭和55年 (1980年)	あり
伊賀上野びよクエの森 (三重県上野森林公園)	伊賀市	43.69	平成10年 (1998年)	あり

県営都市公園等位置図



北勢中央公園



大仏山公園

凡例  
赤字：県営都市公園  
緑字：県営森林公園

(4) 法的な保全対象となる緑地の状況

森林法や自然公園法、都市計画法などの法に基づく立木の伐採等への規制により緑地が保全される地域として、保安林や特別地域以上の自然公園、風致地区の状況について、前計画の策定時に参照していた平成19(2007)年度の状況と令和5(2023)年度の状況を比較します。

森林は県土の約6割を占めていますが微減しています。主な保全区域はいずれも増加しており、特に、保安林は平成19(2007)年度に対し約2.1%増加しています。

法的な保全対象となる緑地の面積と比率

年度	県土 A	都市計 画区域 B	森林		主な保全区域(重複分を含む)					
					保安林		自然公園 (特別地域以上)		風致地区	
			面積 C	面積比 C/A	面積 D	面積比 D/A	面積 E	面積比 E/A	面積 F	面積比 F/B
平成19 (2007)	577,717	203,093	373,205	64.6	114,496	19.8	53,119	9.2	3,629	2.0
令和5 (2023)	577,446	202,965	371,680	64.3	126,470	21.9	54,122	9.4	3,838	2.0
増減	-271	-128	-1,525	-0.3	11,974	2.1	1,003	0.2	209	0.0

単位：面積 ha、面積比%

出典：県土、森林、保安林、自然公園(特別地域以上)：平成19、平成20、令和5年度版 森林・林業統計書(三重県)  
都市計画区域、風致地区：平成20年、令和5年都市計画現況調査(国土交通省)

※平成19(2007)年度の自然公園(特別地域以上)の面積は、平成21(2009)年3月31日現在のもの。

(5) 自然公園の指定状況

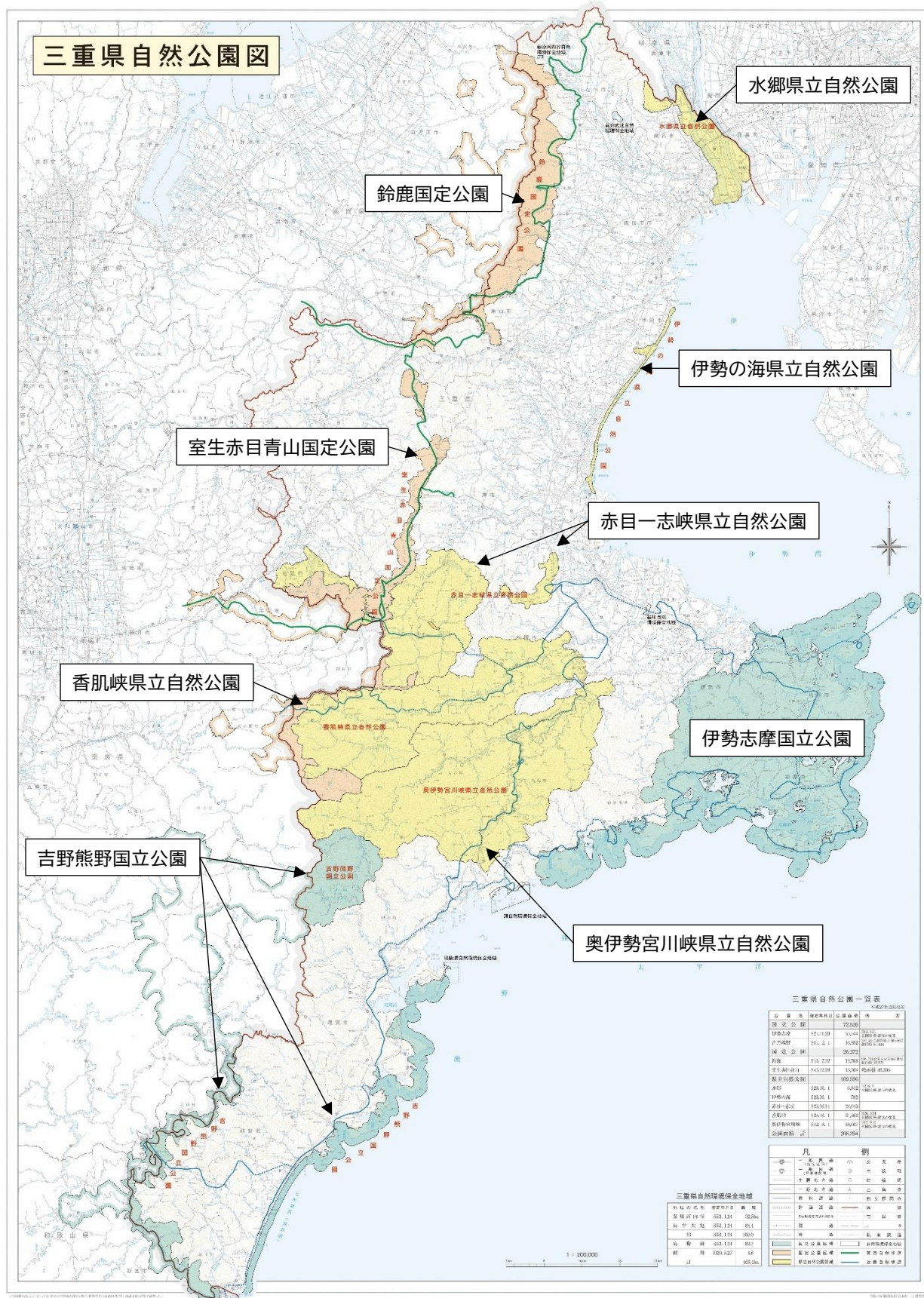
自然公園は、県内に「伊勢志摩」「吉野熊野」の2つの国立公園をはじめ、「鈴鹿」「室生赤目青山」の2つの国定公園、「伊勢の海」などの5つの県立自然公園があります。公園面積は全体で約2,084km<sup>2</sup>で県土面積の約36%に達し、平成19(2007)年と比べ約66km<sup>2</sup>増加しています。

自然公園一覧

公園名	指定年月日	公園面積 ha	関係市町
国立公園	-	72,609	-
伊勢志摩	昭和21(1946)年11月20日	55,544	伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町
吉野熊野	昭和11(1936)年2月1日	17,065	尾鷲市、熊野市、大台町、紀北町、御浜町、紀宝町、大紀町
国定公園	-	26,272	-
鈴鹿	昭和43(1968)年7月22日	12,708	四日市市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、伊賀市、菟野町
室生赤目青山	昭和45(1970)年12月28日	13,564	津市、松阪市、名張市、伊賀市
県立自然公園	-	109,596	-
水郷	昭和28(1953)年10月1日	6,842	桑名市、木曾岬町
伊勢の海	昭和28(1953)年10月1日	782	津市、鈴鹿市
赤目一志峡	昭和23(1948)年10月14日	22,043	津市、松阪市、名張市
香肌峡	昭和28(1953)年10月1日	31,262	松阪市、多気町
奥伊勢宮川峡	昭和42(1967)年8月1日	48,667	大台町、大紀町
合計	-	208,477	-

出典：令和5年度版 森林・林業統計書(三重県)

自然公園分布図



### 4. 3. 緑地の保全等に係る制度等の活用状況

#### (1) 市民緑地契約制度の活用状況

都市緑地法第 55 条に基づく制度で、地方公共団体またはみどり法人（都市緑地法第 69 条の規定に基づく緑地保全・緑化推進法人）が、土地等の所有者と契約を締結して、市民緑地（土地または人工地盤、建築物その他工作物に設置される、住民の利用に供する緑地または緑化施設）を設置管理する制度です。これにより都市に緑地とオープンスペースを確保し、良好な生活環境の形成を図ることができます。

対象となる土地は、都市計画区域の 300 m<sup>2</sup>以上の土地または人工地盤、建築物その他の工作物で、特別緑地保全地区および緑地保全地域内の土地等も市民緑地の対象となり、契約期間は5年以上と定められています。

指定のメリットとしては、地方公共団体やみどり法人が緑地の管理を行うことにより、土地所有者の管理負担の軽減や土地所有者への優遇税制などがあります。

本県では四日市市で 14 件、伊賀市で 3 件、計 17 件の指定実績があります。

本県における市民緑地契約制度の締結状況

市名	名称	契約面積 (m <sup>2</sup> )	開設年
四日市市	岡山市民緑地	13,609.77	平成 17 (2005) 年
	初瀬ビオトープの谷市民緑地	2,692	
	市民緑地「かわらだ竹林公園」	2,181	平成 19 (2007) 年
	八王子町秋の小径（こみち）市民緑地	16,607	
	下野憩いとふれあい市民緑地	4,731	平成 23 (2011) 年
	采女城跡市民緑地	15,491	
	市民緑地「みえ北めぐみの森」	1,828	平成 25 (2013) 年
	市民緑地 すがわら「とおりゃんせ」	4,591	平成 28 (2016) 年
	すいざわ市民緑地	2,018.75	令和 2 (2020) 年
	額突山市民緑地	24,973	令和 3 (2021) 年
	市民緑地 リラックす広場	2,577	令和 5 (2023) 年
	すがわら「みどりのさと」市民緑地	2,259	令和 7 (2025) 年
	市民緑地 鹿間いこいの里	6,575	
	市民緑地 曾井の里山	1,095	
伊賀市	桑町市民緑地	1,859	-
	万町市民緑地	722.93	
	東高倉市民緑地	502	

出典：四日市市情報提供  
伊賀市情報提供

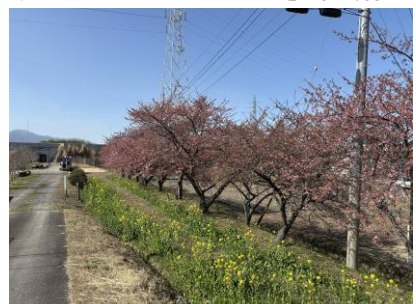
市民緑地 鹿間いこいの里



市民緑地 曾井の里山



すがわら「みどりのさと」市民緑地



出典：四日市市 Web ページ 市民緑地制度の紹介（更新日：令和 7 (2025) 年 10 月 14 日）

## (2) 都市緑化基金の活用状況

都市緑化基金とは、条例や寄付行為等を設置根拠とし、地域の緑化への助成はもとより、緑化フェアや緑化推進活動など地域に密着した緑化活動を行うものです。

本県では、津市、四日市市、鈴鹿市、熊野市、明和町の4市1町で基金が設置されており（令和6（2024）年3月31日時点）、緑化助成のほか、普及啓発や緑化活動への支援などに活用されています。

出典：国土交通省 Web ページ 都市緑化基金 基金一覧

本県における緑化基金を活用した事業

市町	事業名
津市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記念樹配布事業</li> <li>・ 生け垣緑化用苗木配布事業</li> <li>・ 緑化・美化運動</li> </ul>
四日市市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 花と緑いっぱい事業</li> <li>・ 生垣設置助成制度</li> <li>・ 公園愛護会の活動支援</li> <li>・ 緑化推進事業</li> </ul>

出典：津市 Web ページ「津市緑化基金への寄附について」  
四日市市 Web ページ「緑化基金にご寄附をお願いします」

### 緑化基金を活用した事業イメージ（生垣設置助成制度：四日市市）



出典：四日市市 緑化基金の仕組みや活用事業の紹介

(3) 市町における緑の基本計画の策定状況

本県においては、都市計画区域を有する 25 市町のうち、緑の基本計画を策定しているのは 13 市町であり、策定率は約半数です。なお、平成 21（2009）年以降、新規策定はありません。

また、平成 30（2018）年の津市の改定では、緑の基本計画と都市計画マスタープランが「津市都市マスタープラン」として統合され、緑の基本計画で定める必要のある事項が記載されています。

本県での緑の基本計画の策定状況

都市計画区域を有する市町名	策定状況
桑名市	策定済（H20.5）
いなべ市	－
木曽岬町	－
東員町	－
四日市市	策定済（R4.3改定：四日市広域）
菰野町	策定済（R4.3改定：四日市広域）
朝日町	策定済（R4.3改定：四日市広域）
川越町	策定済（R4.3改定：四日市広域）
鈴鹿市	策定済（H18.4）
亀山市	策定済（H11.3）
津市	策定済（H30.3改定）
松阪市	策定済（旧松阪市：H10.2、旧嬉野町：H11.4）
多気町	策定済（H21.8）
明和町	－
伊勢市	策定済（H16.3）
玉城町	－
南伊勢町	－
鳥羽市	－
志摩市	策定済（H21.3）
伊賀市	策定済（旧上野市：H11.3）
名張市	－
尾鷲市	－
紀北町	－
熊野市	－
御浜町	－
25 市町	13 市町

## 5. 緑地に関する県民の意識

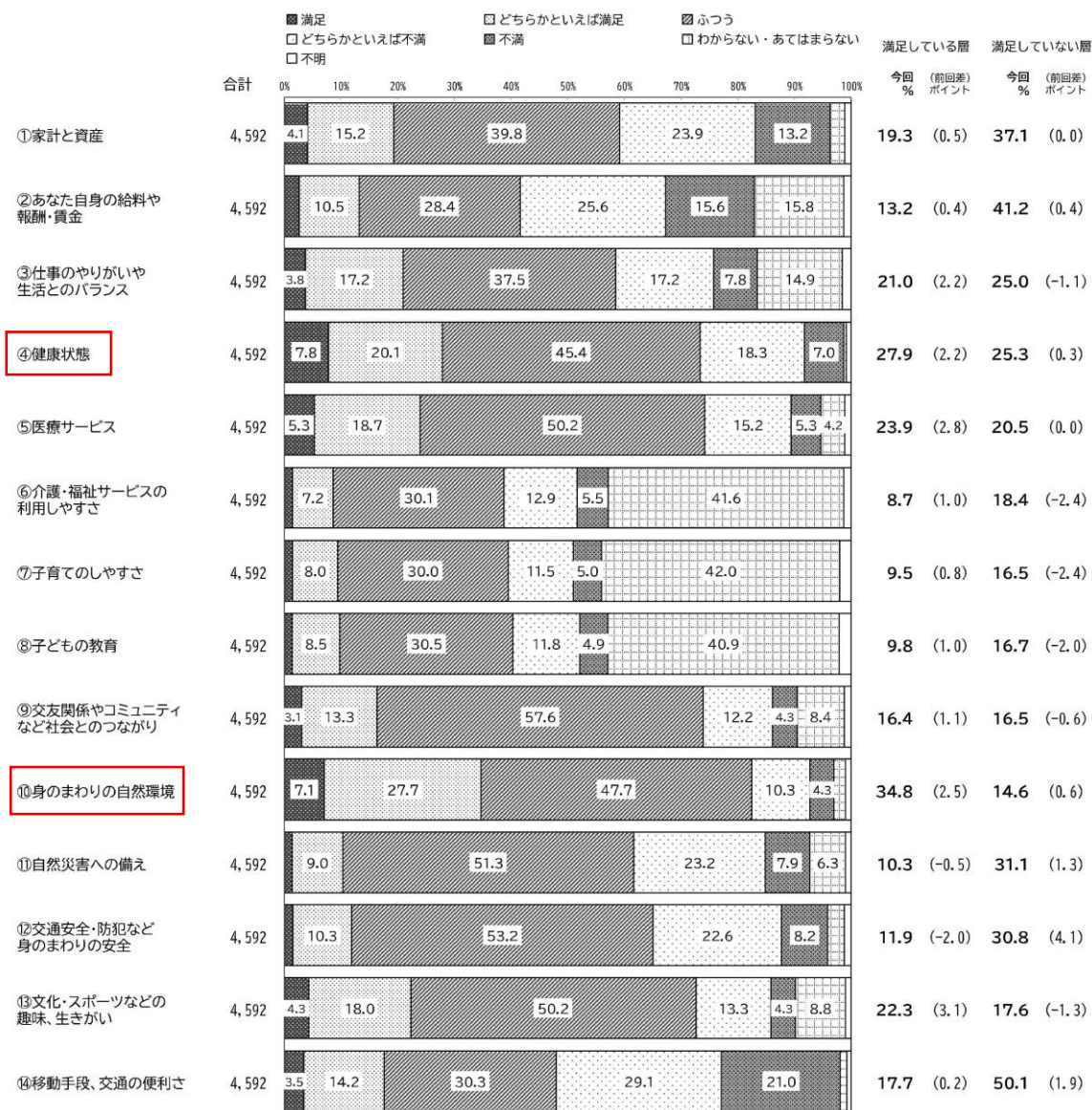
「みえ県民意識調査」や「みえ県民1万人アンケート」の結果における、緑地に関する県民の意識は以下のとおりです。

### (1) 生活の満足度の判断要素

生活の満足度のうち、大気の浄化や熱環境の改善などの環境保全機能や、身近な健康づくりの場及び憩いの場などのレクリエーション機能をもつ都市の緑地と関係が強いとみられる「健康状態」や「身のまわりの自然環境」は、「満足」「どちらかといえば満足」と感じる県民が他の分野と比べて多いです。

#### 分野別の生活満足度

図表 2-2-1 14 分野別の満足度（一覧）

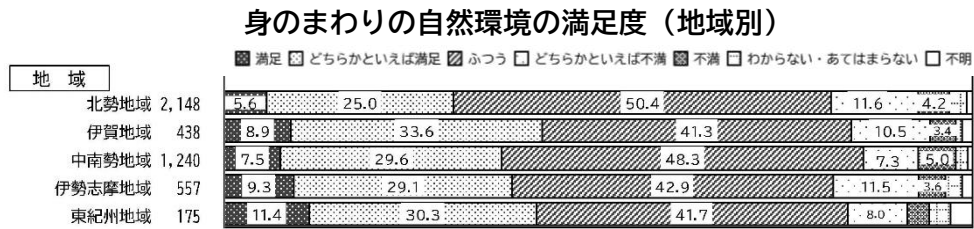


※「満足している層」の割合・・・「満足」と「どちらかといえば満足」の割合を小数第二位で四捨五入した数値の合計  
 ※「満足していない層」の割合・・・「不満」と「どちらかといえば不満」の割合を小数第二位で四捨五入した数値の合計  
 ※本質問の回答割合(%)は、「わからない」や「不明(未回答など)」も分母に含めて算出

出典：第3回 みえ県民1万人アンケート（調査時期：令和6（2024）年12月～令和7（2025）年1月）（三重県）

(2) 「身のまわりの自然環境の満足度」の地域別の意識（地域別クロス集計）

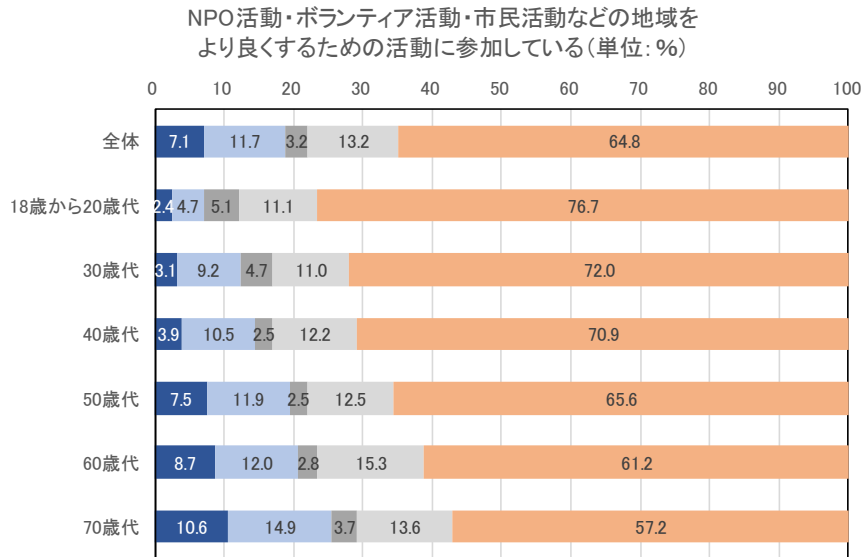
伊賀地域では「満足」「どちらかといえば満足」という県民が比較的多く、北勢地域では比較的少ないです。



※圏域マスタープランで中南勢圏域に含まれる大紀町の結果は伊勢志摩圏域で計上されています。  
 出典：第3回 みえ県民1万人アンケート（調査時期：令和6（2024）年12月～令和7（2025）年1月）（三重県）

(3) 地域活動への参加の年齢別の意識（年齢別クロス集計）

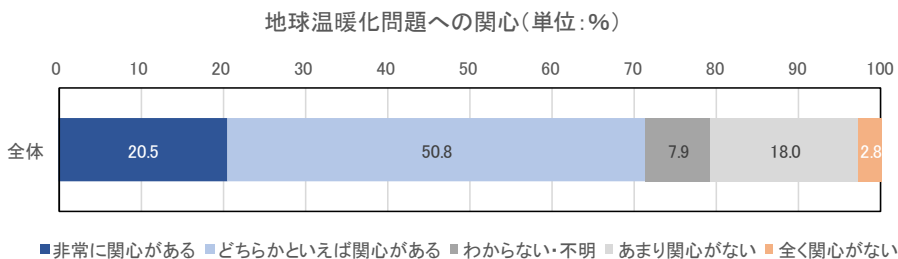
「してない」「どちらかといえばしてない」の傾向から、若者の意識が比較的低い状況がみられます。



出典：第10回 みえ県民意識調査（調査時期：令和3（2021）年1～2月）（三重県）

(4) 地球温暖化への関心

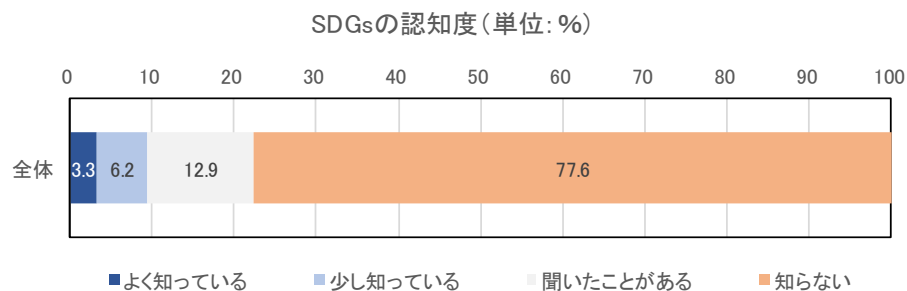
「非常に関心がある」「どちらかといえば関心がある」の合計が約7割以上と関心は高く、地球温暖化抑止に緑地を寄与していることなど、緑地の重要性を県民にアピールする必要があると考えられます。



出典：第10回 みえ県民意識調査（調査時期：令和3（2021）年1～2月）（三重県）

(5) SDGsの認知度

「知らない」の回答が7割以上と認知度が低く、緑地とSDGsの目標などの関連性を県民に分かりやすく表現するなどの工夫が必要であると考えられます。



出典：第9回 みえ県民意識調査（調査時期：令和2（2020）年1～3月）（三重県）

## 6. 前計画の指標の検証

ここでは前計画で設定した指標について現状値により状況を把握し、その経緯や要因などについて検証します。

### 6. 1. 指標の状況

指標の状況は以下のとおりであり、目標水準を達成したのは「1人当たりの都市公園面積（県全体）」のみでした。

指標の検証結果一覧

No	設定指標	前計画		目標年 (令和2(2020)年度)	達成 状況
		現状値	目標水準		
1	圏域全体の緑地率（県全体）	86.9(83.9)% 平成18(2006)年度	現状以上	86.0%	未達成
2	用途地域における緑地率 （県全体）	18.1(16.6)%	21.9%	15.3%	未達成
3	1人当たりの都市公園面積 （県全体）	9.22 m <sup>2</sup> /人 平成20(2008)年度	10.0 m <sup>2</sup> /人	10.5 m <sup>2</sup> /人	達成
4	歩いていける公園等のネットワ ーク率（東紀州圏域以外の4圏域 平均）	約64% 平成20(2008)年度	68%	64.2%	未達成
5	参考指標：緑化やみどりの保全活動に取り組む団体数等				
	①里地里山保全活動計画の認 定制度認定団体	32 団体 平成21(2009)年	—	38 団体 令和元(2019)年	—
	②社団法人国土緑化推進機構 の森林ボランティア登録団 体	5 団体	—	4 団体 令和3(2021)年	—
	③緑の募金交付事業の交付活 動	72 件 平成21(2009)年度	—	70 件	—

### 6. 2. 指標の検証結果

#### (1) 圏域全体の緑地率（県全体）

圏域全体の緑地率（県全体）は、骨格となる緑地の保全を測る指標として設定したもので、土地利用の種別から緑地の全体的な量を把握し、緑地率を算出しています。

結果として、市街地の拡大が進む中で、森林面積がほぼ横ばいであったのに対し、畑や田などの農地面積は大きく減少するなど、圏域全体の緑地率は前計画 86.9%から 0.9%減少し 86.0%となり、目標は達成できませんでした。これは、北勢地域や中南勢地域を中心とした市街地の開発による農地面積の減少が原因であると考えられます。

#### (2) 用途地域内の緑地率（県全体）

国が示す「緑の政策大綱」（平成6（1994）年）において、良好な都市環境を維持増進していく観点から、市街地において持続性のある緑地の割合をおおむね 30%以上確保することが目標として示されていますが、前計画では各圏域の目標水準を統合し、県全体における用途地域内の目標緑地率を 21.9%としていました。

結果として、用途地域内の緑地率は前計画 18.1%から 2.8%減少し 15.3%となり、目標は達成できませんでした。圏域全体の緑地率と同様に開発により農地面積が減少したことが要因と考えられます。

**緑地率について**

都市計画としては、都市計画区域内の地域活性化のために必要な開発は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、実施することができます。このため、三重県のみならず全国的にも緑地率は減少傾向にあります。

緑地の骨格等の保全状況、身近な緑地の保全創出状況について、新たな視点で確認していく必要があります。

**(3) 一人当たりの都市公園面積（県全体）**

都市公園法施行令第1条により、都市公園の住民一人当たりの公園面積の標準値として10.0㎡/人以上という技術的基準が示されており、前計画ではこの値を目標値として設定していました。

結果として、前計画9.22㎡/人から1.28㎡/人増加し10.5㎡/人となり、目標は達成されました。都市公園の整備が進捗したこと等によるものと考えられます。

**(4) 歩いていける公園等のネットワーク率（東紀州圏域以外の4圏域平均）**

前計画では、社会資本整備重点計画（平成21（2009）年3月閣議決定、計画期間：平成20～24（2008～2012）年度）に基づいて、「少子高齢社会に対応したバリアフリー化・子育て環境の整備によるユニバーサル社会の形成」の重要性から「歩いていける公園等のネットワーク率（東紀州圏域以外の4圏域平均）」が指標として設定されていました。

結果としては、前計画約64%から0.2%増加し64.2%となりましたが、目標は達成できませんでした。評価対象となる公園等の確保が進まなかったことが、原因であると考えられます。

**評価対象の公園等について**

都市公園は身近な緑地の創出の基幹的な施設として捉え、量と配置の視点からチェックしてきました。近年では、不足する小・中規模の公園機能を補う市民緑地契約や、公共空間の再編によるにぎわいの創出などの取組が始まっています。

憩いと潤いのある身近な緑地の創出状況を新たな視点も取り込んで確認していく必要があります。

**(5) 参考指標：緑化やみどりの保全活動に取り組む団体数**

前計画では、4つの指標のほかに目標水準を設定しない参考指標として、県、市町等による支援を推進しながら、団体数の増加や活動の活発化を図るために「緑化やみどりの保全活動に取り組む団体数」をあげていました。

本計画においても、緑地の保全・創出を進めるうえで、県民や活動団体、企業等との連携は今後も重要であると考えているため引き続き指標化するとともに、身近な地域の緑地の保全・創出を総合的かつ計画的に進めるための計画である、「緑の基本計画」の策定数についても、指標化が必要であると考えられます。

## 7. 都市の緑地の課題

近年の社会情勢の変化や県の緑地・都市の特性、緑地に関する県民意識などの緑地を取り巻く現状や、前計画の指標の検証結果から、本計画における都市の緑地の課題を以下のとおり整理します。

緑地を取り巻く現状等	都市の緑地の課題
<p><b>【法改正】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の基本計画の記載事項の拡充(都市緑地法)</li> <li>・流域治水の実現(特定都市河川浸水被害対策法等)</li> <li>・まちなかウォークブル推進事業などの支援制度の創設(都市再生特別措置法等)</li> </ul> <p><b>【上位・関連計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の基本方針</li> <li>・強じんな美し国ビジョンみえ・みえ元気プラン</li> <li>・三重県都市基本方針、圏域マスタープラン</li> </ul> <p><b>【近年の社会情勢】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化と人口減少の進行</li> <li>・農業や林業などの従事者の減少、担い手の不足</li> <li>・事業所数等から企業進出等の傾向あり</li> <li>・観光入込客数は新型コロナウイルス感染症の流行以前の水準にまだ回復せず</li> <li>・SDGs、脱炭素、カーボンニュートラルの推進、グリーンインフラに関する取組の推進、頻発化・激甚化する災害への備えの強化、生物多様性の保全の推進、アフターコロナへの取組、まちづくりDXの推進、花とみどりの三重づくり条例</li> </ul> <p><b>【緑地の現況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域の農地等の減少と建物用地の増加</li> <li>・住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準値10㎡/人以上を満足</li> <li>・県営都市公園では未整備区域が一部あり</li> <li>・県土全体では森林は微減</li> <li>・自然公園の指定面積は増加(ただし、普通地域が約7割)</li> <li>・市民緑地契約制度や都市緑化基金が市町で活用</li> <li>・市町の緑の基本計画の策定状況は約半数</li> </ul> <p><b>【緑地に関する県民の意識】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「健康状態」や「身のまわりの自然環境」への満足度は他の分野に比べ高い</li> <li>・「地域活動への参加の意識」は若者の意識が比較的低い</li> <li>・「地球温暖化への関心」がある県民は約7割</li> </ul> <p><b>【前計画の指標の検証】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地率に関する目標は未達成</li> <li>・歩いていける公園等のネットワーク率の目標は未達成</li> </ul>	<p><b>課題1：緑地の連続性の確保</b></p> <p>骨格となる緑地と都市内の緑地を有機的に連結させて連続した緑のネットワークを形成することにより、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和に貢献するとともに、生物にとっての良質な生息・生育環境や移動経路を確保・保全する必要があります。</p> <p><b>課題2：防災減災対策につながる緑地の活用</b></p> <p>水源涵養や土砂流出防止を担う森林の保全、近年増加する都市型水害に対応するための農地の活用、そして災害時の避難場所となる公園の整備などを進め、これら緑地が持つ多様な機能を防災・減災に貢献するグリーンインフラとして積極的に位置づけ、活用する必要があります。</p> <p><b>課題3：良好な居住環境・都市環境を創出するための緑地の活用</b></p> <p>市街地内及び周辺の農地や地域の歴史・文化と一体となった緑地を保全・活用するとともに、都市公園の整備や開発地、未利用地の活用などを通じて、にぎわいをもたらすウォークブルな空間や周辺環境と調和した身近なオープンスペースを確保・創出する必要があります。</p> <p><b>課題4：緑地の質の向上</b></p> <p>既存公園の老朽化対策として計画的なストックマネジメントを推進するとともに、少子高齢化に対応した持続可能な維持管理と交流促進のため、花植え活動等の県民・事業者・活動団体との連携・協働を促し、県民の心身の豊かさにつながる緑地の多様な効用を活用する必要があります。</p> <p><b>課題5：市町の緑の基本計画の策定促進</b></p> <p>身近な緑地を総合的かつ計画的に保全・創出するため、県の緑の広域計画において市町の緑の基本計画の策定につながる工夫が必要です。</p>



# 第3章. 都市の緑地の 将来像

# 第3章. 都市の緑地の将来像

ここでは、前述の都市の緑地の課題を踏まえ、基本理念、基本方針、指標および目標水準を設定し、講じるべき施策を検討します。全体的な体系は下図のとおりです。

## 基本理念と基本方針等の体系

### 都市の緑地の課題

- ・緑地の連続性の確保 ・防災減災対策につながる緑地の活用
- ・良好な居住環境・都市環境を創出するための緑地の活用 ・緑地の質の向上
- ・市町の緑の基本計画の策定促進

### 基本理念

緑地を守り・緑地をつくり・緑地を育み、みんなで支える美しい県土

基本方針	緑地の保全及び緑化の目標	課題との関連性
1. 緑地を守る	①緑地のまとまりやつながりの形成と緑地の機能強化	課題1：緑地の連続性の確保
	②災害から地域を守るグリーンインフラの活用	課題2：防災減災対策につながる緑地の活用
	③公園・街路樹などの既存の緑地の適正な維持管理	課題4：緑地の質の向上
2. 緑地をつくる	①公園整備や開発地の緑地整備などの緑化の推進	課題3：良好な居住環境・都市環境を創出するための緑地の活用
	②良好な居住環境・都市環境を彩る緑地の創出	
3. 緑地を育む	①県民・事業者・活動団体・行政が連携した緑地の保全・創出	課題4：緑地の質の向上
	②緑の基本計画策定につながる市町への支援	課題5：市町の緑の基本計画の策定促進
<b>県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項</b> 県営都市公園の整備および管理については、基本方針を横断する観点から、施設の長寿命化や適切な配置、多様な主体との連携等による公園機能の確保等を図ります。		課題1、2、3、4

### 緑地の保全及び緑化の推進によりもたらされる効果



環境保全

空気をきれいにし、夏の暑さをやわらげます。



レクリエーション

心と体を元気にする、みんなの憩いの場となります。



防災

災害の時には避難場所になり、火事が広がるのを防ぎます。



景観形成

美しいまちなみをつくり、季節の移り変わりを楽しませてくれます。

## 1. 緑地の保全及び緑化の推進の方針

### 1. 1. 基本理念

基本理念は、前計画から緑地のもつ多様な機能を生かし、将来の美しい県土につながるための思いが込められています。

したがって、本計画においても前計画からの思いを引き継いでいきます。

## 緑地を守り・緑地をつくり・緑地を育み、 みんなで支える美しい県土

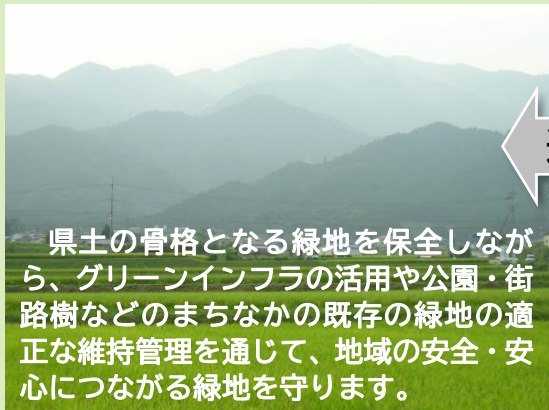
「美しい県土」とは、緑地の骨格が継承され、生活に憩いや潤いをもたらす緑地、歴史文化を演出する緑地、地球温暖化防止や生物多様性に寄与する緑地、風水害や地震被害への対応としての緑地等によって、安全・安心で、魅力や個性にあふれた状態をイメージします。

### 1. 2. 基本方針

基本理念の3つの柱である、「緑地を守る」「緑地をつくる」「緑地を育む」を基本方針とし、計画を推進していきます。

特に、「緑地を育む」については、緑地を「守る」ことも「つくる」ことも、緑地を「育む」人の手によって支えられるものであり、基本理念の実現を目指す上で、今後も重要となる方針です。

#### 1. 緑地を守る



県土の骨格となる緑地を保全しながら、グリーンインフラの活用や公園・街路樹などのまちなかの既存の緑地の適正な維持管理を通じて、地域の安全・安心につながる緑地を守ります。

#### 2. 緑地をつくる



良質な公園整備及び市街地開発地における緑化や、居住環境・都市環境での緑化の推進を通じて、魅力ある地域を彩る緑地をつくります。

連携

支える

#### 3. 緑地を育む

県民や事業者、活動団体などの多様な主体が、緑地の保全や創出活動などの連携・交流を通じて、県民の心のよりどころとなる緑地を育みます。また、地域の実情に応じた身近な緑地の保全・創出のため、市町による緑の基本計画の策定を促進します。



### 1. 3. 圏域ごとの基本方針

ここでは、圏域の緑地の特性を踏まえながら、県全体でみた場合の緑地の位置づけなども考慮し、圏域ごとの基本方針を設定します。圏域ごとの基本方針については、圏域の緑地の特性や都市と緑地の関連性など、県全体と各圏域の緑地の位置づけを踏まえながら、目指すべき姿として設定します。

#### (1) 北勢圏域

##### 構成市町

- ・桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町

##### 緑地の特性

- ・鈴鹿山脈等の山裾に広がる広大な伊勢平野に都市が形成され、都市の中まで入り込んだ丘陵地や平野を縦断する河川の緑地等が都市の緑地の骨格を形成しています。
- ・平成9（1997）年から令和3（2021）年の約24年間で都市計画区域の緑地が約7,486ha減少しています。建物用地等が約1.4倍に増加していますが、田やその他の農用地が大幅に減少しています。
- ・都市計画区域の緑地率は約59.0%、市街地の緑被率は約13.3%と低いです。
- ・都市計画区域の人口は約81万人で他の圏域に比べると多いですが、減少傾向です。
- ・名古屋大都市圏の南西部に位置するなど立地条件が良く、市街地面積の増加傾向も続いており、今後も開発圧力が比較的大きい圏域であると考えられます。

##### 代表的な緑地

- ・鈴鹿山脈、養老山地
- ・木曾川、揖斐・長良川、員弁川、朝明川、三滝川、鈴鹿川、鼓ヶ浦
- ・鈴鹿国定公園、水郷県立自然公園、伊勢の海県立自然公園
- ・国営木曾三川公園、北勢中央公園、亀山サンシャインパーク、ダイセーフォレストパーク（鈴鹿青少年の森）
- ・多度大社、東海道、美濃街道、八風道、東海自然歩道

#### 県全体におけるこの圏域の緑地の位置づけからみた方針

名古屋大都市圏に隣接し、引き続き開発動向が続くと考えられる圏域であるため、今後も県全体の経済や人口維持を担うエリアとして、都市（市街地開発）との調和を図りながら、緑地の保全や創出を図る圏域づくりを目指します。

#### 北勢圏域の基本方針

養老山地や鈴鹿山脈の自然環境と市街地をつなぐ  
緑地のネットワーク維持・形成に努め、  
都市と緑地が調和した圏域づくり



鈴鹿山脈



養老山地



多度大社



木曾三川



北勢中央公園



鼓ヶ浦



亀山サンシャインパーク



ダイセーフレストパーク  
(鈴鹿青少年の森)

- 森林
- 田
- その他の農用地
- 水域
- ゴルフ場
- 建物用地等
- 荒地
- 骨格的緑地(山地・丘陵地)
- 骨格的緑地(河川・海岸)
- 国定公園・自然公園
- 街道等
- 都市計画区域
- 市町界
- 県営都市公園
- 国営都市公園
- 歴史・文化的緑地

## (2) 中南勢圏域

### 構成市町

- ・津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町

### 緑地の特性

- ・布引山地や高見山地等の広大な山地・森林を有しており、圏域内に5つの自然公園区域があります。都市的な土地利用は伊勢湾側の山裾に広がる伊勢平野に集中しており、雲出川等の河川や丘陵により山林と結ばれています。
- ・平成9(1997)年から令和3(2021)年の約24年間で都市計画区域の緑地が約4,057ha減少しています。建物用地等が約1.4倍に増加していますが、田やその他の農用地が大幅に減少しています。
- ・都市計画区域の緑地率は約67.0%、市街地の緑被率は約15.5%と低いですが、市街地の中心部には松坂城跡や津偕楽公園、東海道、美濃街道等の歴史を継承する緑地が点在しています。
- ・北勢圏域に比べれば開発圧力は小さいと考えられますが、市街地面積の拡大の傾向をみると伊勢平野における市街地の拡大は今後も続くと考えられます。

### 代表的な緑地

- ・布引山地、高見山地、台高山脈
- ・安濃川、雲出川、櫛田川、阪内川、佐奈川
- ・香良洲海岸、河口の干潟
- ・室生赤目青山国定公園、伊勢の海県立自然公園、赤目一志峡県立自然公園、香肌峡県立自然公園、奥伊勢宮川峡自然公園
- ・県庁前公園
- ・松坂城跡、津偕楽公園、伊勢街道、伊勢別街道

### 県全体におけるこの圏域の緑地の位置づけからみた方針

広々とした平野部と豊かな自然環境に恵まれた圏域であり、平地に広がる農地や山地部の豊かな山林等と、県庁所在地といった行政の中心地を含む都市部が調和した圏域づくりを目指します。

### 中南勢圏域の基本方針

布引山地や高見山地、櫛田川等の自然環境や田園地帯を生かし、  
歴史的で身近な緑地を核とした、  
豊かな自然と都市が調和した圏域づくり



県庁前公園  
(防災施設整備イメージ)



香良洲海岸



雲出川



- 県営都市公園
- 歴史・文化的緑地
- 森林
- 田
- その他の農用地
- 水域
- ゴルフ場
- 建物用地等
- 荒地
- 骨格的緑地(山地・丘陵地)
- 骨格的緑地(河川・海岸)
- 国定公園・自然公園
- 街道等
- 都市計画区域
- 市町界



台高山脈



奥香肌峡

### (3) 伊勢志摩圏域

#### 構成市町

- ・伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町

#### 緑地の特性

- ・圏域の北側は神宮林に包まれた平野にある市街地を宮川等の河川が山地と市街地をつないでいます。南側は山地とリアス海岸が接しています。
- ・多くの地域が伊勢志摩国立公園等に指定されています。
- ・平成9(1997)年から令和3(2021)年の約24年間で都市計画区域の緑地が約2,107ha減少し、田やその他の農用地が大幅に減少しています。
- ・都市計画区域の緑地率は約73.5%、市街地の緑被率は約24.4%とほかの圏域に比べ高く、市街地の周辺には伊勢神宮の宮域林など県を代表するシンボリックな緑地が存在しています。

#### 代表的な緑地

- ・紀伊山地
- ・宮川、五十鈴川
- ・リアス海岸、伊雑浦の干潟、大王崎の藻場、英虞湾の干潟
- ・伊勢志摩国立公園
- ・大仏山公園、五十鈴公園
- ・伊勢神宮宮域林、伊勢街道

#### 県全体におけるこの圏域の緑地の位置づけからみた方針

伊勢神宮の宮域林や伊勢志摩国立公園のリアス海岸など、本県を代表する独自の緑地を有する圏域であり、地域住民のみならず、来訪者にも魅力ある緑地を楽しんでもらえるような圏域づくりを目指します。

#### 伊勢志摩圏域の基本方針

**伊勢志摩国立公園の風光明媚な自然環境の保護・利用を図り、  
癒やしと潤いのある、緑地の魅力で人々をもてなす圏域づくり**



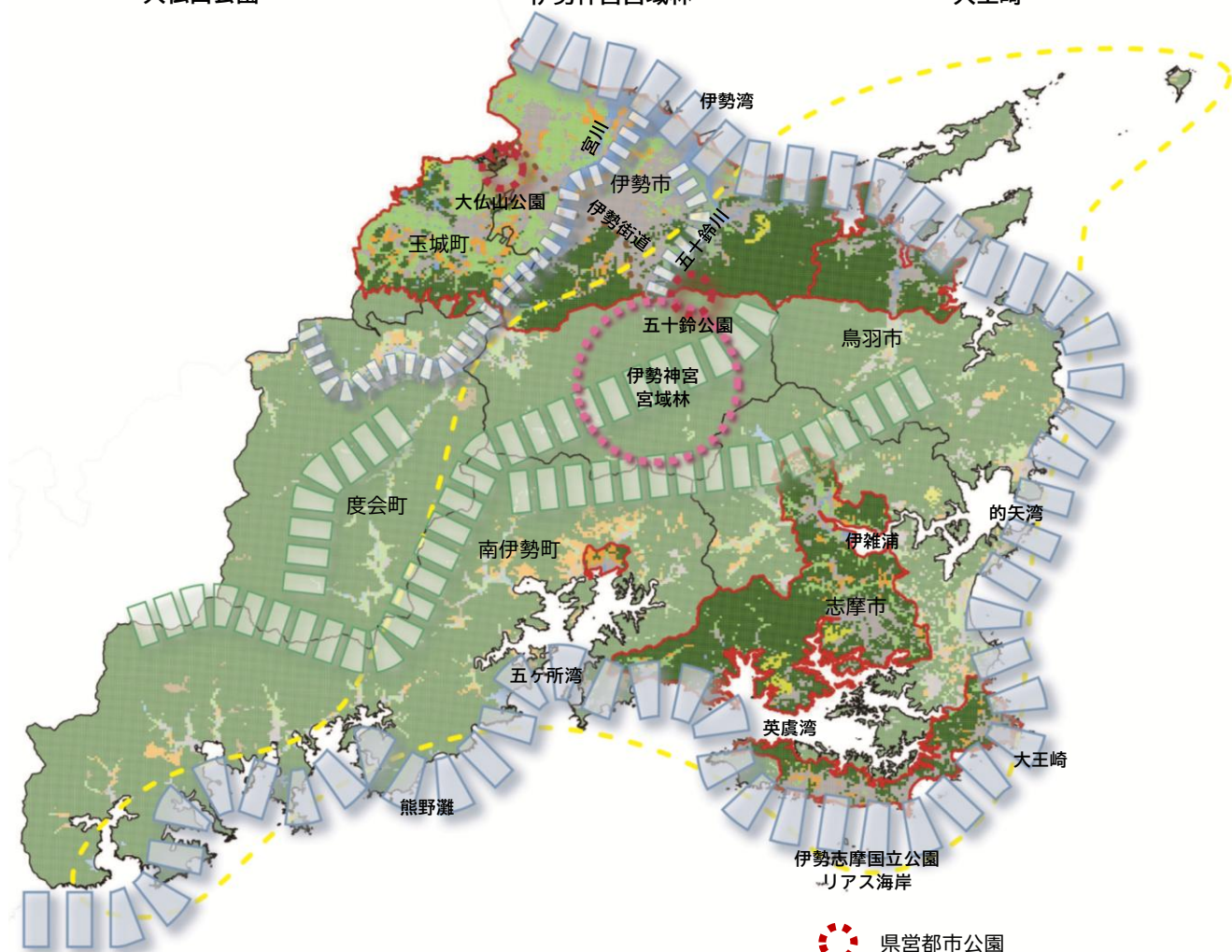
大仏山公園



伊勢神宮宮域林



大王崎



五ヶ所湾



英虞湾

-  県営都市公園
-  歴史・文化的緑地
-  森林
-  田
-  その他の農用地
-  水域
-  ゴルフ場
-  建物用地等
-  荒地
-  骨格的緑地（山地・丘陵地）
-  骨格的緑地（河川・海岸）
-  国立公園
-  街道等
-  都市計画区域
-  市町界

#### (4) 伊賀圏域

##### 構成市町

- ・伊賀市、名張市

##### 緑地の特性

- ・布引山地や信楽山地等の山地に囲まれた上野（伊賀）盆地に都市が形成され、河川や丘陵等が山地と都市を結んでいるとともに、まとまりのある田園風景が広がっています。また、山地、丘陵地等は、淀川水系の水源地としての役割も有しています。
- ・平成9(1997)年から令和3(2021)年の約24年間で都市計画区域の緑地が約1,763ha減少しています。建物用地等は約1.4倍に増加していますが、田やその他の農用地が大幅に減少しています。
- ・都市計画区域の緑地率は約83.3%、市街地の緑被率は約25.9%と、ほかの圏域よりも比較的高く、市街地の中心部には上野城址等の歴史的を継承する緑地が存在しています。
- ・都市計画区域の人口は、全圏域の人口がピークになる平成22(2010)年以前から減少傾向にあります。

##### 代表的な緑地

- ・布引山地、信楽山地、笠置山地、室生山地
- ・木津川、名張川、宇陀川
- ・室生赤目青山国定公園、鈴鹿国定公園
- ・伊賀上野城、大和街道、伊賀街道、初瀬街道

##### 県全体におけるこの圏域の緑地の位置づけからみた方針

名古屋圏と関西圏のつなぎ役を担う圏域であり、県内のほかの圏域内はない独特の盆地景観を有する圏域であるため、盆地内に広がる田園や周囲の樹林地の緑地を活かした圏域づくりを目指します。

##### 伊賀圏域の基本方針

**独自の盆地景観を形成する、圏域を包み込む山々や市街地周囲の田園、樹林地等の保全を図り、農地と市街地が調和し、交流する都市を支える緑地を生かした圏域づくり**



信楽山地



木津川



初瀬街道



笠置山地



伊賀上野城

-  歴史・文化的緑地
-  森林
-  田
-  その他の農用地
-  水域
-  ゴルフ場
-  建物用地等
-  荒地
-  骨格的緑地（山地・丘陵地）
-  骨格的緑地（河川・海岸）
-  国定公園
-  街道等
-  都市計画区域
-  市町界

## (5) 東紀州圏域

### 構成市町

- ・尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

### 緑地の特性

- ・自然度の高い樹林地と植林地が混在する紀伊山地と熊野灘に挟まれ、特徴的な自然景観を有しています。また、都市的な利用は熊野灘沿岸のわずかな平地部に限定されています。
- ・平成9(1997)年から令和3(2021)年の約24年間で都市計画区域の緑地が約1,140ha減少していますが、減少した面積では全圏域の中で最も小さいです。建物用地等は約1.9倍に増加していますが、全体の割合では低いため、緑地に対する影響は低いものと考えられます。
- ・圏域全体の緑被率は約88.3%とほかの圏域に比べて高く、海岸線に沿って世界遺産熊野古道が指定されています。
- ・平成12(2000)年以降の都市計画区域の人口の減少率は全圏域の中で最大であり、また、地形の制約を受けることから、ほかの圏域に比べ市街地拡大の懸念は小さいと判断できます。
- ・広域レクリエーション都市として、ワーケーション対応等の都市公園の整備や、運動施設の整備が進行しています。

### 代表的な緑地

- ・紀伊山地
- ・赤羽川、船津川、銚子川、矢ノ川、井戸川、尾呂志川、熊野川
- ・リアス海岸、七里御浜
- ・吉野熊野国立公園
- ・熊野灘臨海公園
- ・熊野古道

### 県全体におけるこの圏域の緑地の位置づけからみた方針

紀伊山地や雄大な海岸線を有する熊野灘・七里御浜などの特徴的な自然景観、歴史ある熊野古道などの地域資源を有しており、これら地域特有の緑地を保全し、そして緑地を生かした観光やスポーツ振興の広域レクリエーション都市の形成を図る圏域づくりを目指します。

### 東紀州圏域の基本方針

**紀伊山地や熊野灘の雄大な海岸線と  
歴史ある熊野古道などの特徴的な緑地の保全と、  
それを生かす広域レクリエーション都市を支える圏域づくり**



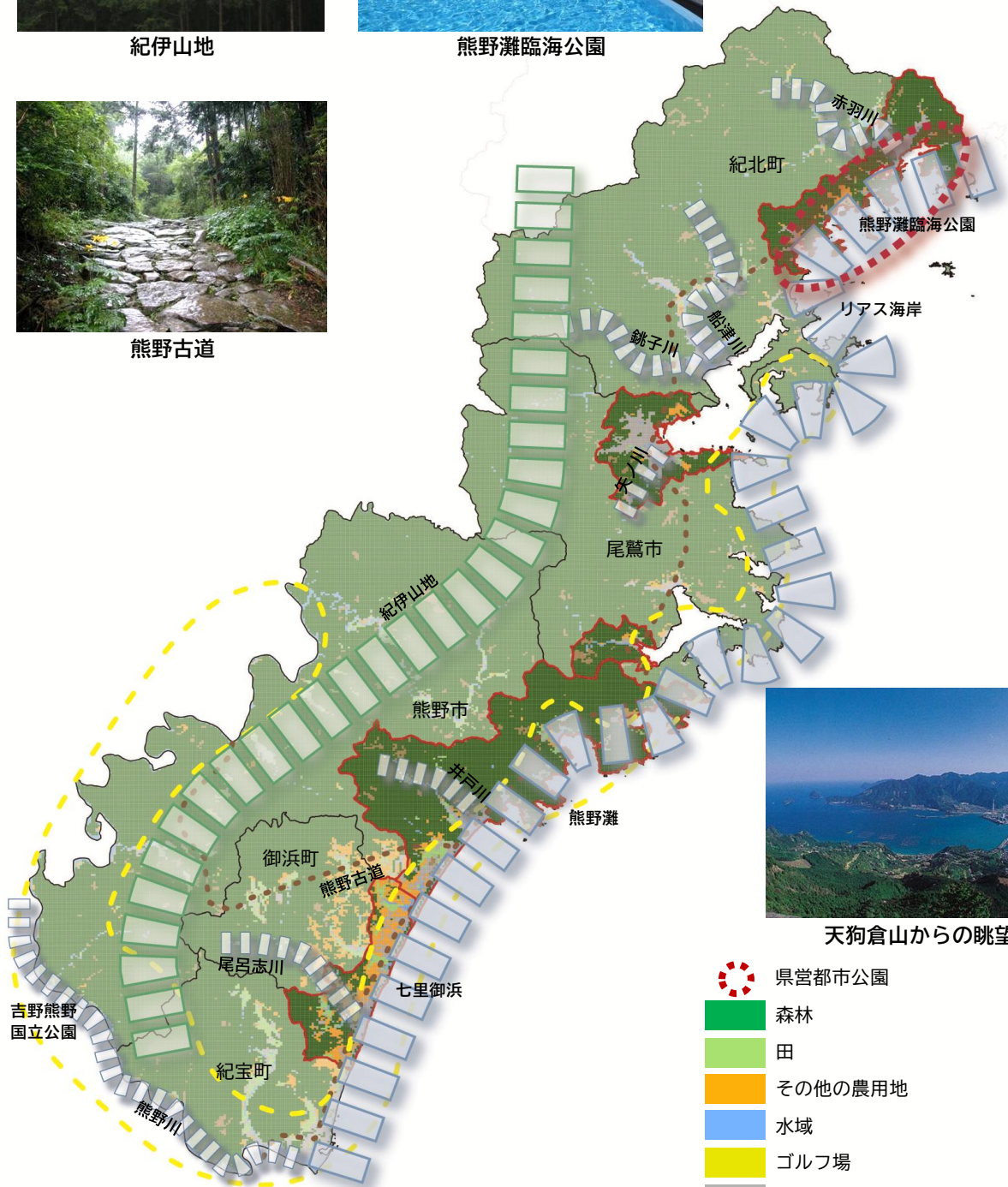
紀伊山地



熊野灘臨海公園



熊野古道



天狗倉山からの眺望

-  県営都市公園
-  森林
-  田
-  その他の農用地
-  水域
-  ゴルフ場
-  建物用地等
-  荒地
-  骨格的緑地 (山地・丘陵地)
-  骨格的緑地 (河川・海岸)
-  国立公園
-  街道等
-  都市計画区域
-  市町界



熊野川



七里御浜

## 2. 緑地の保全及び緑化の目標と指標

### 2. 1. 緑地の保全及び緑化の目標

ここでは、基本方針に基づき、緑地の保全及び緑化の目標を以下のとおり設定します。  
 緑地の保全及び緑化の目標については、近年の都市の緑地を取り巻く社会情勢や緑地の変遷の状況、緑地に関する県民の意識などから導き出された都市の緑地の課題を踏まえて再編しました。

基本方針ごとの緑地の保全及び緑化の目標

基本方針	緑地の保全及び緑化の目標	主な施策展開の場	課題との関連性
1. 緑地を守る	① 緑地のまとまりやつながりの形成と緑地の機能強化 生物の移動経路や景観の連続性などの緑地の機能を維持、向上するため、緑地のネットワークの形成を図るとともに、生物多様性の確保や都市環境の改善等に向けた都市の緑地の確保を図ります。	河川、農地、樹林地、公園など	課題1：緑地の連続性の確保
	② 災害から地域を守るグリーンインフラの活用 近年、増加する気候変動の影響による災害や切迫する地震災害などから地域を守るため、緑地のもつ防災減災機能の活用を図ります。	農地、公園（防災公園）、道路	課題2：防災減災対策につながる緑地の活用
	③ 公園・街路樹などの既存の緑地の適正な維持管理 緑地の質を維持・向上するため、維持管理体制の構築など、まちなかの緑地の適正な維持管理を図ります。	幹線道路（街路樹）、公園（防災公園）	課題4：緑地の質の向上
2. 緑地をつくる	① 公園整備や開発地の緑地整備などの緑化の推進 まちなかにおいて都市公園などの緑地の良質なオープンスペースを確保し、開発地では周辺都市環境との調和を図るため緑化の推進を図ります。	住宅地、公園、工業地域など	課題3：良好な居住環境・都市環境を創出するための緑地の活用
	② 良好な居住環境・都市環境を彩る緑地の創出 県民の健康を守り、都市生活に憩いや潤いをもたらすため、まちを彩る緑地を創出します。	住宅地、中心市街地、農地、社寺林など	
3. 緑地を育む	① 県民・事業者・活動団体・行政が連携した緑地の保全・創出 緑地の保全・創出活動を通じた、県民や事業者、活動団体などの連携・交流の場を創出します。	道路、河川、海岸、公園など	課題4：緑地の質の向上
	② 緑の基本計画策定につながる市町への支援 身近な緑地を総合的かつ計画的に保全・創出する緑の基本計画の策定につながる情報提供等により市町を支援します。	都市計画区域を有する市町	課題5：市町の緑の基本計画の策定促進
<b>県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項</b> 県営都市公園の整備および管理については、基本方針を横断する観点から、施設の長寿命化や適切な配置、多様な主体との連携等による公園機能の確保等を図ります。			課題1、2、3、4

緑地の保全及び緑化の目標の対象となる緑地のイメージ



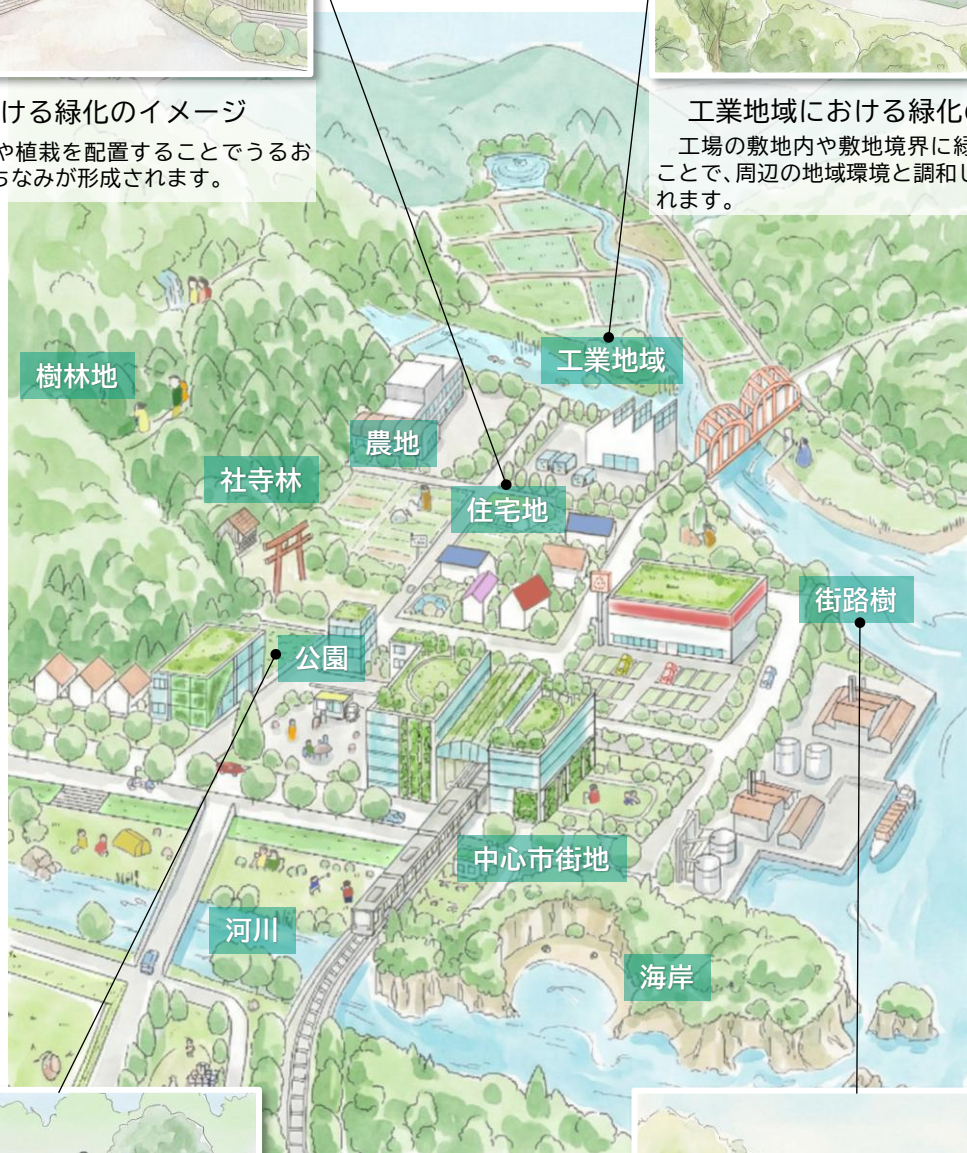
住宅地における緑化のイメージ

接道部への生垣や植栽を配置することで、より美しいまちなみが形成されます。



工業地域における緑化のイメージ

工場の敷地内や敷地境界に緑地が配置されることで、周辺の地域環境と調和した景観が形成されます。



公園における緑化のイメージ

民間活力の活用等によって、より質の高い都市公園を生活に身近な場所に配置・整備することで、レクリエーションなど緑地のもつ多様な機能が発揮されます。



幹線道路における街路樹のイメージ

歩行者などに対する安全性を確保しながら、樹形管理等を行うことで景観形成などの樹木のもつ機能や効用が増進されます。

イメージ参考：グリーンインフラ推進戦略 2030（国土交通省）

## 2. 2. 緑地の保全及び緑化の目標に係る指標

ここでは、緑地の保全及び緑化の目標に基づく指標を以下のとおり設定します。

今後、計画の中間評価や改定の際に、指標の動向や推移の要因を検証するとともに、社会情勢の変化や都市の緑地を取り巻く分野の状況を把握することで、緑地の保全及び緑化の推進のための施策の評価や改善を適切に図っていくこととします。

### (1) 基本方針「緑を守る」に関する指標

指標	現状値	目標値
市街地の緑被率	16.1% (令和6(2024)年)	16.1% (令和28(2046)年度)

出典：現状値は、日本域高解像度土地利用土地被覆図(2006年～2011年、2024年)(ALOS利用推進研究プロジェクト(JAXA))の「森林」「水田」「畑地等」「水域」「草地」の合計を緑被とし、市街化区域あるいは用途地域(都市計画決定GISデータ 国土交通省 令和7(2025)年)に含まれる緑被から算出したもの。

地域の安全・安心につながる緑地を守るためには、まちなかの緑被地の確保による骨格的緑地を軸とした緑地のネットワークの形成が重要です。そこで、市街地での緑被地の着実な確保に関する指標として、市街地(市街化区域、用途地域、用途地域の指定のない市町では市役所および町役場から半径500mの範囲)の緑被率を設定しました。

目標値としては、市街地の緑被の推移(平成18～23(2006～2011)年24.6%から令和6(2024)年16.1%に減少)を背景として、今後も緑被地が宅地等の市街地に変化し、緑被率の減少傾向が想定されるため、現状維持(16.1%)とします。

### (2) 基本方針「緑をつくる」に関する指標

指標	現状値	目標値
都市計画区域における一人当たりの都市公園面積	11.0㎡/人 (令和5(2023)年度末)	14.8㎡/人 (令和28(2046)年度)

※出典：現状値 都市公園面積：都市公園データベース(国土交通省 令和6(2024)年3月現在)の都市公園合計面積※カントリーパークを除く)、人口(同データベースの都市計画区域人口)：目標値 都市公園面積：平成8(1996)年、平成20(2008)年、令和6年(2024)年の実績値を用いた回帰分析結果、人口：日本の地域別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所 令和5(2023)年推計)の三重県の総人口を基準とした推計値

魅力ある地域を彩る緑地の創出のためには、公園整備などによる緑化の推進が重要です。そこで、公園整備などによるまちなかでの緑化の推進に関する指標として、都市計画区域における一人当たりの都市公園面積を設定しました。

目標値は、前計画からの増加量を考慮し14.8㎡/人とします。

### (3) 基本方針「緑を育む」に関する指標

指標	現状値	目標値
市町における「緑の基本計画」の策定数	13市町 (令和7(2025)年)	22市町 (令和28(2046)年度)

多様な主体が連携・交流を通じて、地域の実情に応じた身近な緑地を育むためには、市町による緑の基本計画の策定と、計画に基づく施策や取組の推進が重要です。そこで、緑の基本計画策定につながる市町への支援に関する指標として、この策定数を設定しました。

目標値は、都市計画法において自然環境の保全等への配慮が求められていること、また、緑の基本計画が都市計画マスタープランと密接に関連することを考慮し、都市計画マスタープランを既に策定している22市町とします。

### 3. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

緑の広域計画は県全体を対象とした広域的な見地から、県における緑地の将来像やその実現に向けた方針を明らかにするもので、多様な主体が取り組むための基本的な施策を示すものです。

緑地の保全・創出にあたっては、まちづくりの主体である市町が地域特性をふまえて緑の基本計画を策定し、計画的かつ系統的に緑地に関する施策を推進することが効果的であることから、県としては緑の基本計画の策定・改定を支援していきます。

#### 3. 1. 「緑地を守る」ための主な施策

##### (1) 緑地のまとまりやつながりの形成と緑地の機能強化



###### ① 緑地のネットワークの形成

緑地は連続させることによって、生物の移動経路やより広範囲でのクールアイランド現象など大きな効果が得られることから、山林や丘陵地、河川、海岸などの骨格的緑地を軸としながら、都市公園や農地、街路樹等の市街地の緑地の適切な維持管理や、公共施設や民間施設の緑化、社寺林などの保全によって市街地の緑地を確保することで、緑地のネットワークを形成していくことが重要です。

また、市街地の緑地は風致地区や特別緑地保全地区などの土地利用の規制誘導による保全も促進していくことが重要です。都市の緑地の将来像における骨格的緑地などの広域的な緑地の配置方針については、各市町の緑の基本計画との整合を図りながら、必要に応じて土地利用の規制誘導を実施することで、広域的な緑地のネットワークを確保していきます。

###### ② 多様な生物の生息環境等の保全・再生

地域の生物多様性を確保するため、「みえ生物多様性推進プラン」と連携しながら、在来種の生息・生育環境や移動経路である公園や農地、河川、海岸などの都市の緑地を保全することが重要です。特に重要な自然環境や野生生物については、法的規制による希少種や在来種とその生息地の保全に加え、保護地域以外の緑地等についても外来種の増加や分布の拡大等に留意しながら、保全を推進していくことが重要です。

また、生物多様性に関する県民の理解を高め、社会全体で生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくため、普及啓発や様々な主体による連携・共同の保全活動を促進していくことが重要です。県管理河川では、自然環境に配慮した整備を進めるとともに、河川の特性に応じた多自然川づくりや生態系に配慮した親水空間の保全に取り組みます。

###### ③ カーボンニュートラルの実現と都市環境の改善に向けた緑地の適切な維持管理

公園の樹木や植物などの都市の緑地は、植物の光合成による二酸化炭素の吸収源としての役割を担うことから、緑地を適切に維持管理することで、カーボンニュートラルの実現に貢献していくことが重要です。

また、河川や公園、社寺林などのまとまった緑地に加え、屋上緑化や壁面緑化などの緑地は建物の表面温度の上昇や蓄熱を防ぎ、植物の蒸発散や緑陰による地表面等の温度を下げることで、ヒートアイランド現象を緩和する機能があることから、緑地のまとまりやつながりを考慮しながら、適切な維持管理を実施し機能を強化していくことが重要です。

さらに、近年、太陽光発電施設への安全面、防災面、景観や環境への影響等に対する地域の懸念が高まっていることから、太陽光発電施設の導入にあたっては、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」等を踏まえ、三重の豊かな自然環境との調和を図ることが重要です。

## (2) 災害から地域を守るグリーンインフラの活用



### ① グリーンインフラのもつ防災・減災機能の活用

グリーンインフラのもつ防災・減災機能として、市街地では、レインガーデン（雨庭）等の道路・公園施設を活用した雨水貯留・浸透機能や、都市農地等を活用した雨水管理や洪水抑制、火災時の延焼防止などの機能を活用することが重要です。県管理道路では、道路の法面における地域特性に応じた緑化に取り組みます。

森林地域では、地域森林計画を指針としながら、健全な森林を育てることで山崩れを防ぎ、流木や土砂の流出を防止するため、間伐等の取組が重要です。

### ② 都市公園の防災・減災機能の強化

南海トラフ巨大地震等の大地震への脅威が高まる中、一時避難場所の確保など都市の防災性向上の面からも都市公園の存在が重要であり、既存都市公園の防災機能の強化等が望まれます。

## (3) 公園・街路樹などの既存の緑地の適正な維持管理



### ① 公園施設の既存ストックの維持管理・更新

公園施設の多くは老朽化が進行しているため、公園施設長寿命化計画などに基づき、計画的な修繕や更新を実施するとともに、利用状況等に応じて統合や廃止を検討することで、公園利用者の安全・安心を確保しながら、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの縮減や予算の平準化を図ることが重要です。

### ② 街路樹などがもつ機能や効用の増進

公園内の樹木や街路樹はむやみに強剪定を行わず、公園利用者や歩行者などに対する安全性を確保しながら、樹形管理などによって樹木のもつ機能や効用の増進を図ることが重要です。県管理道路では、良好な景観形成や道路交通の安全確保等の機能が発揮されるよう、「三重県街路樹マネジメント方針」に基づく適切かつ計画的な維持管理を進めます。



県営都市公園  
(ダイセーフォレストパーク (鈴鹿青少年の森))



街路樹による良好な道路景観

### 3. 2. 「緑地をつくる」ための主な施策

#### (1) 公園整備や開発地の緑地整備などの緑化の推進



##### ① 都市公園の整備と利用促進

都市公園は、市街地の緑地の基幹的な施設であり、緑地のもつ多様な機能や効用を発揮させるため、より質の高い都市公園を生活に身近な場所へ適切に配置・整備していくことが重要です。

さらに、都市公園法等が改正され、公募設置管理制度やみどり法人制度が導入されるなど、公園の整備や維持管理・運営に民間参入が可能となりました。今後は行政だけでなく、民間活力を生かすことも重要です。

##### ② 都市計画公園の機能検証等と計画見直し

都市計画決定後に事業着手が進行していない都市計画公園について、社会情勢や都市計画決定に関する国の施策変化、地域の実状等に対応し、その機能や役割を検証したうえで必要に応じた計画見直しを行うことが重要です。

##### ③ 開発地の緑地整備

開発地は住宅や工場等の都市的土地利用が行われる場所ですが、周辺環境との調和を図る必要があり、一定量の緑地の整備は行われます。しかし、開発地の周辺環境によっては、緑地協定制度や地区計画等の緑地保全条例制度を活用することで更なる緑化推進を求めていくことも重要です。

また、県では「市街化調整区域における地区計画に関するガイドライン」を公表しており、地区計画の型別に緑地や緑化に関する基準を設けています。今後もガイドラインを十分に検討した円滑な制度運用を促進するとともに、社会情勢の変化や都市計画区域マスタープランの改定等に合わせ、ガイドラインを適切に見直していきます。



県営都市公園（北勢中央公園）



開発地における緑地整備の様子

## (2) 良好な居住環境・都市環境を彩る緑地の創出



### ① 各種制度活用によるまちなかの緑地の保全・創出

都市の緑地は都市におけるレクリエーションや景観形成、防災、生物多様性、CO<sub>2</sub>の吸収源等の役割をもつため、都市に現存する緑地の保全はもちろん、公園緑地や街路樹、河川緑地、港湾緑地等の整備や官公庁施設等の公共施設の緑化、民有地の緑化等を推進することで、より質が高く新しい緑地を創出することが重要です。

都市の緑地を保全・創出するためには、風致地区や地区計画、市民緑地等の制度を活用することが有効です。また、居心地が良く歩きたくなるまちなかを目指すまちなかウォーカブル推進事業などによって、芝生や植栽、緑化施設などを用いた歩道やポケットパーク等の高質なオープンスペースを創出し、人々の交流や賑わいを生み出すことも重要です。

### ② 市街地内および周辺における農地の保全・活用

市街地に介在する農地（生産緑地を含む）については、国の方針で「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へ位置づけを大きく転換が図られたため、今後も地域の実状等に合わせながら、農地の保全を図り、都市と農地が調和した市街地環境を形成していくことが重要です。また、市街地外縁部に位置する農地については、市街地の拡大抑制に資するとともに、緑地のネットワークを形成する上で重要であることから、地域の実状等を踏まえながら、田園交流の場として活用するなど、効果的に保全・活用することが重要です。

### ③ 地域の歴史・文化と一体となった緑地の保全

歴史資源と一体となった緑地は、歴史の重みを感じさせ、良好な景観形成に寄与し、観光地としての魅力創造の一翼を担っています。このように観光的な観点から都市の緑地を捉え、地域の歴史・文化を感じさせる緑地の保全・緑化推進を図ることが重要です。

### ④ 植樹・花植え活動等による都市を彩るみどりの創出

公共空間を活用した花植え活動や植樹活動により創出されるみどりは、都市環境の彩るみどりとして市街地に潤いや憩いを与えるため、これらの活動を後押ししていくことが重要です。

県では、県が管理する施設等において施設や地域の特徴を活かした植栽や花壇の設置等に取り組みます。

#### 市街地での花植え活動

「花植え活動」を通じ、高齢者や子ども、障がいのある人をはじめ、様々な方が知り合い、いざというときに助け合える地域づくりなど、地域の絆<sup>きずな</sup>を強める取組として、みえ花と絆<sup>きずな</sup>のプロジェクトを実施しています。

令和5（2023）年度には県内17か所において、延べ585名の市町や自治会、小学校等の方々と一緒に、道路沿い等の花壇で花植えを実施しました。



出典：みえ花と絆<sup>きずな</sup>のプロジェクト（令和6年度）（三重県）

### 3. 3. 「緑地を育む」ための主な施策

#### (1) 県民・事業者・活動団体・行政が連携した緑地の保全・創出



##### ① 緑地に対する意識啓発と情報発信

緑地を保全・創出していくうえで、県民の緑地に対する意識高揚や環境知識の学びが重要です。そのためには、定期的な情報発信や緑化イベントの開催など、県民個人の行動を促す仕組みが重要です。

また、緑地に対する多様な関わりを促進するため、幅広い世代に向けた緑地を活かした健康や遊びのイベントの開催や、イベント等を通じたコミュニティの形成などを支援することも重要です。

##### ② 緑地の維持管理活動の促進と支援

個人だけでなく、活動団体や企業などが行う身近な緑地（公園や街路）の維持管理活動などに対し、支援を図っていくことも重要です。

#### 協働による公共空間の緑化の推進

県が管理する道路・河川・海岸・都市公園では、地域住民等が自主的に行う草刈、清掃、花壇管理、その他環境美化及び保全に寄与する活動に対し、作業に必要な物品の提供、作業中の事故に備える保険料（傷害・賠償）等の支援を行っています。



出典：花とみどりの三重づくり基本計画（三重県）

#### (2) 緑の基本計画策定につながる市町への支援



##### ① 市町における緑の基本計画策定・改定の促進

身近な緑地の保全や創出を総合的かつ計画的に実施するための計画である「緑の基本計画」は、地域住民や活動団体等と市町が連携して、地域の緑地の保全・創出活動を効率的に進めるために重要な計画です。県では、緑地の保全・活用に関する各種制度や他都市の取組事例に関する情報提供などによって策定・改定を支援していきます。

## 4. 県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項

県営都市公園の整備や管理については、3つの基本方針を横断する事項であることから、前項（緑地の保全及び緑化の推進のための施策）とは別に、都市緑地法の規定に基づく項目として以下のとおり記載しています。

まとまりある緑地の確保による都市環境の保全や、県民の健康づくりおよび交流活動等の場の提供、災害時の避難場所や延焼防止等の重要な機能を担う県営都市公園は、今後も「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、施設の長寿命化を図るとともに、社会情勢に合わせた適切な管理等を検討していきます。

さらに、防災拠点として位置づけられた県営都市公園における施設整備や防犯性の向上のための園路等の整備などによる都市公園の機能確保、強化を図るとともに、民間活力の活用等による県営都市公園の利用促進を目指します。

基本方針と県営都市公園の対応

基本方針	緑地の保全及び緑化の目標	対象となる主な県営都市公園 【】：主な関連事業・取組
1. 緑地を守る	(1) 緑地のまとまりやつながりの形成と緑地の機能強化	・全公園
	(2) 災害から地域を守るグリーンインフラの活用	【公園施設長寿命化対策支援事業】
	(3) 公園・街路樹などの既存の緑地の適正な維持管理	・全公園
2. 緑地をつくる	(1) 公園整備や開発地の緑地整備などの緑化の推進	—
	(2) 良好な居住環境・都市環境を彩る緑地の創出	【花とみどりの文化の振興・花の名所づくりの推進】 ・全公園
3. 緑地を育む	(1) 県民・事業者・活動団体・行政が連携した緑地の保全・創出	【指定管理者制度の活用】 ・北勢中央公園、ダイセーフォレストパーク（鈴鹿青少年の森）、亀山サンシャインパーク、大仏山公園、熊野灘臨海公園 【Park-PFI 事業】 ・ダイセーフォレストパーク（鈴鹿青少年の森） 【ネーミングライツ・パートナー事業】 ・（導入済み）ダイセーフォレストパーク（鈴鹿青少年の森） ・（募集中）北勢中央公園、亀山サンシャインパーク、大仏山公園、熊野灘臨海公園 【都市公園美化ボランティア活動助成事業】 ・全公園

# 第4章. 計画の推進

## 第4章. 計画の推進

### 1. 各主体の役割

緑地の保全や緑化の推進にあたっては、県、市町、県民・活動団体・企業等の各主体が連携・相互支援を図りながら総合的に緑地づくりを展開する必要があります。

各主体の役割を以下のとおり整理します。

各主体の役割

主体	役割
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑の広域計画による広域的な見地から緑地の保全・緑化の推進</li> <li>・ 森林、農地、海岸、河川など、骨格的な緑地の保全や緑地のネットワークの形成・維持</li> <li>・ 県営都市公園の整備と活用</li> <li>・ 骨格的な緑地の保全等に対する市町間連携の調整等</li> <li>・ 都市の緑地の保全や緑化推進に係る情報提供や財源確保</li> </ul>
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑の基本計画の策定または改定、および計画的かつ効果的な実施</li> <li>・ 都市緑地法や都市公園法等による都市内や外縁部の樹林地、農地等の緑地の保全と創出</li> <li>・ 中心市街地や市街地等における民有地の緑化誘導</li> <li>・ 都市公園の適正な整備と維持管理の推進</li> <li>・ 緑地の保全・緑化活動に係る普及啓発活動の促進</li> <li>・ 都市の緑地の保全や緑化推進に係る情報提供や財源確保</li> </ul>
県民 活動団体 企業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民有地の敷地内における既存の緑地の保全</li> <li>・ 緑地に関する制度を活用した良好な居住環境の形成</li> <li>・ 緑地の保全や創出に関するまちづくり活動への参画</li> <li>・ NPO 団体、企業等による緑地の保全や緑化推進のための取組</li> <li>・ Park-PFI 制度など、民間活力による公園・オープンスペース整備への参画</li> </ul>

## 2. 進行管理

### 2. 1. 進行管理の対象

前計画では、進行管理の方法が明確に定められていなかったため、中間評価など計画の進行や進捗具合を検証する作業を実施せず、指標の達成状況に一部、影響を与えた可能性もあると考えられます。

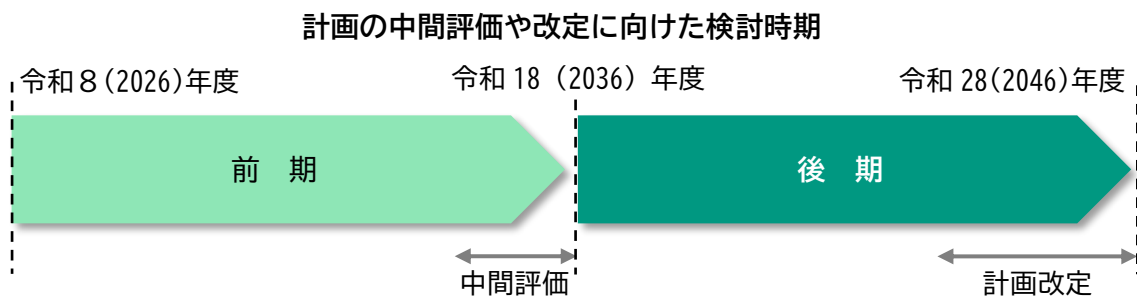
そのため、本計画では、計画を着実に進行管理していくために、基本方針ごとに設定したモニタリング指標を進行管理の対象として、達成状況を数値などで確認しながら、本計画における各種施策や取組について、総合的に点検・評価を行います。

### 2. 2. 進行管理の方法

本計画では、計画策定 10 年後（令和 18（2036）年度頃）を目途に、計画の進行状況や施策の実施状況についての中間評価を行います。

中間評価については、取組が進んでいない場合は現状を把握し、その原因を分析した上で、取組の改善等の必要な見直しを行います。

また、計画期間である令和 26（2044）～令和 28（2046）年度において、本計画の改定に向けた検討を行います。





# 第5章. 市町の取組促進 に向けて

# 第5章. 市町の取組促進に向けて

ここでは、県内の都市計画区域を有する市町が「緑の基本計画(緑のマスタープラン)」を策定または改定する際の参考となる事項について整理します。市町においては、これらの事項を参考とし、緑の基本計画を積極的に策定または改定し、計画的かつ系統的な緑地の保全・創出に取り組むことが期待されます。

## 1. 緑の基本計画の概要

### 1. 1. 緑の基本計画について

緑の基本計画は、都市緑地法の第4条第1項に基づいて策定される計画です。

**都市緑地法 第4条第1項**

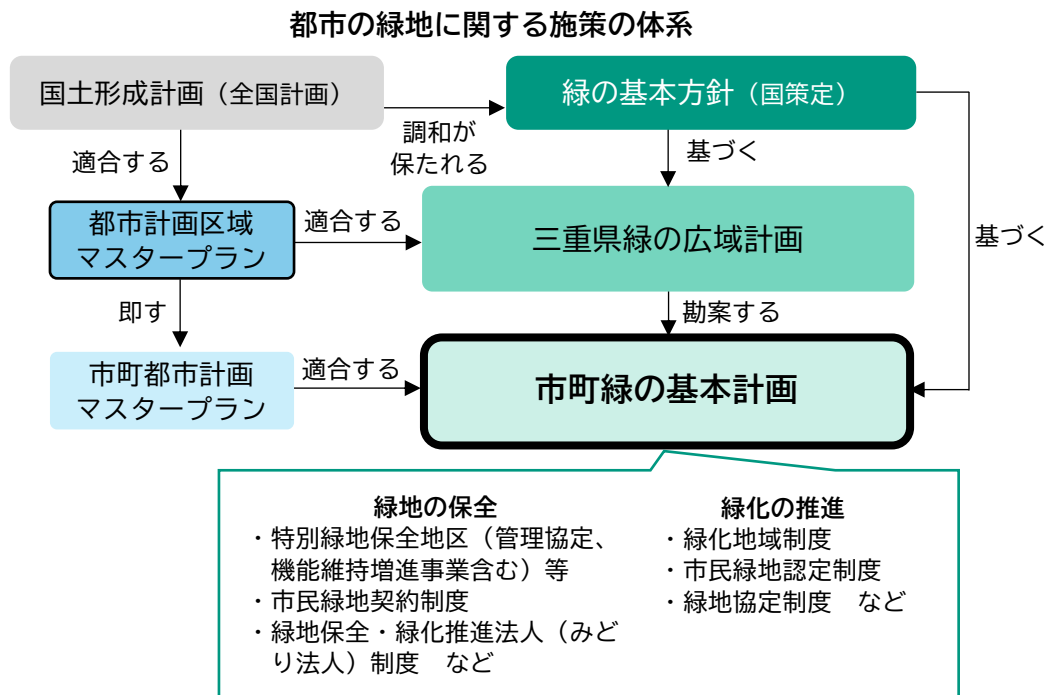
市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき(広域計画が定められている場合にあつては、基本方針に基づくとともに、当該広域計画を勘案して)、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。

緑地の保全・創出にあたっては、まちづくりの主体である市町が、緑の基本計画を策定または改定し、計画的かつ系統的に緑地の保全・創出を行うことが効果的であるとされています。

### 1. 2. 緑の基本計画の位置づけ

都市の緑地を保全・活用する体系では、国の「緑の基本方針」や都道府県の「緑の広域計画」で施策が示されるほか、市町村の策定する「緑の基本計画」が位置づけられています。これらに示される各種施策などに基づいて、行政や住民、NPOなどの活動団体、企業などの様々な主体による活動が行われます。

以下に、国、県、市町の施策の関連を示す体系図を示します。



## 2. 緑の基本計画策定における参考資料

### 2. 1. 参考法令・資料等

緑の基本計画は、市町の緑地とオープンスペースに関する総合的な施策の推進に向けた個別の行政計画であるため、市町の行政運営の最上位計画である総合計画や関連計画である都市計画マスタープラン等との整合を図るとともに、広域的な見地から本県の緑地のあり方を示した本計画とも連携を図りながら策定することが必要です。

また、各種法令や国の指針・ハンドブック等も参考にしながら策定することが必要です。

緑の基本計画を策定する際の参考文献等

文献名	発行者	発行等年月
都市緑地法運用指針（令和7年4月版）	国土交通省都市局	令和7(2025)年4月改正
緑の基本方針（令和6年国土交通省告示第1367号）		令和6(2024)年12月
緑の基本計画ハンドブック（令和3年改訂版）	一般社団法人 日本公園緑地協会	令和3(2021)年5月
都市公園における公募設置管理制度 Park-PFI 活用の手引き	一般社団法人 日本公園緑地協会	平成30(2018)年9月
生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き	国土交通省都市局 公園緑地・景観課	平成30(2018)年4月
都市公園法運用指針（第7版）	国土交通省都市局	令和6(2024)年12月
令和5年度版公園緑地マニュアル	一般社団法人 日本公園緑地協会	令和5(2023)年6月
新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策 の展開について	国土交通省都市局 公園緑地・景観課	平成28(2016)年5月
緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技 術的配慮事項（都市緑地法運用指針 参考資料）	国土交通省都市局	平成23(2021)年10月

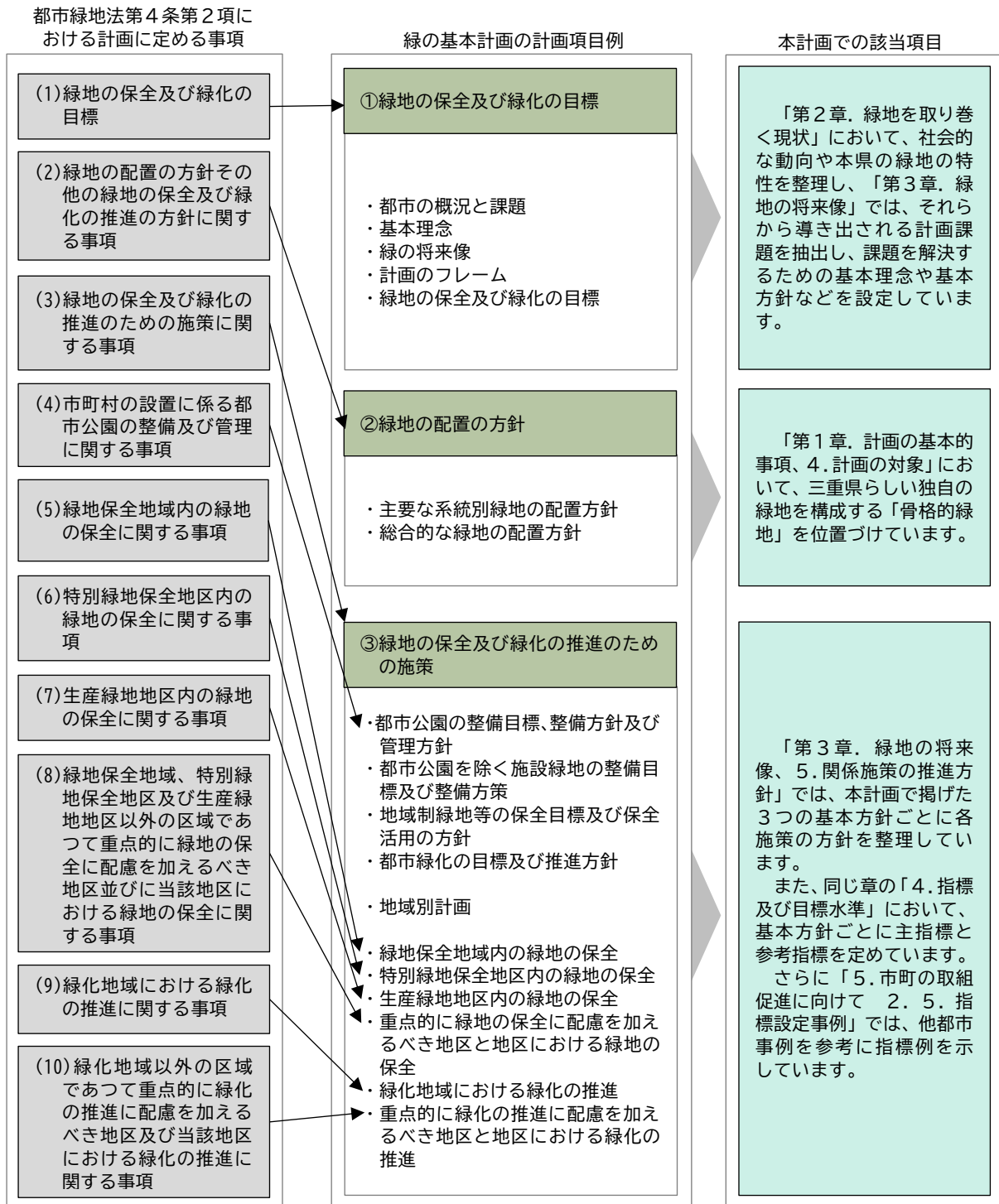
参考：一般社団法人日本公園緑地協会 緑の基本計画ハンドブック（令和3年改訂版）等

## 2. 2. 緑の基本計画の構成

緑の基本計画では、都市緑地法第4条第2項において定めなければならない計画事項が規定されていますが、だれもが計画書を見た時に分かりやすいよう計画の構成を検討する必要があります。

以下に「緑の基本計画ハンドブック 令和3年改訂版」で例示されている計画項目例を記載しますが、実際に計画を策定する際には、当該市町の緑地の現状や課題などを踏まえながら、まちの緑の将来像を描き、目標や施策などを整理する必要があります。

### 緑の基本計画の計画項目例



参考：都市緑地法、緑の基本計画ハンドブック 令和3年改訂版（一般社団法人日本公園緑地協会）

市町の緑地の配置の方針等において留意したい事項

人口減少と少子高齢化の進行を背景とした「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりとの連動のため、都市計画マスタープランや立地適正化計画等に示された将来都市構造を踏まえた緑地の配置の検討が重要です。

都市のコンパクト化と緑地のイメージ



出典：国土交通省(2014)<sup>2</sup>

出典：国総研資料 第914号 これからの社会を支える都市緑地計画の展望  
人口減少や都市の縮退等に対応した緑の基本計画の方法論に関する  
研究報告書（国土交通省 国土技術政策総合研究所）

緑の基本計画の関連計画や関連組織

地域課題の解決に向けて、都市計画や防災、景観といった多様な分野の計画や関連する組織の活動とも整合を図ることが望ましいです。また、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」を策定している市町は、緑の基本計画にて「緑地の保全及び緑化の推進に関する事項」を定める際に、「生物多様性地域戦略」に留意し、生物多様性の確保が効果的かつ効率的に推進されるよう配慮することが重要です。

さらに、森林や水域など、複数の市町にまたがる緑地の確保については、関係市町との調整、連携が重要です。

本県の関連計画や緑地の保全・創出活動に係る組織（例）

関連計画	関連組織
<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県都市計画基本方針、圏域マスタープラン、都市計画区域マスタープラン</li> <li>・市町村森林整備計画</li> <li>・みえ生物多様性推進プラン</li> <li>・みえ公共施設等総合管理基本方針</li> <li>・花とみどりの三重づくり基本計画</li> <li>・三重県地域防災計画</li> <li>・三重県二級水系流域治水プロジェクト</li> <li>・三重県景観計画、熊野川流域景観計画</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（公社）三重県緑化推進協会</li> <li>・（公社）みえ林業総合支援機構</li> <li>・（一財）伊勢湾海洋スポーツセンター</li> <li>・（公財）三重県スポーツ協会</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 2. 3. 緑地の保全・活用に関する各種制度

緑地の保全・活用に向けた施策を検討する際の参考として、都市緑地法などで規定されている各種制度を以下に示します。

### 緑地の保全・活用に関する各種制度①

制度名	制度の概要	県内実績 令和7(2025)年 8月末現在
都市の緑地全般に関する計画や条例		
緑の広域計画	都道府県が、一つの市町村の区域を超える広域的な見地から、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき、当該都道府県の緑地の保全及び緑化の推進に関して定める計画	あり
緑の基本計画	市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して総合的、計画的に実施するために、緑地の将来像や目標、施策などを定める基本計画(都市緑地法第4条)	13市町
緑地の保全 - 都市にのこる貴重な自然環境を保全 -		
特別緑地保全地区制度	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度(都市緑地法第12条)	該当なし
管理協定制度	特別緑地保全地区等の土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度(都市緑地法第24条)	該当なし
緑地保全地域制度	里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度(都市緑地法第5条)	該当なし
地区計画等緑地保全条例制度	屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度(都市緑地法第20条)	該当なし
市民緑地契約制度	地方公共団体またはみどり法人が、土地等の所有者と契約を締結して、市民緑地(住民の利用に供する緑地等)を設置管理する制度(都市緑地法第55条)	2市16地区
風致地区制度	都市における風致を維持するために定められる地域地区(都市計画法第8条)	5市町23地区 約3,838ha
生産緑地制度	市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図る制度(生産緑地法)	2市849地区 約137.4ha

出典：国土交通省 Web ページ 公園とみどり等

緑地の保全・活用に関する各種制度②

制度名	制度の概要	県内実績 令和7(2025)年 8月末現在
保存樹および保存樹林	<p>樹木の保存において、法律によるものと、自治体の条例等に基づくものがある。</p> <p><b>法律に基づくもの</b> 都市における美観風致の維持を図るため、樹木保存法に基づき、都市計画区域内の樹木または樹木の集団について、市町村長が指定するもの</p> <p><b>条例に基づくもの</b> 地域で親しまれてきた老木や名木、あるいは良好な自然環境を残す樹林などを、区市町村の条例等により、指定し保存するもの</p>	<p><b>法律に基づくもの</b> 該当なし</p> <p><b>条例に基づくもの</b> 1市 保存樹：805本 保存樹林：31件</p>
緑化の推進 - 公共公益等や民有地の緑化を推進 -		
緑化地域制度	緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度(都市緑地法第34条)	該当なし
緑地協定制度	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度(都市緑地法第45条、第54条)	該当なし
地区計画等緑化率条例制度	地区計画等の区域において、建築物の緑化率の最低限度が定められている区域を対象とし、その最低限度を良好な都市環境の形成を図るための緑化推進の観点から、建築物の新築等に関する制限として条例で定めることができる制度	該当なし
市民緑地認定制度	民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度(都市緑地法第60条)	該当なし
市民緑地契約制度(人工地盤型)	地方公共団体またはみどり法人が、土地等の所有者と契約を締結して、市民緑地(土地または人工地盤、建築物その他工作物に設置される、住民の利用に供する緑地または緑化施設)を設置管理する制度(都市緑地法第55条)	該当なし
取組支援等		
緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)	地方公共団体以外のNPO法人やまちづくり会社などの団体がみどり法人として緑地の保全や緑化の推進を行う制度(都市緑地法第81条)	該当なし
都市緑化基金	条例や寄付行為等を設置根拠とし、地域の緑化への助成はもとより、緑化フェアや緑化推進活動など地域に密着した緑化活動を行うもの	5市 県設置はなし

出典：国土交通省 Web ページ 公園とみどり等

## 2. 4. 取組事例

ここでは、近年、緑の基本計画が策定された全国の事例より、計画を策定する上で参考となる取組事例を本計画の基本方針（「緑地を守る」「緑地をつくる」「緑地を育む」）に沿って紹介します。

### （1）「緑地を守る」に関する事例

#### ① 緑地保全地域制度の活用

都市緑地法第5条に基づく制度で、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度です。

指定対象は、都市計画区域の無秩序な市街化の防止または公害もしくは災害の防止のため適正に保全する必要がある緑地や、地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要がある緑地とされています。

指定のメリットとして、管理協定制度の併用による管理負担の軽減や、市民緑地制度の併用による地域の自然とのふれあいの場としての活用があります。また、緑地保全地域における建築物の建築等の際に、知事や市長は、緑地の保全のため必要があると認めるときは、緑地保全地域ごとに個別に定める基準に従い、行為の禁止もしくは制限、または必要な措置を講ずることを命令することができます。

なお、指定実績は全国でまだありません。

#### ② 特別緑地保全地区制度の活用

都市緑地法第12条に基づく制度で、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。これにより豊かな緑を将来に継承することができます。

指定対象は、都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害または災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地とされています。

なお、指定のメリットとして、土地所有者に対する優遇税制などがあります。また、令和6（2024）年の法改正を受け、特別緑地保全地区で行う機能維持増進事業について、実施に係る手続きを簡素化できる特例が設けられました。特例の活用には、緑の基本計画における機能維持増進事業の実施方針や実施主体、期間、内容等の記載等が必要です。

さらに、土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、県や市町による特別緑地保全地区内の土地の買入れが可能となる制度も創設されました。

本県での指定実績はありませんが、近隣の愛知県名古屋市、春日井市、静岡県浜松市などで活用されており、名古屋城や熱田神宮、社寺林といったまちなかのまとまった緑など、現状凍結的に守りたい緑に指定される傾向があります。

名古屋城特別緑地保全地区  
(愛知県名古屋市)



出典：名古屋市 Web ページ 特別緑地保全地区

富塚椎ノ木谷特別緑地保全地区  
(静岡県浜松市)



出典：浜松 Web ページ 浜松市内の環境学習フィールド (No. 1~10)

名古屋市の特別緑地保全地区の概要

●指定の要件●

「特別緑地保全地区」の指定要件は次のとおりです。

無秩序な市街化を防ぐための遮断地帯、もしくは公害や災害を防ぐための緩衝地帯、または避難地帯として適切な緑地。



神社・寺院の建造物や遺跡等と一体となって、または、伝承もしくは風俗慣習と結びついて地域において伝統的・文化的意義を有する緑地。



風致または景観が優れている緑地、または動植物の生息地・生育地として適正に保全する必要がある緑地。



●優遇措置●

「特別緑地保全地区」の土地所有者にとって次のようなメリットがあります。

- 1) 固定資産税、都市計画税が全額減免になる場合があります。
- 2) 山林等の場合は相続税を計算する場合は、通常の評価額の 8 割評価減になる場合があります。
- 3) 行為の許可が得られないために土地利用に著しい支障をきたす場合は、名古屋市に対して土地の買い入れを申し出ることができます。土地の買い入れが成立した場合は、譲渡所得に 2,000 万円の特別控除が適用される場合があります。
- 4) 0.1 ヘクタール以上の土地で所有者が土地の管理を行う場合に報償金 (24,000 円/年) が支払われます。

出典：名古屋市 特別緑地保全地区のあらまし

## (2) 「緑地をつくる」に関する事例

### ① 緑化地域制度の活用

都市緑地法第34条に基づく制度で、緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づけるものです。

指定の要件は「用途地域が指定されている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」で、都市計画法における地域地区として市町村が計画決定を行います。

緑化の義務づけの対象となるのは、敷地面積が原則1,000㎡以上の建築物の新築または増築です。特に必要がある場合、条例で敷地面積の対象規模を300㎡まで引き下げることができます。

近隣では名古屋市で導入されており、緑豊かなまちづくりが効果的に進められています。

### 名古屋市の緑化地域制度の概要

## 緑化地域制度について

### 緑化地域制度とは・・・

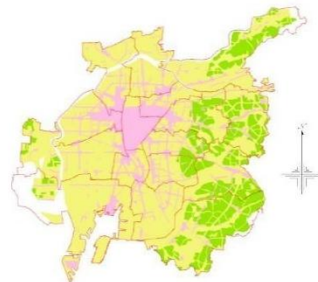
一定規模以上の敷地を有する建築物の新築や増築★を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付ける制度です

※★増築後の床面積の合計が、制度施行日(平成20年10月31日、建蔽率が80%を超える敷地においては平成30年4月1日)における床面積の合計の1.2倍を超えるものが対象です

### 緑化地域指定区域

市街化区域全域(着色部分)に緑化地域を指定しています。

緑化地域制度は、都市計画に定められた割合以上の緑化を義務付ける規制を行うもので、都市緑地法第34条に規定されています。同様の制度として地区計画に都市緑地法第39条第1項の規定に基づき緑化率を条例で定めています。



### 建築確認との関連

緑化地域制度及び地区計画で定められた緑化率に関する規定は、建築基準関係規定とみなされます。建築基準法施行規則では、緑化地域の該当建築物では、確認申請書に規定の緑化率を満たしていることを証する書面を添付することになっています。そのため、市や確認審査機関への確認申請前に、緑化率適合証明等通知書の交付を受ける必要があります。

指定建蔽率や地区計画はインターネットの名古屋市都市計画情報提供サービス、又は用途地域照会窓口(☎052-972-2797)にて調べてください。

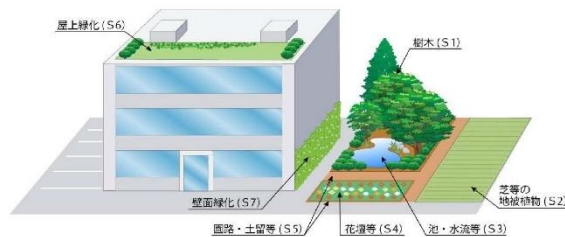


## 「緑化地域制度」における緑化面積の計算方法

緑化面積：樹木や芝などの緑化施設で被われている部分で、原則として、上から見た水平投影面積

$$\text{緑化面積} = S1 + S2 + S3 + S4 + S5 + S6 + S7$$

(水平投影の重なる部分は、重複して算入できません(壁面緑化を除く))



出典：名古屋市 緑化地域制度について

## ② 市民緑地認定制度の活用

都市緑地法第 60 条に基づく制度で、民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度です。

先に紹介した市民緑地契約制度では、民有地を一般の住民の利用に供する緑地として地方公共団体またはみどり法人が設置管理することに対し、市民緑地認定制度では、認定を受けた NPO 法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間として設置管理を行うという違いがあります。

認定基準としては、緑化地域または緑化重点地区内の周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地域において、300 m<sup>2</sup>以上の土地で、緑化率 20%以上を確保し、設置管理期間は5年以上となっています。

支援措置として、みどり法人が設置管理する認定市民緑地のうち一定の要件を満たす土地に係る固定資産税・都市計画税の軽減（令和 9（2027）年 3 月 31 日までの時限措置）といった税制優遇や、みどり法人または都市再生推進法人が設置管理する認定市民緑地における植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助を受けることができます。

本県での指定実績はありませんが、全国では東京都、埼玉県、千葉県、愛知県など、9 都県 12 都市で 16 緑地が指定されています（令和 6（2024）年 3 月末時点）。

出典：国土交通省 Web ページ 市民緑地認定制度

### 「ノリタケの森」（愛知県名古屋市）



出典：名古屋市 Web ページ 市民緑地認定制度

③ Park-PFI を活用した公園整備と維持管理

Park-PFI（公募設置管理制度）は、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度です。

都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法として近年着目されています。

本県においても、中央緑地（四日市市）や HOWA パーク（津市）、ダイセーフォレストパーク（鈴鹿青少年の森）（鈴鹿市）で実施されています。



**Park-PFIの活用によって促される効果**

- 公園管理者** 公共部分の整備に収益を充当させる仕組が法定化され、選定プロセスが明確化したことで、民間が参入しやすくなり、効果的・効率的な公園の再整備が促進される
- 事業者** 法律に基づく各種特例措置によって、公園という立地環境を活かしつつ、長期的な戦略をもって安定的な施設運営を行うことが可能となる
- 公園利用者** 公園の利便性が向上するとともに、公園の周辺も含めたエリアの魅力向上につながる

出典：国土交通省 ウォーカブルポータルサイト 第5回マチミチ会議 国の取組紹介（都市局公園緑地・景観課）

**県営都市公園における Park-PFI 事業事例**

ダイセーフォレストパーク（鈴鹿青少年の森）及び隣接する鈴鹿青少年センターでは、「青少年をはじめとした、幼児から高齢者までの幅広い世代が、自然に親しみ、学び、楽しみながら心身の健康維持や学習活動等を行うことができ、県内外の方々が集い、にぎわい、繋がるような施設、空間の実現」を目指し、PFI法に基づく事業手法の導入、地方自治法に基づく指定管理者制度の導入、及び都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI制度）の導入を実施しています。



駐車場等の整備（特定公園施設）  
（ダイセーフォレストパーク（鈴鹿青少年の森））

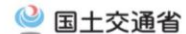
④ 空き地等の新たな活用

空き地をはじめとする低未利用の土地について、近年、人口減少等による土地の総量に対する需要の絶対的な不足等から生じる土地の管理不全化、外部不経済の発生等が全国的な課題として一層顕在化しています。こうした背景の下、国では、空き地等の適正管理や利活用に向けた考え方や具体的な先駆的取組事例などをまとめた指針として、空き地の適正管理及び利活用に関するガイドラインが公表されました。

ガイドラインでは、空き地等の利活用を推進するための基本的な考え方として、宅地の農園・菜園利用等といった利用転換やグリーンインフラとしての活用等の推進などが示されています。

空き地の適正管理と利活用に関する取組事例

取組事例⑫ 空き地の利活用方策(農園)(2)(東京都墨田区)



- 臨時駐車場として利用されていた寺院の土地に、NPO法人寺島・玉ノ井まちづくり協議会が、地域住民が利用できる広場やコミュニティガーデン「たもんじ交流農園」を開設。
- 地域の伝統野菜(江戸野菜)「寺島なす」の栽培や、収穫イベント等を実施。
- クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した「すみだの夢応援助成事業」により、5年間で約700万円の寄付を受領。
- 平成19年に商店街や町会の有志で立ち上げた任意団体を、平成29年に事業の活用を通じたまちづくりを目指し、NPO法人化。令和4年には「みどり法人」に指定され、本農園が墨田区初の「市民緑地」として認定。

クラウドファンディング型ふるさと納税の活用

年度	寄付額	事業内容
平成29年度	1,238,500円	農園の土地の整備や水道管工事、菜園区画の整備等
平成30年度	1,500,000円	菜園区画の増設、イベント広場の芝生の整備等
令和元年度	1,693,500円	交流広場の整地や舗装、ピオトープの整備等
令和3年度	1,118,750円	車椅子の方が農作業できる「可動式プランター」の整備等
令和4年度	1,806,000円	虫が生息できる環境(ピオトープの水循環)の整備等



取組事例⑭ 空き地の利活用方策(広場・防災空地)(1)(神戸市)



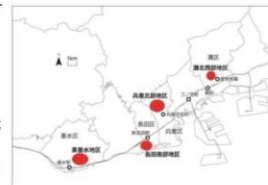
- 神戸市の「まちなか活用空地」は、密集市街地において火災の延焼を防止するスペースの確保を目的に、災害時は一時避難場所や消防活動用地、緊急車両の回転地などの防災活動の場として、平常時は広場・ポケットパークなどのコミュニティの場として機能。
- 土地所有者、まちづくり協議会等、市の三者で協定を締結した上で、市が土地を無償で借り受け(使用貸借契約)、当該土地は固定資産税等が非課税となる。
- また、市とまちづくり協議会等の管理協定により、協議会等が「まちなか活用空地」として整備(市の補助あり)と維持管理を実施(整備に伴う老朽建物の解体に関わる費用も補助対象)。

事業スキーム



経緯等

- ・平成23年3月、神戸市が地震などの際に大規模火災が発生する恐れがあり、避難や消火が困難とみられる4地区(灘北西部/兵庫北部/長田南部/東垂水)を密集市街地再生優先地区に指定。
- ・これら地区において地元のまちづくり協議会などと神戸市、土地所有者の3者協定により平成24年度より事業実施。



事業対象

- (1)対象地域内にあること
  - (2)少なくとも3~5年以上提供できること
  - (3)まちの防災性向上に資する位置・区域であること
  - (4)老朽建築物が存すること
- ※老朽建物を解体し、跡地を提供する際には、事前調整も踏まえ、建物解体費に対する補助あり。

実績等

・96箇所(令和6年3月時点)



出典：国土交通省 空き地等の適正管理と利活用に関する取組事例集

(3) 「緑地を育む」に関する事例

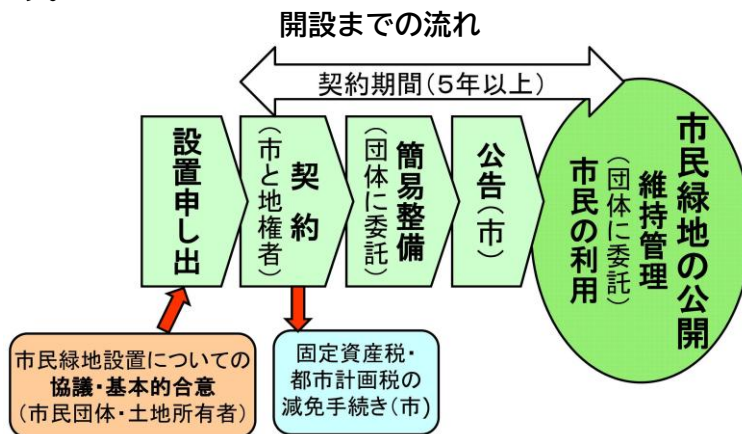
① 市民緑地契約制度

都市緑地法第 55 条に基づく制度で、地方公共団体またはみどり法人（都市緑地法第 69 条の規定に基づく緑地保全・緑化推進法人）が、土地等の所有者と契約を締結して、市民緑地（土地または人工地盤、建築物その他工作物に設置される、住民の利用に供する緑地または緑化施設）を設置管理する制度です。p39 の通り、本県においても指定実績があります。地方公共団体やみどり法人が緑地の管理を行うことにより、土地所有者の管理負担の軽減や土地所有者への優遇税制などがあります。

市民緑地契約制度の活用事例

四日市市では、地域住民が自ら緑地を整備する活動を応援するため、「市民緑地制度」が運用されています。身近な民有緑地を住民が整備し、子どもたちが自然の中で遊んだり、いろいろな年代の人が散歩したり憩える場所として利用していきたいという地域住民の願いに対して、土地所有者が地域で利用することに同意する場合、四日市市が土地所有者と土地使用貸借契約を結びます。

四日市市は契約で借り受けた土地を、憩いの緑地として市民に利用してもらうため、整備と維持管理を地域団体などに委託します。整備された「市民緑地」は、市民に公開されています。



所有者はどういうメリットがあるの？

- ・市民緑地は、市に無償で貸与（期間は5年間以上）となりますが、貸与契約期間中の固定資産税・都市計画税が非課税になります。20年以上の無償貸与の場合は、相続の際に、評価額の2割が減額されます。
- ・維持管理は地域団体などに委託されるため、下草刈りや枝打ちなどの日常管理負担が軽減されます。

整備の内容は？

- ・園路、柵、ベンチその他市民緑地の利用に必要な最小限度の施設や市民緑地の維持管理のために必要な施設を、市と土地所有者、整備委託を受ける団体が協働して整備します。

## ② 市民農園

市民農園は、サラリーマン家庭や都市の住民の方々のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、農家でない方々が小さな面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培する農園のことをいいます。このような農園は、ヨーロッパ諸国では古くからあり、ドイツではクラインガルテン（小さな庭）と呼ばれ、我が国では市民農園と呼ばれるほか、農業体験農園、ふれあい農園などいろいろな名称で呼ばれています。農家でない方々がこのような農地を利用できるよう、自治体、農協、農家、企業、NPO 法人などが市民農園を開設しています。

### 市民農園の開設事例

鈴鹿市では市民農園が「ふれあい農園」として開設されています。農地の所有者に対し、ふれあい農園の開設に関するマニュアルが作成され、土づくりや肥料に関する栽培マニュアルとともに、鈴鹿市の Web ページにて公開されています。

また、四日市市では、農家と非農家の混在化が進みつつある団地周辺地域等において、非農家が農作業体験を通して農業への理解を深めるため、市民農園が「市民菜園」として設置されています。

さらに、伊賀市では農業公園内に市民農園が開設されており、農園管理スタッフが常駐し、栽培や農地の管理の指導や講習会、実技講習、市民を対象とした収穫体験や農園利用者を対象としたイベントも開催しています。

#### ふれあい農園開設マニュアル

##### 1 ふれあい農園の目的

この「ふれあい農園」は、市街地住民と農村住民の交流の中で、農業への理解と関心を深めながら、健康増進・生きがいづくりとして、楽しみながら農業を体験し、心身ともに健康な身体づくりを目的とします。

##### 2 ふれあい農園の要件

次の要件を満たすことが必要です。

- ①複数の区画において、複数の者を農園利用の対象としていること。
- ②営利を目的としない農作物の栽培であること。

##### 3 ふれあい農園開設の方法

###### 場所の選定

場所は、利用者が利用しやすい場所を選定します。

- (1) 自宅から歩いて耕作可能な場所
- (2) 住宅団地の周辺地（住宅団地住民に農業体験を希望する人が多い）
- (3) 水利が可能な場所
- (4) 日当たりが良好な場所
- (5) 遊休農地（耕作放棄地・不耕作地）
- (6) 駐車場は、区画数の約 20%程度の配置（農地転用の手続きが必要な場合があります）  
※多様な作物の栽培が予想されますので、周辺農地の所有者等へ周知も必要です。  
※複数の方が利用する農園となりますので、周辺の住民の方へ迷惑がかからないような配慮も必要です。

###### 農地の整備

農地の整備は、あらかじめ耕運、密土等を行い、利用者が容易に農作業をできるようにしておく必要があります。

特に、水田を利用して野菜等を栽培する場合は、「水はけ」に十分注意してください。

出典：鈴鹿市 ふれあい農園開設マニュアル

## 2. 5. 指標設定の参考データ

緑の基本計画で指標を設定するにあたっては、本計画で設定している指標などを勘案しつつ、各市町の緑地の現状や課題に対応した適切な指標を設定することが重要です。ここでは、各市町が指標を検討する際の参考となる項目を示します。

### (1) 県下の市町の緑の基本計画における指標等

本県で策定されている主な緑の基本計画にて設定されている指標等は、以下の通りです。

緑の基本計画において設定されている指標等の概要

名称	策定年	関連市町	計画の指標等
津市都市マスタープラン (第6章 緑の施策方針、緑地の保全及び緑化推進のための施策)	平成 30 (2018)	津市	①人口一人当たりの都市公園の面積(都市計画区域、市街化区域) ②緑化・美化運動に取り組む団体数 ③公園を管理している自治会等の団体数 ④生け垣緑化の状況(延長)
四日市広域緑の基本計画	令和 4 (2022)	四日市市 菰野町 朝日町 川越町	①市街化区域、都市計画区域、行政区域全体の緑地面積と緑地割合 ②都市公園、市民緑地、公共施設緑地の面積と住民一人当たりの面積
桑名市緑の基本計画	平成 20 (2008)	桑名市	①市街化区域内の緑地率 ②市街化区域内の緑地面積
鈴鹿市緑の基本計画	平成 18 (2006)	鈴鹿市	①市民一人当たりの都市公園面積 ②都市計画区域内の緑地率
志摩市緑の基本計画	平成 21 (2009)	志摩市	①緑地率 ②都市公園等の住民一人当たりの面積 ③公共公益施設や民有地の敷地面積に対する緑化率
多気町緑の基本計画	平成 21 (2009)	多気町	①用途地域に接した周辺地域の緑地面積の割合、都市計画区域に対する緑地の割合 ②都市公園等(公共施設緑地を含む)の住民一人当たりの面積

(2) 基本方針に関連する参考指標

① 「緑地を守る」に関する参考指標

緑地を守る指標としては、アウトプットとして、緑地の面積や緑地率、開発を抑制する地域制緑地の指定数および面積を指標として設定することが考えられます。

また、生物の生息・生育環境の保全や緑地を活用した防災対策など、グリーンインフラの保全・活用に関する事業数や取組数などを指標とすることも効果的です。さらに、数量を基準とするアウトプット指標とは別に、それらから得られる効果などを測る住民の満足度などアウトカム指標を取り入れることも効果的です。

② 「緑地をつくる」に関する参考指標

都市に緑地を創出する上で代表的な指標としては、「住民一人当たりの都市公園面積」が最もよく使われ、進行管理もしやすい指標となります。そのほか、街路樹や生け垣の整備延長、市民緑地の認定数、緑の募金交付事業交付活動実施数といったアウトプット指標や、公園や緑地に関する利用者の満足度といった都市の緑地の利活用に関するアウトカム指標を取り入れることも効果的です。

③ 「緑地を育む」に関する参考指標

植樹活動や水質調査といった自然環境の保全活動などへの参加数や活動団体数など、直接的な緑地の保全・創出活動のほかに、Park-PFI 実施件数や緑化イベントおよび環境教育・環境学習などの普及啓発に関する項目を指標に取り入れることも効果的です。

参考となる指標一覧

基本方針	参考となる指標
1. 緑地を守る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑地の面積、緑地率（緑被率、緑視率）</li> <li>・ 地域制緑地の指定数、面積</li> <li>・ 生態系の回復に関する取組の実施数</li> <li>・ 生物多様性やネイチャーポジティブ等への住民意識</li> <li>・ 雨水流出の抑制、貯留等に関する取組箇所数</li> <li>・ 身近な自然環境に関する住民の満足度</li> </ul>
2. 緑地をつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民一人当たりの都市公園面積、都市公園等の利用圏域の人口カバー率</li> <li>・ 公共公益施設や民間施設等における緑化件数、面積</li> <li>・ 街路樹や生け垣等の整備延長</li> <li>・ 緑地協定の締結数、市民緑地の認定数・契約数</li> <li>・ 公園や緑地に関する利用者の満足度</li> </ul>
3. 緑地を育む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然環境等の保全活動団体数、参加者数</li> <li>・ 都市公園等の管理団体数、Park-PFI 実施件数</li> <li>・ 都市公園での自然体験イベント等の実施数</li> <li>・ 緑地の保全や活用に関するリーダー等の育成数</li> <li>・ 公園管理や自然環境等の保全活動による地域コミュニティの変化（住民意識）</li> </ul>



# 用語集

あ行		
あ	アフターコロナ	<p>令和元（2019）年末頃から世界的に流行した新型コロナウイルスによる感染症（COVID-19）が終息した後の世界のあり方を問う文脈で用いられる表現のこと。</p> <p>感染症の存在を前提にした生活（日常生活、社会活動、経済活動等）を今後も継続していくことを指す表現のこと。</p>
え	エコロジカル・ネットワーク	<p>生態系の拠点の適切な配置やつながりのこと。</p> <p>繁殖地や採餌場などのコアエリアおよび、その地域の外部との相互影響を軽減するためのバッファゾーン（緩衝帯）を適切に配置、保全するとともに、個体や種の移動を可能とする連続的な環境であるコリドー（回廊）を確保することにより形成される。</p>
お	オープンスペース	<p>都市または敷地内で、建造物の建っていない場所のこと。広場、公園、緑地、公開空地、空き地等。</p>
か行		
か	カーボンニュートラル	<p>温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。</p> <p>令和2（2020）年10月に政府により令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことが宣言されたが、「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。</p>
	河川緑地	<p>河畔林や河川敷を利用した園地等、河川法の適用される河川区域内の緑地のこと。</p>
く	クールアイランド現象	<p>ヒートアイランド現象が起こっている都市部の中で、緑地の周辺の気温が周辺よりも低くなる現象のこと。</p>
	グリーンインフラ	<p>社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもののこと。</p>
	グリーンボンド	<p>企業や地方公共団体等が、環境改善効果のある事業や環境保全のための事業等（いわゆるグリーンプロジェクト）に要する資金を調達するために発行する債券のこと。</p>

さ行		
さ	里地・里山	<p>三重県自然環境保全条例で「多様な動植物が生息し、又は生育する良好な自然環境を形成することができる」と認められる市街地若しくは集落地又はこれらの周辺の地域にある樹林地、農地、湿地等の存する区域」と定義される区域のこと。</p> <p>都市と原生的自然の間であって、人が利用してきた（いる）地域の総称であり、その内、2次林を里山と呼ぶことが多い。本計画では竹林やスギ・ヒノキ植林等も含めて里山として捉える。</p>
し	市街地	<p>本計画では、用途地域（住居、商業地域、工業など市街地の大枠としての土地利用を定める都市計画のこと）と、用途地域を指定していない市町の市役所や町役場の周辺（半径 500m 圏域※）のこと。</p> <p>※半径 500m 圏域：高齢者の徒歩圏（参考：都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省））</p>
	自然公園	<p>優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養、教化、生物の多様性確保等に寄与するために設けられた公園のこと。</p> <p>国立公園、国定公園、県立自然公園の3種類があり、土地の所有にかかわらず地域を指定する地域性の公園であるため、国、県有地だけでなく私有地も含まれる。</p>
	自然公園地域	<p>土地利用基本計画において、優れた自然の風景地で、その保護および利用の増進を図る必要があるとして規定される地域のこと。国立公園、国定公園および都道府県立自然公園として指定されることが相当な地域のこと。</p>
	市民農園	<p>農地を利用して、主として都市の住民がレクリエーションや自家用の野菜生産等を営利以外の目的として行う農園のこと。</p>
	市民緑地契約制度	<p>都市緑地法第 55 条に基づき、地方公共団体またはみどり法人が、土地等の所有者と契約を締結して、市民緑地（住民の利用に供する緑地等）を設置管理する制度のこと。</p>
	市民緑地認定制度	<p>都市緑地法第 60 条に基づく制度で、私有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度のこと。</p>
	森林地域	<p>土地利用基本計画において、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要があると規定される地域のこと。森林法に基づく国有林および地域森林計画対象私有林として指定されることが相当な地域のこと。</p>

せ	生産緑地地区 生産緑地制度	市街化区域内の農地等のうち、良好な都市環境の形成を図るために今後とも保全する土地を都市計画により定めた地域地区のこと。 農地として管理することが義務づけられており、建築物の新築や宅地造成等の土地の形質の変更は原則として行えない。
	生物多様性	自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念のこと。
た行		
ち	地域制緑地	法や条例、法による協定等により、その土地利用を規制することで良好な自然的環境の保全等を図ることを目的とした緑地のこと。
	地区計画	地区計画とは地域にあったきめ細やかなルールを都市計画として定めるもののこと。 都市緑地法に基づき、地区計画等(地区計画、防災街区整備地区計画、沿道地区計画、集落地区計画等)において条例を定め、屋敷林や社寺林等身近にある緑地を現状凍結的に保全することができる。
と	特別緑地保全地区	都市計画区域内で良好な自然環境を形成している緑地のうち、市町村が都市計画に地域地区のひとつとしてその区域を定めた緑地のこと。 神社、寺院等と一体となって文化的意義を有するもの、風致・景観が優れ、地域住民の生活環境として必要なもの、動植物の生息地または生育地で保全する必要があるもの等が指定される。
	都市計画区域 (市街化区域) (用途地域)	都市計画制度上の都市の範囲であり、市街地を含み、自然的条件、人口、土地利用、交通量等に関する現況および推移を考慮して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要があるとして指定される区域のこと。 (市街化区域)すでに市街地を形成している区域か、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。 (用途地域)市街地における土地利用の混在を防ぐ等の目的から、住居、商業、工業等大枠としての土地利用を定め、建築基準法と連動して、建築物の用途や形態等に一定の制限を加える制度のこと。
と	都市計画区域マスタープラン	都市計画法第6条の2に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のこと。 市町村を超える広域的見地から都道府県が決定するもので、都市計画区域や複数の都市計画区域を対象とし、都市計画の目標や区域区分の有無、主要な都市計画の決定方針等を定める。

	都市公園	<p>基本的には都市計画に都市施設として定められた公園や緑地で、地方公共団体によって設置されたもののこと。都市計画に定められていなくても、都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地、国が整備した国営公園も含む。</p> <p>住区基幹公園、都市基幹公園、大規模公園、国営公園に大別され、緩衝緑地や緑道、墓園等の特殊公園等も都市公園である。</p>
	都市公園法	<p>都市公園について定めた法律のこと。</p> <p>都市公園の定義や設置に関する基準、占有する場合の許可と条件、公園管理者による都市公園の保存義務等に関する事項が定められている。</p>
	都市再生特別措置法	<p>近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことにかんがみ、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化および都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、平成 14（2002）年に制定された法律のこと。</p>
	都市緑化基金	<p>条例や寄付行為等を設置根拠とし、地域の緑化への助成はもとより、緑化フェアや緑化推進活動など地域に密着した緑化活動を行うもののこと。</p>
	都市緑地法	<p>旧・都市緑地保全法が平成 16（2004）年の法改正（景観緑三法の制定）により改称されたものであり、都市における緑地を保全するとともに、緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とする法律のこと。</p> <p>都市における緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域の設定と都市計画上の位置づけ、緑地保全地域内での行為規制、緑地保全上必要な土地の買入れ、緑地協定、緑地管理機構の指定・業務等について規定している。</p>
<b>な行</b>		
ね	ネイチャーポジティブ	<p>自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。</p>
の	農用地区域 （優良農地）	<p>農業に利用すべき土地として、農業振興地域内に設定された土地区域のこと。</p> <p>農用地区域内の土地は、農業に関する様々な支援を受けることができる一方、農業以外への利用は制限される。</p> <p>（優良農地）土地利用基本計画において、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地、または農業に対する公共投資の対象となった農地のこと。</p>
<b>は行</b>		
ひ	ヒートアイランド現象	<p>都市がなかったと仮定した場合に観測されるであろう気温に比べ、都市の気温が高い状態のこと。</p>

心	風致地区	<p>都市計画法で定められた地域地区のひとつで、都市の風致（樹林地、水辺地等で構成された良好な自然的景観）を維持するために定める地区のこと。</p> <p>風致地区内では、土地の造成や建築物の位置や形態、デザイン、高さ、建蔽率等について規制される。</p>
ほ	保安林	<p>森林のもつ公益的機能（水源のかん養や環境の保全等）の発揮において重要な森林として、農林水産大臣または都道府県知事が森林法に基づき指定する森林のこと。</p> <p>森林以外の目的への土地の転用を原則禁止とし、伐採等の行為が規制される。</p>
	防災公園	<p>地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として機能する地域防災計画等に位置づけられる都市公園のこと。</p>
ま行		
み	緑の基本計画	<p>都市緑地法第4条において、「市町村が都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置として、主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するための計画であり、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」と規定されている計画のこと。</p>
	緑の広域計画	<p>都道府県が、一つの市町村の区域を超える広域的な見地から、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき、当該都道府県の緑地の保全及び緑化の推進に関して定める計画のこと。（都市緑地法第3条の3）</p>
ら行		
り	緑地	<p>都市緑地法運用指針においては「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。」と定義されている。</p>
	緑地率	<p>都市計画区域や市街地全体の面積に対する緑地の面積の割合のこと。</p>

	緑地協定制度	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度のこと。都市緑地法に基づく。
	緑地保全地域制度	里地里山等、都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度のこと。 地域地区として、都道府県、指定都市が計画決定を行う。都市緑地法に基づく。
	緑化重点地区	緑豊かなまちづくりを推進するため、民有地緑化に対する助成のほか、公園緑地や街路樹の整備等を集中的に行う地区として「緑の基本計画」により定められる地区のこと。
	緑化地域制度	緑が不足している市街地等において、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度のこと。都市緑地法に基づく。
	緑被	衛星写真や空中写等で上空から見た際に緑地で覆われている土地のこと。
	緑被率	都市計画区域や市街地全体の面積に対する緑被の面積の割合のこと。
<b>英字・数字</b>		
D	DX	DXとはDigital Transformationの略で、デジタルを活用することにより、時間短縮や付加価値の向上を実現し、暮らしやしごとをより良いものにすること。
E	ESG投資	ESGはEnvironment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス）の単語の頭文字をつなげたもので、環境や社会に配慮して事業を行い、適切な企業統治がなされている会社へ投資すること。
N	NPO	NPOとはNonProfit Organizationの略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称のこと。
P	Park-PFI	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。

S	SDGs	<p>SDGs とは Sustainable Development Goals の略称で、持続可能な開発目標と訳される国際目標のこと。</p> <p>平成 13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載され、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであるとされている。</p>
W	Well-being	<p>身体的・精神的・社会的によい状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的によい状態であることを含む包括的な概念のこと。</p>
—	30by30 目標	<p>2030 年までに、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。</p>